



「農業法人の経営課題と基本法改正について」

【報告事項】

1. 日本農業法人協会について
2. 2021年版 農業法人白書
3. 農業におけるコスト高騰緊急アンケート
4. 令和4年政策提言「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」
5. 食料・農業・農村基本法の見直し

令和4年11月17日

公益社団法人日本農業法人協会

専務理事 紺野和成

【配布資料】

1. 公益社団法人 日本農業法人協会の概要
2. 2021年版 農業法人白書
3. 農業におけるコスト高騰緊急アンケート結果
4. 令和4年政策提言「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」
5. 食料・農業・農村基本法の見直し

略 歴

福島県福島市出身、高崎市立高崎経済大学経済学部卒

- 昭和60年 農林漁業金融公庫入庫
近畿支店、長崎支店、農研機構（出向）、本店融資総括部、企画室、北海道支店
- 平成14年 京都支店融資課長、本店債権管理部主任調査役、融資第三部企業流通課長、
調査室調査課長、融資業務部食品産業課長、顧客支援部副部長
- 平成20年 日本農業法人協会専務理事（出向）
- 平成24年 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 総合支援部副部長
- 平成25年 千葉支店長（兼農林水産事業統轄）、帯広支店長（兼農林水産事業統轄）
- 平成31年 本店農林水産事業本部 営業推進部長
- 令和3年 日本農業法人協会専務理事（出向）

（外部委員等：特定非営利活動法人 日本食レストラン海外普及推進機構 理事 外）

公益社団法人 日本農業法人協会の概要

令和4年11月1日現在

1. 名 称 公益社団法人日本農業法人協会
2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル 1F
3. 設 立 日 平成11年6月28日



4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) 損害保険代理業、その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員：2,085
(本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等)

- (2) 賛助会員：7
(本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等)

一般社団法人全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人日本フードサービス協会

- (3) アグリサポート倶楽部会員：163
(情報提供に協力する個人・企業団体等)

金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー、団体等

活動紹介

公益社団法人日本農業法人協会

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、全国で2,000を超える会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、今後も消費者に農業の魅力をPRするイベントや農業法人白書の発行等、企画・運営していきます。

■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。

また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

- 農業法人実態調査⇒会員の経営実態や経営課題等について調査・分析し、農業法人白書を作成しています。
- 調査レポートの公表
- “農業経営を強くする情報紙「Fortis」”の配信⇒農業経営に役立つ情報を、メール・FAX等で毎週配信しています。
- 「農業経営サポート便」の発信⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。

■提案・提言活動

政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業法人協会の考えを伝えています。主な取組は次のとおりです。

<提言・要望書の提出>

- 日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言発表（2022/4：毎年発表）



金子原二郎 農林水産大臣への手交

- 農業の担い手に対する経営安定のための

交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」パブコメ提出（2022/3）

- 令和4年度税制改正要望書の提出（2021/11：毎年提出）
- 米政策に対する意見提出（2022/11）
- 「畜舎等の建築等及び利用特例」パブコメ提出（2021/9）
- 「家畜伝染病予防法施行規則等」パブコメ提出（2021/9）
- 「令和4年度農林関係予算に関する要請」提出（2021/8：毎年提出）
- 農地政策に対する意見書の提出（2021/4）
- 日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言発表（2021/4：毎年発表）
- 米政策に対する意見（2020/11）・米に関する現状認識及び提案の提出（2020/9）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とする「特別政策提言」発表（2020/5）・新型コロナウイルス感染症による影響に関する緊急要請書の提出（2020/3）
- 農産物検査法に関する要請書の提出（2020/1）

■自主的研究会活動

- やまと凛々アグリネット（女性ネットワーク）
- 野菜流通研究会（野菜の流通・販売）
- 酪農経営研究会（酪農経営）
- 先端技術研究会（新技術等スマート農業）
- イベントサポートクラブ（イベント）

■研修・教育活動

各界の著名人を講師に迎えるセミナーや課題別・地域別等の研修会や交流会を開催し、自己啓発や農業経営者としての能力開発や諸課題の解決を目指しています。

全国の会員を集めるセミナーを春・夏2回、若手農業者を集めた次世代農業サミットを7月・2月の2回開催。このほか、地域ブロック7カ所で研修・交流会を開催しています。コロナ禍の昨今では、オンラインにてほとんど毎月のペースで各種セミナーを開催しております。

また、農業技術の革新に向けて農研機構や経団連等の研究機関・企業と連携し、技術課題の解決に向けた取組を行っています。



次世代農業サミット



農業技術革新・連携フォーラム

■経営改善支援活動

会員の経営改善に資する様々な取組を実施しています。

- 信用調査⇒取引先の経営状態について参考情報を提供します。
- 農業経営に関わる相談対応⇒農業経営上の課題について、専門家や金融機関、ASC会員等と連携して解決をお手伝いします（経営支援プロジェクトチーム）。
- 農業経営診断事業の実施⇒無担保・無保証人の「スーパーL円滑化貸付・法人特例枠」を希望する法人に対し、経営診断を実施しています。
- ビジネスマッチング等の支援⇒（一社）日本フードサービス協会・（一社）日本総菜協会等と連携し、産地見学・商談・交流会を開催しています。



商談会風景

- 経営セーフティネット活動（会員限定）
 - ①会員限定の傷害補償制度⇒経営者・従業員などを対象とした団体割引の傷害補償や労災事故や賠償の補償に備える業務災害補償などの保険です。
 - ②食品あんしん制度⇒食品の製造・加工事業における異物混入や食中毒等に備えたPL保険及び各種費用損害、リコールに対する保険です。
 - ③家畜再生産費用補償保険⇒家畜が事故・疾病により死亡した際に経営継続費用の一部を補償する保険です。
 - ④使用者賠償責任保険⇒経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険です。
- 農産品の輸出に向けた情報収集と調査活動⇒日本貿易振興機構（JETRO）、NPO日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）、農林中央金庫など関係団体等との連携・協力による海外派遣ミッション及びバイヤー招聘事業・商談交流会の開催、テストマーケティング等を支援しています。



2018/1 アムステルダム

■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェーズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

- 会員向け研修会の開催⇒農業法人に従事する役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や、安全に農作業を行うために必要な基礎知識・技術等を習得する研修会を開催しています。



- 合同会社説明会への参加⇒東京や大阪を中心に1年間に6回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会に参加しています。



- 農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者等を対象にインターンシップ事業を実施しています。
- 外国人技能実習生の研修・受入事業の実施⇒外国人技能実習生の受入に必要な研修事業と実習生を受け入れた会員企業への監査指導を実施しています。
- 登録支援機関として、特定技能外国人や特定技能所属機関への支援に取り組みます。また、これらの活動を通じて得られた知見やノウハウをもとに、本制度の有効活用や適正な運営のためのマニュアルを整備し、普及啓発を行います。

■「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」

「就職氷河期世代（35歳～54歳）」の方を「訓練生」として募集。職業訓練を受けて免許などの資格を習得してもらい、職業訓練終了後には、習得した資格を活かし農業分野で正規雇用等の安定就労をしてい

ただくことを目的とし、就職まで一貫した支援を行っています（厚生労働省委託事業）。

■啓発・普及活動

- ファーマーズ&キッズフェスタの開催⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子どもたちに元気なニッポン農業を発信するイベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」を、2010年より日比谷公園（東京）にて10回開催し、5万人以上が来場されました。



コロナ禍もあり2020年度は開催を見送りましたが、2021年度は二子玉川（東京）にて形を変えて実施しました。今後も消費者に農業の魅力をPRするイベントを企画・運営していきます。



ファーマーズ&キッズフェスタ会場風景

- 講師幹旋活動の実施⇒日本農業法人協会に登録する先進的な農業経営者が講師となって、農業経営の法人化や経営の多角化などについて講演を行っています（オンライン講演も対応）。

公益社団法人日本農業法人協会



HP: <http://www.hojin.or.jp>

TEL: 03-6268-9500

FAX: 03-3237-6811

e-mail: nogyo@hojin.or.jp

©日本農業法人協会2021



2021年版 農業法人白書

— 2021年農業法人実態調査より —

2022年 8月

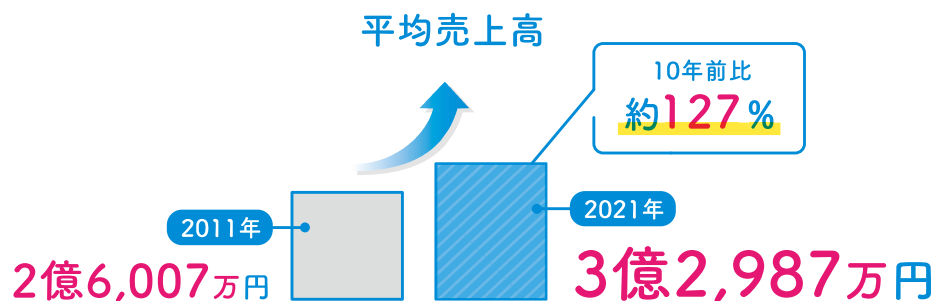


公益社団法人

日本農業法人協会

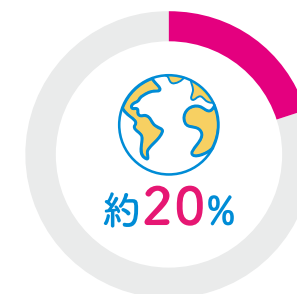
調査結果の概要

売上



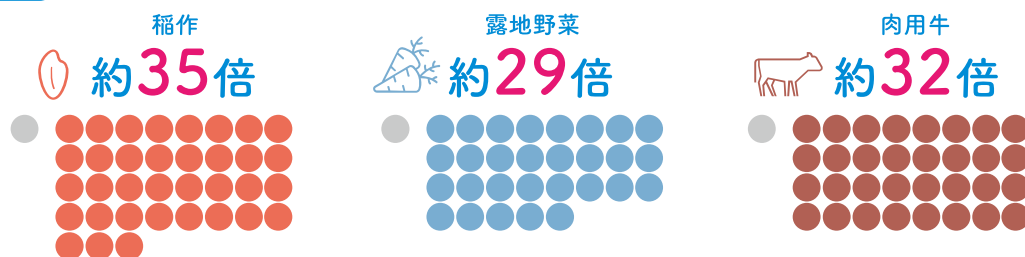
取組み

海外事業展開の
取組みや検討



経営

経営規模（全国比） [●=全国平均]



経営者平均年齢

59.2歳

全国平均67.8歳



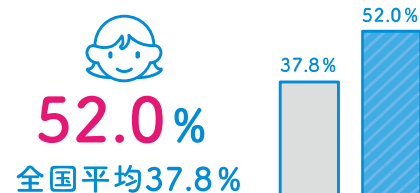
現在の経営課題

第1位

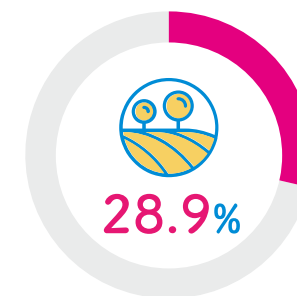
資材コスト



女性の経営参画



有機農業への
取組み



調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
農業法人実態調査	2021年11月～2022年3月	2,068	1,490	72.1%

調査対象：公益社団法人日本農業法人協会会員
実施方法：郵送留置法

※ 図表中の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 図中表のNまたはnは、有効回答数を示している。

目次

1章 会員法人データ

1-1	会社形態・売上規模・経営の多角化・地域	4
1-2	業種・営農地域	5
1-3	経営規模（土地利用型）	6
1-4	経営規模（畜産）	7
1-5	業種別の平均経営規模の推移	8
1-6	売上規模	9
1-7	売上の構成①	10
1-8	売上の構成②	11
1-9	経営の多角化	12
1-10	経営者年齢階層	13
1-11	経営者の年齢と承継代別割合	14
1-12	役員数・従事者数など	15
1-13	ダイバーシティ①（女性活躍・外国人材等）	16
1-14	ダイバーシティ②（特定技能外国人）	17
1-15	ダイバーシティ③（農福連携）	18

2章 農業経営をとりまく課題と取組み

2-1	業種別の主な販売先	20
2-2	経営リスク	21
2-3	現在の経営課題	22
2-4	スマート農業技術の導入①	23
2-5	スマート農業技術の導入②	24
2-6	金融機関との取引	25
2-7	借入金（設備資金）の調達	26
2-8	新型コロナ禍での資金調達	27
2-9	海外事業展開①（取組内容・輸出国地域など）	28
2-10	海外事業展開②（海外事業展開の課題・海外生産）	29

3章 持続的な農業生産に向けた取組み

3-1	「みどりの食料システム戦略」について	31
3-2	有機農業への取組みについて	32

【付録】

中小企業との比較について	33
--------------	----

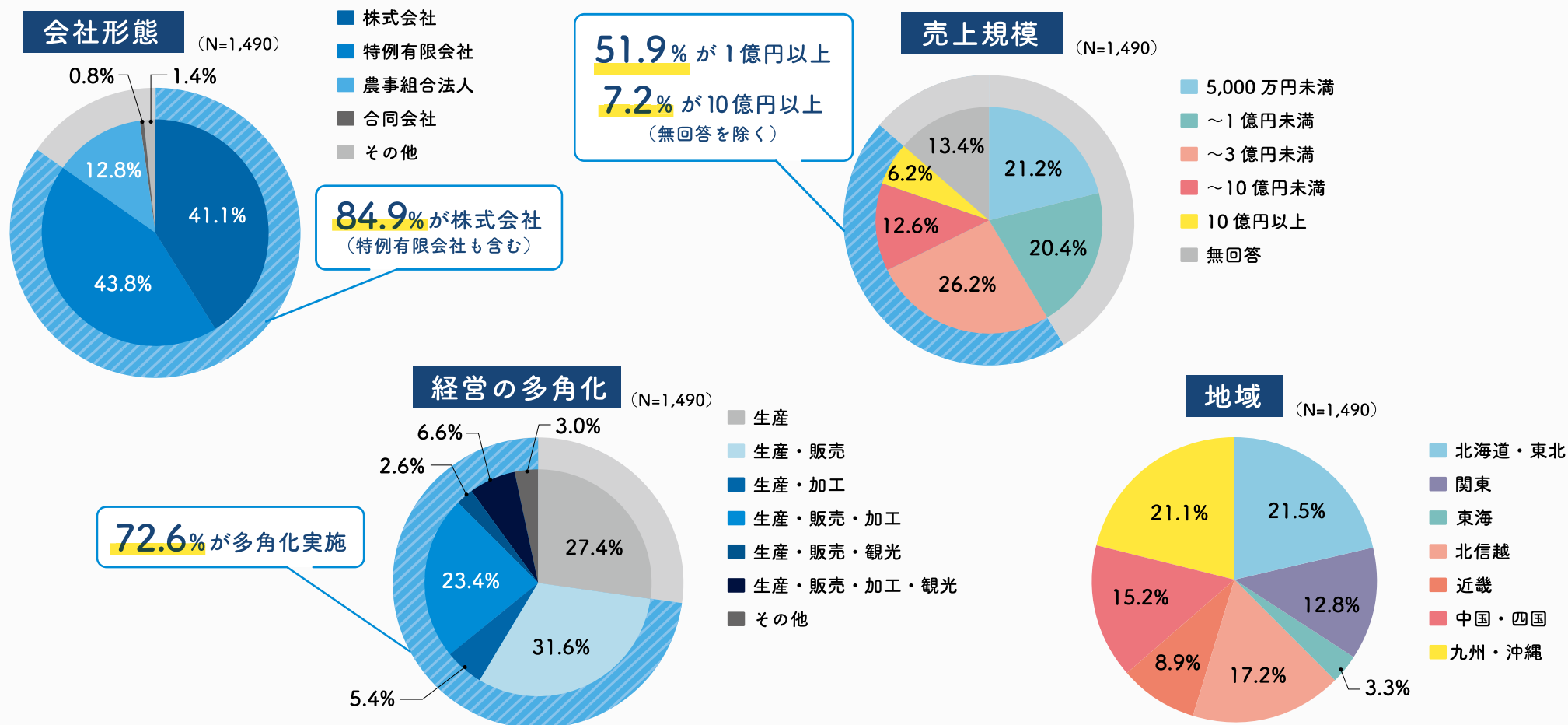
1 章

会員法人データ



1-1 会社形態・売上規模・経営の多角化・地域

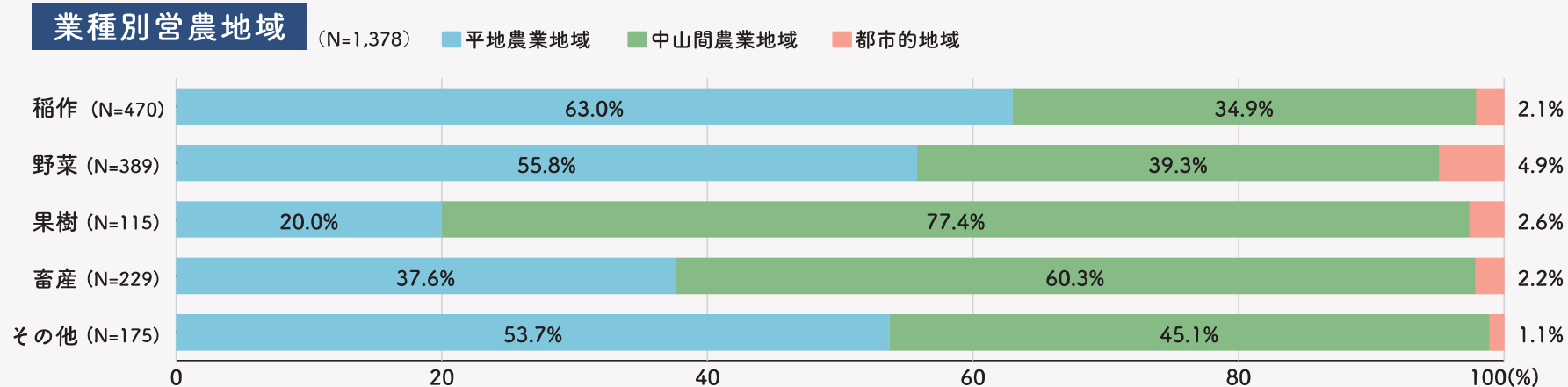
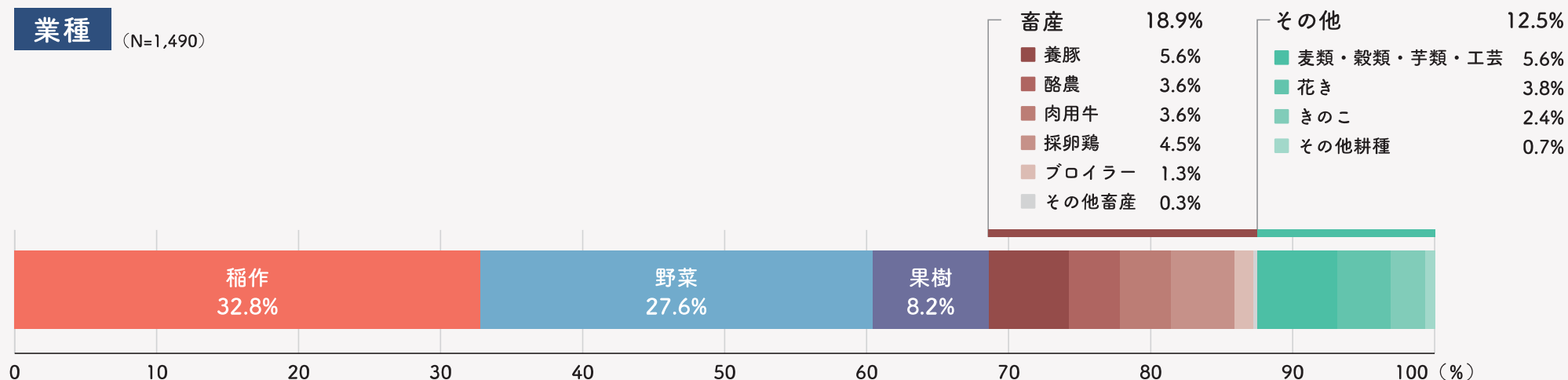
- 会社形態は、特例有限会社を含む株式会社が 84.9%。
- 生産以外にも加工や販売など多角化に取り組んでいる先は 72.6%。
- 売上規模の回答があった先のうち、1 億円以上の先は 51.9%、10 億円以上の先は 7.2%。



1-2 業種・営農地域

■ 業種^{*}では「稲作」が最も多く 32.8%、次いで「野菜」が 27.6%、「畜産」が 18.9%。

■ 業種別営農地域は、稲作と野菜は「平地農業地域」が最も多く、果樹と畜産は「中山間農業地域」が最も多い。



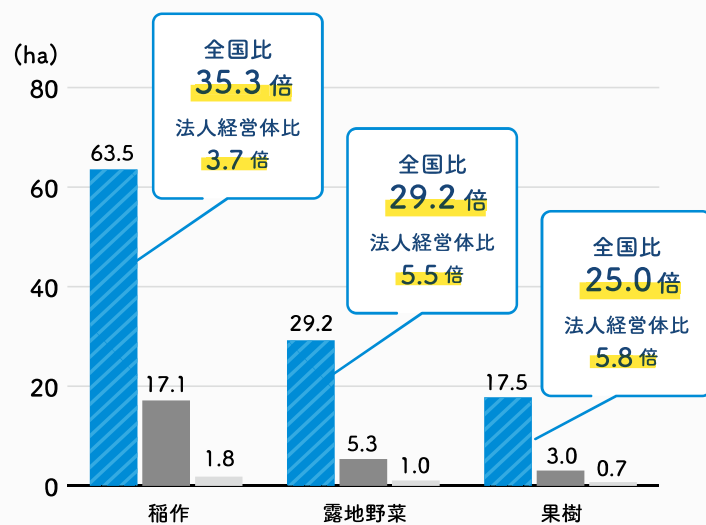
^{*}業種は主たる業種を集計。

1-3 経営規模 土地利用型

- 経営規模は、全国平均と比べ、「稲作」35.3倍、「露地野菜」29.2倍、「果樹」25.0倍、「施設園芸」7.8倍。
- 「稲作」を15ha以上耕作している経営体の割合は、当協会会員は92.1%、全国は1.8%と会員の経営規模は大きい先が多い。

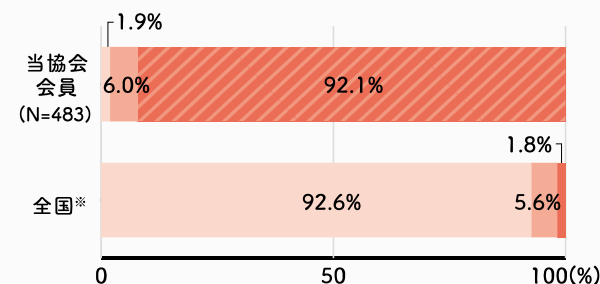
耕種

- …当協会会員平均
稲作 N=483
露地野菜 N=177
果樹 N=107
- …法人経営体平均*
- …全国平均*



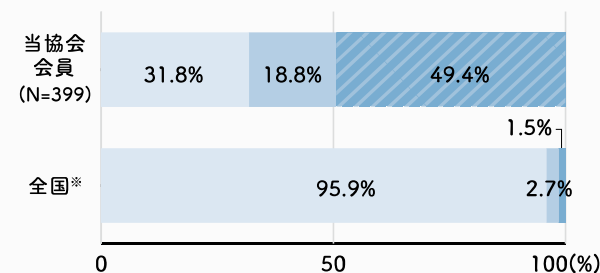
稲作

- 5ha未満
- 5ha以上～15ha未満
- 15ha以上



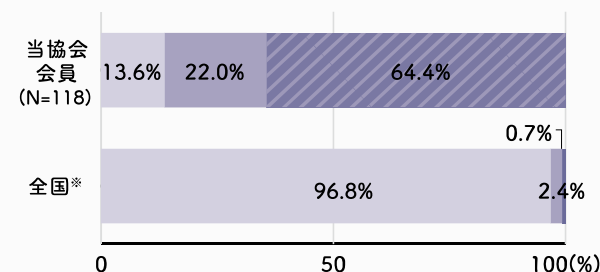
野菜

- 5ha未満
- 5ha以上～10ha未満
- 10ha以上



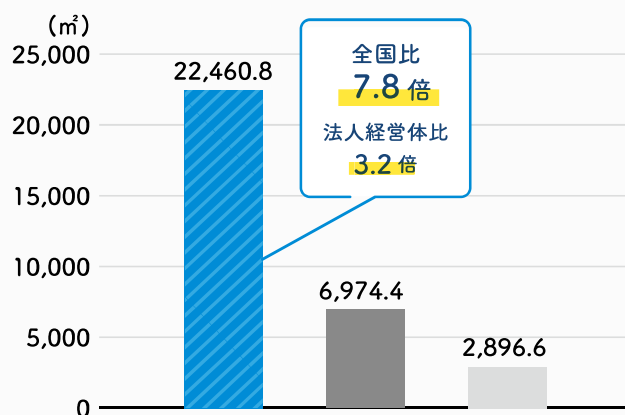
果樹

- 3ha未満
- 3ha以上～5ha未満
- 5ha以上



施設園芸

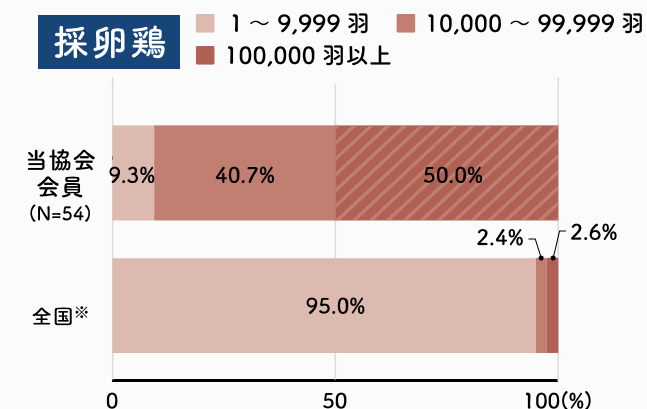
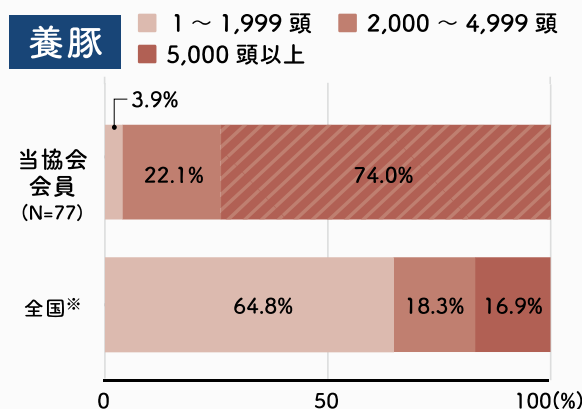
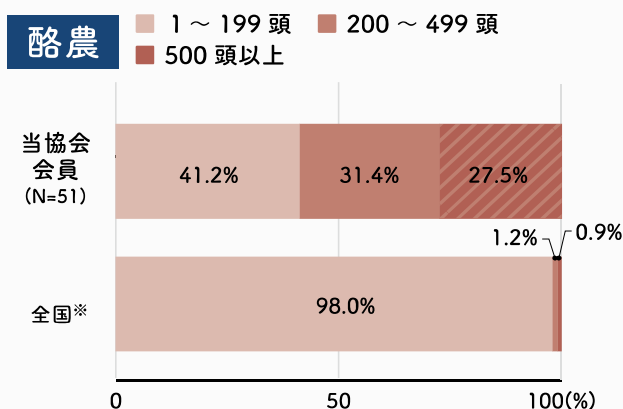
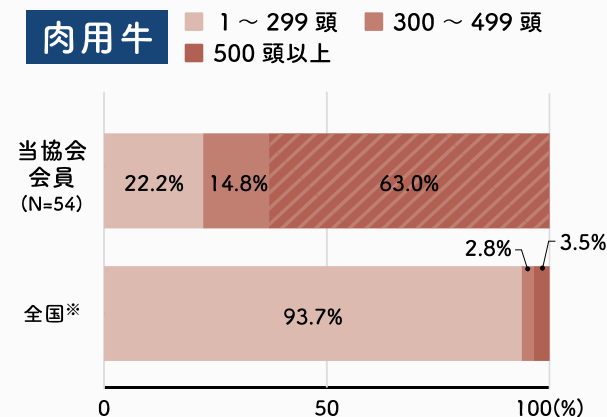
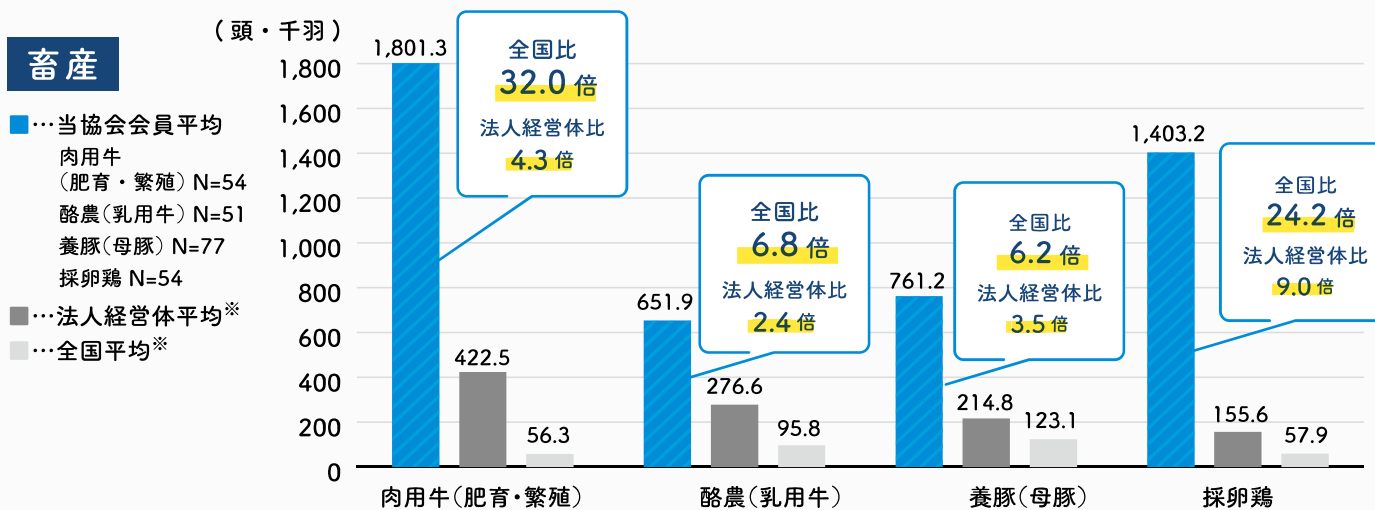
- …当協会会員平均
施設野菜・施設花き
N=225
- …法人経営体平均*
- …全国平均*



※「2020年農林業センサス」(農林水産省) (<https://www.maff.go.jp/tokei/census/afc/2020/>) をもとに (公社)日本農業法人協会作成。(以下、「2020年農林業センサス」と表記)

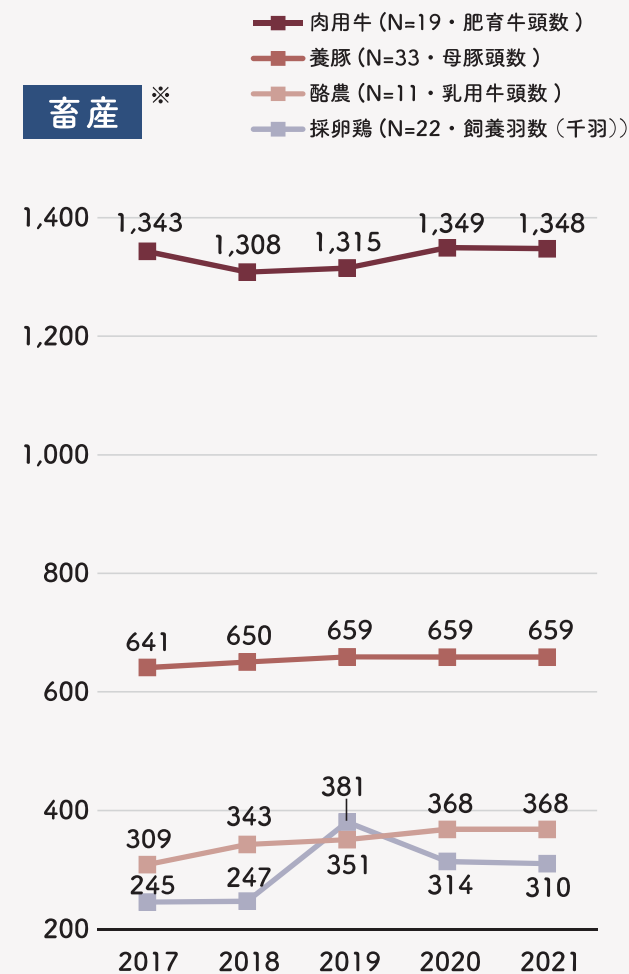
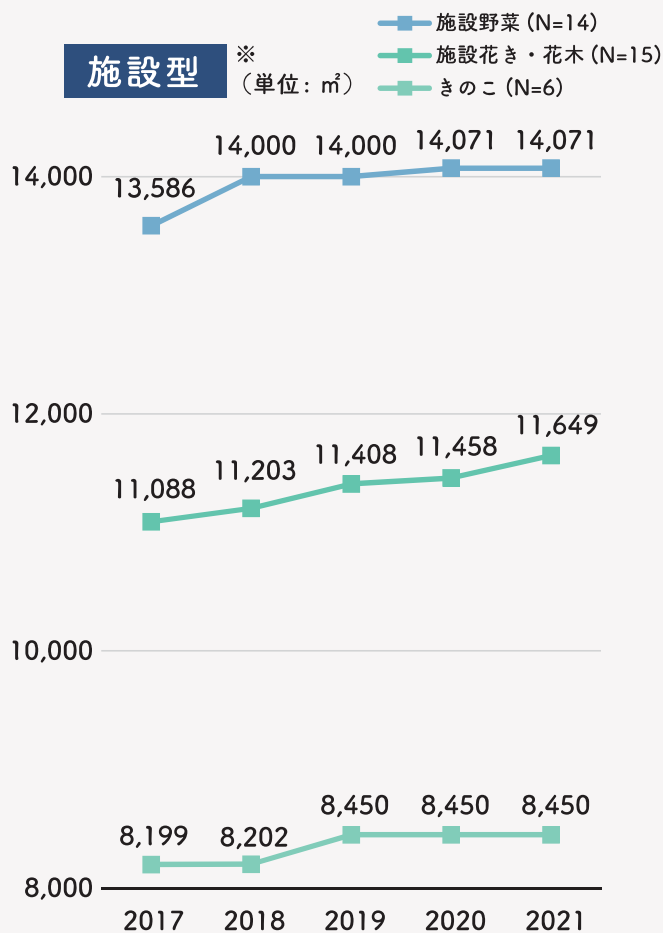
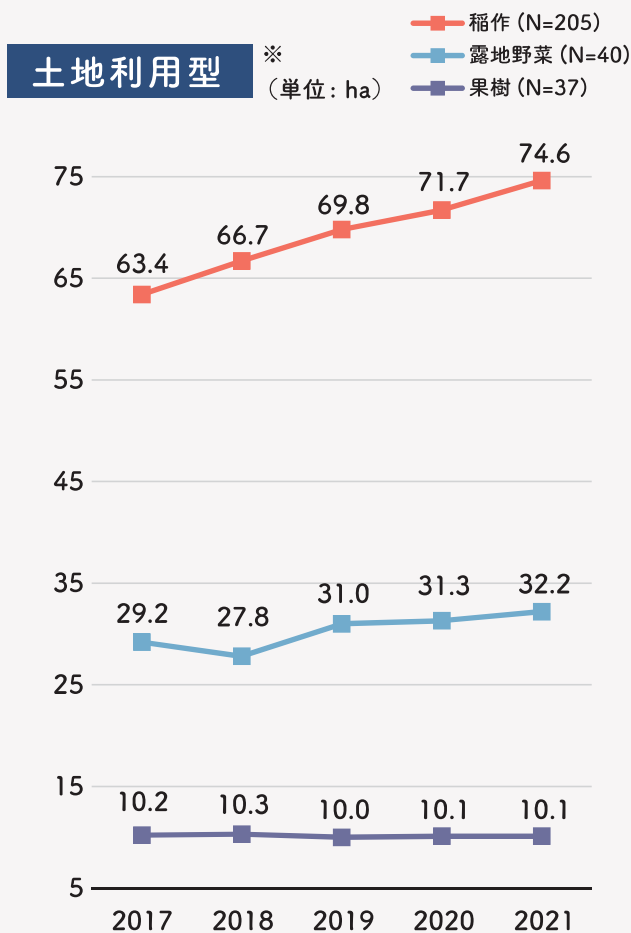
1-4 経営規模 畜産

- 畜産においては、全国平均と比べ「肉用牛」32.0倍、「酪農」6.8倍、「養豚」6.2倍、「採卵鶏」24.2倍。
- 「肉用牛」をはじめ、畜産でも大規模層の割合が全国と比べ非常に大きい。



1-5 業種別の平均経営規模の推移

- 業種によってバラツキがあるものの、過去5年間の経営規模は概ね拡大傾向。
- 特に「稲作（74.6ha）」は5年前と比べ117.7%と他の業種と比べ拡大が進んでいる。

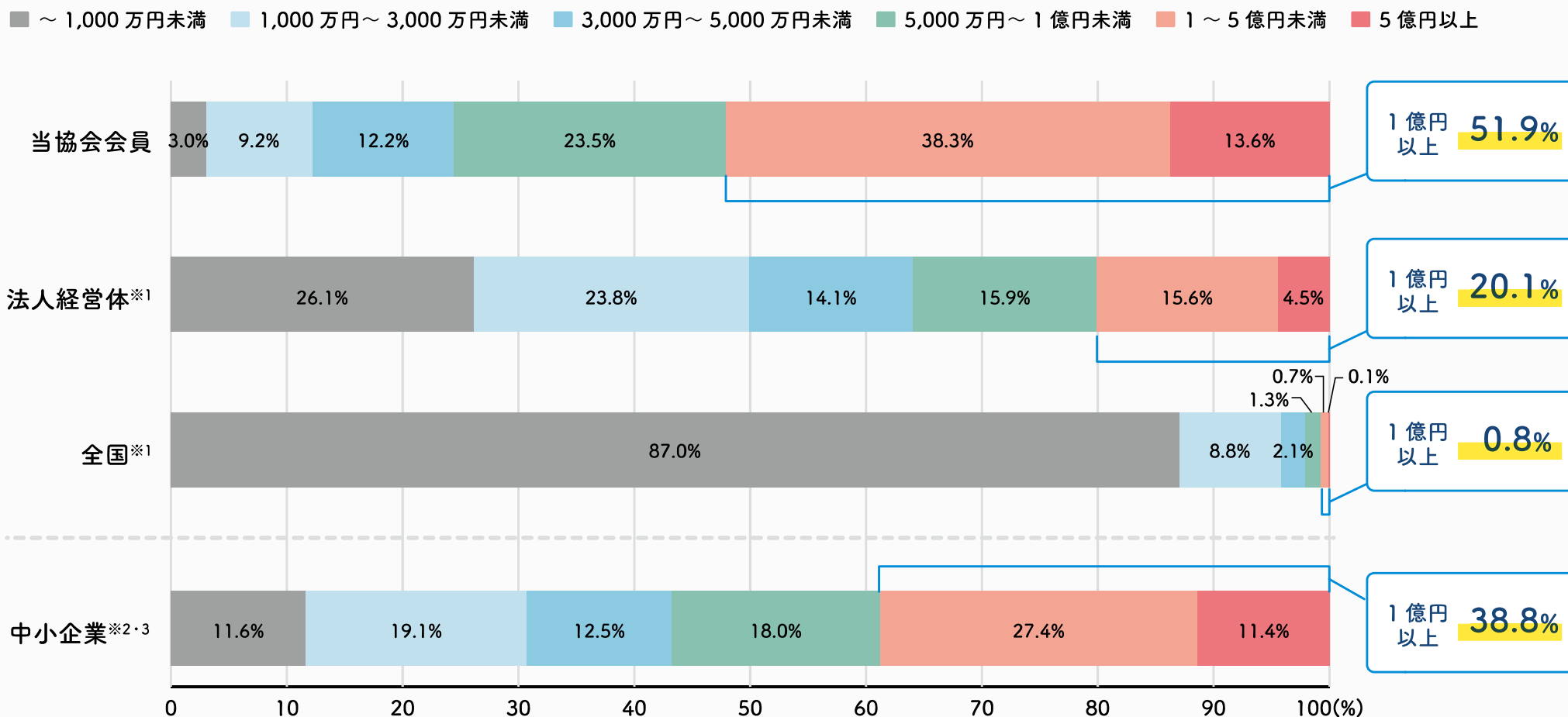


※ 5年連続で回答した先のみ集計(土地利用型、施設型、畜産)

1-6 売上規模

- 売上高規模別では「1億円以上」は51.9%で、法人経営体の20.1%、全国の0.8%、中小企業の38.8%を大きく上回る。
- 一方、「1,000万円未満」は3.0%と法人経営体の26.1%、全国の87.0%、中小企業の11.6%と比べ僅少。

売上高規模別割合



※1 2020年農林業センサス

※2 「令和2年中小企業実態基本調査」(中小企業庁)(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>)をもとに(公社)日本農業法人協会作成。(以下、「令和2年中小企業実態基本調査」)

※3 「FAQ『中小企業の定義について』」(中小企業庁)(https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)

1-7 売上の構成①

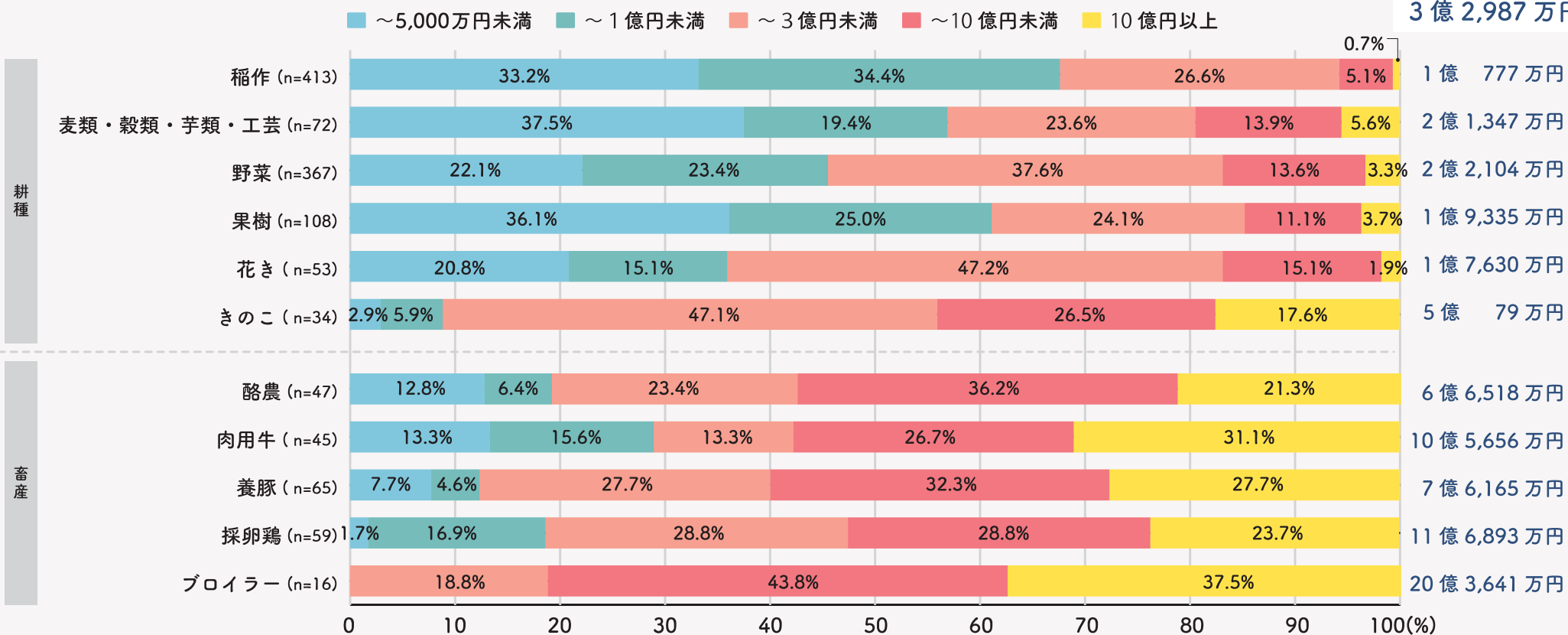
- 全業種の平均売上高は3億2,987万円。^{※1}
- 耕種の平均売上高は1億7,997万円。^{※1・2}
- 畜産の平均売上高は9億9,998万円。^{※1・2}

業種別 売上規模構成・平均売上高

(N=1,291)^{※3}

平均売上高

(全業種)
3億2,987万円



※1 加重平均 ※2 業種は主たる業種を集計。

※3 N=1,291のうち、「その他耕種」「その他畜産」の計12は省略

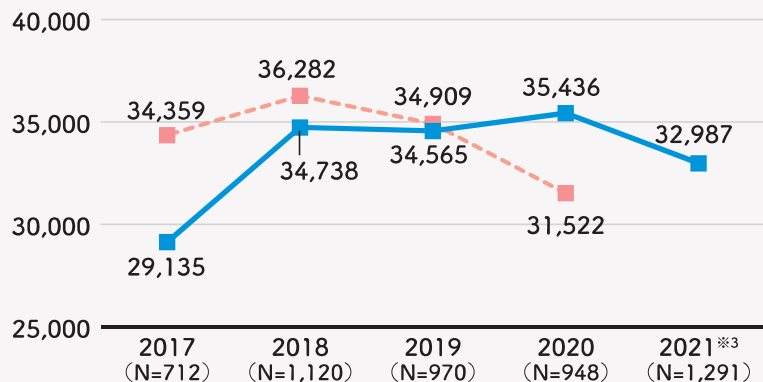
1-8 売上の構成②

- 2021年の平均売上高は前年比93.1%の3億2,987万円と若干落ち込む一方、38.5%が前年と比べ「増収」と回答。
- 従事者1名あたりの売上高は1,398万円と前年比92.0%と若干の落ち込み。
- 規模拡大の意向は土地利用型は「拡大したい」が50.4%、畜産は「現状維持」が63.9%。

平均売上高の推移

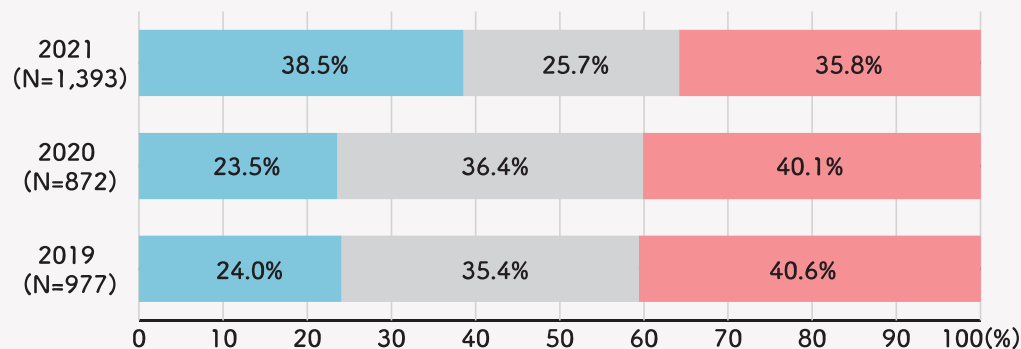
■ 当協会会員
■ 中小企業※1

(単位:万円)



売上高前年比の実績推移

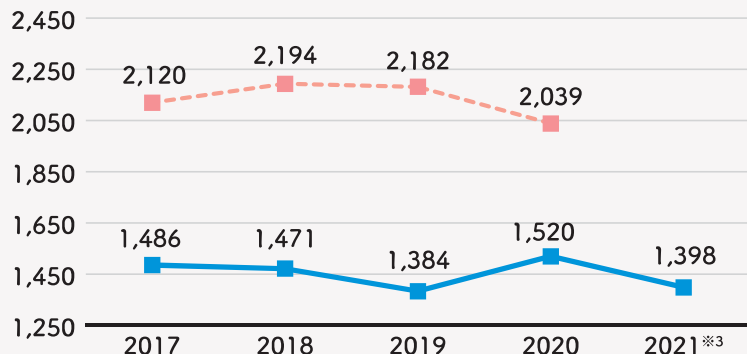
■ 増収 ■ 横這い ■ 減収



従事者1名あたり売上高の推移

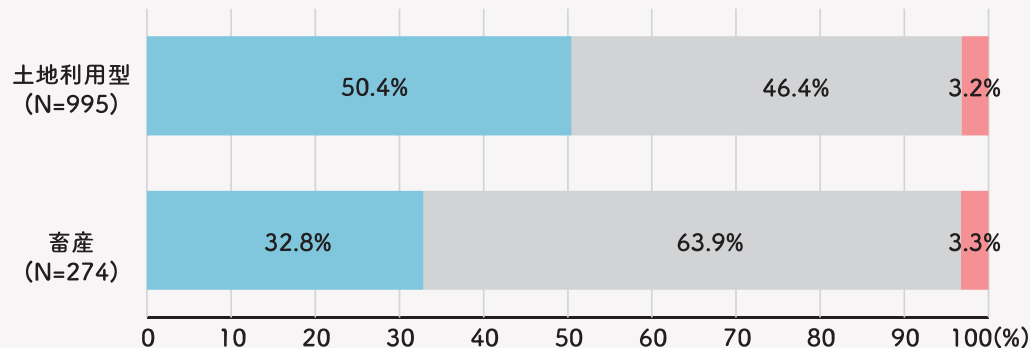
■ 当協会会員 (N=170※2)
■ 中小企業※1

(単位:万円)



今後1年間の作付面積・飼養頭羽数予定

■ 拡大したい ■ 現状維持 ■ 縮小したい



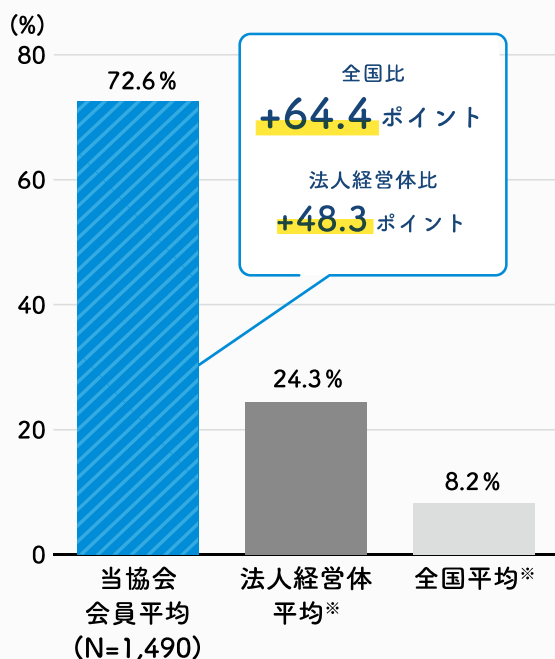
※1 「平成30年～令和2年中小企業実態基本調査」(中小企業庁) (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>) をもとに(公社)日本農業法人協会作成。(以下、「平成30年～令和2年中小企業実態基本調査」と表記)

※2 5年連続で回答した先のみ集計 ※3 2021年中小企業データは、2022年8月時点では未公表。

1-9 経営の多角化

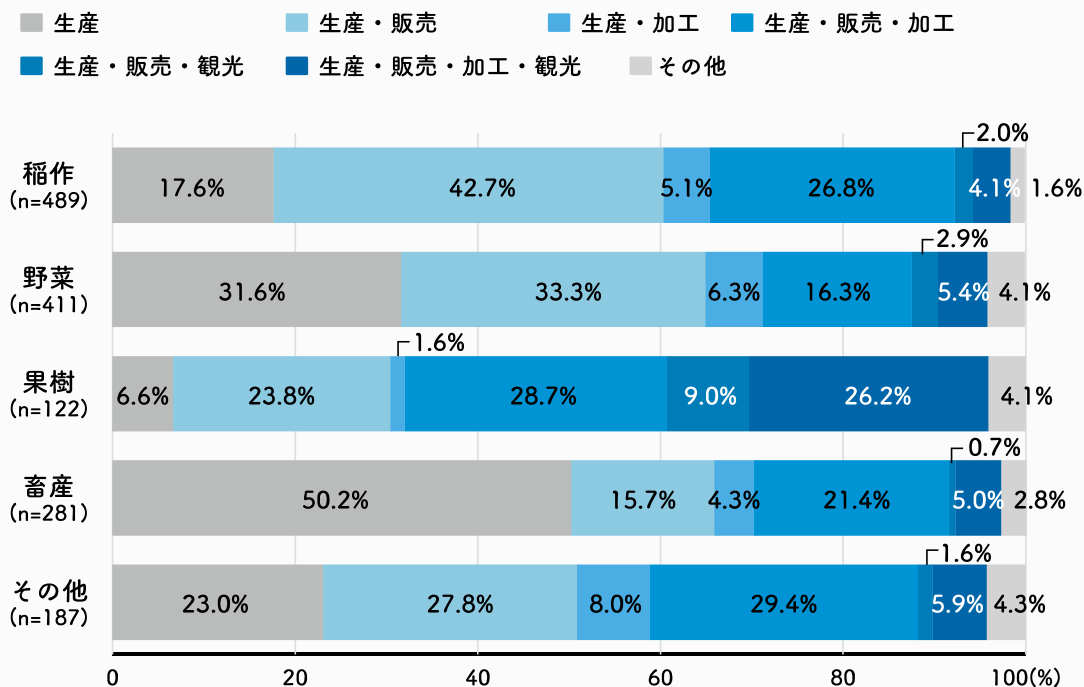
- 経営の多角化に取り組む先は 72.6% と全国平均の 8.2% 及び法人経営体平均の 24.3% を大きく上回る。
- 稲作は「生産・販売」と「生産・販売・加工」、野菜は「生産・販売」と「生産」、果樹は「生産・販売・加工」と「生産・販売・観光」、畜産は「生産」の割合が高い。
- 稲作は直売による独自の販路開拓や餅などの加工品の製造、果樹は観光農園の経営など、積極的に多角化に取り組んでいることがうかがえる。

経営の多角化取組先の割合



経営の多角化と業種構成の割合

(N=1,490)

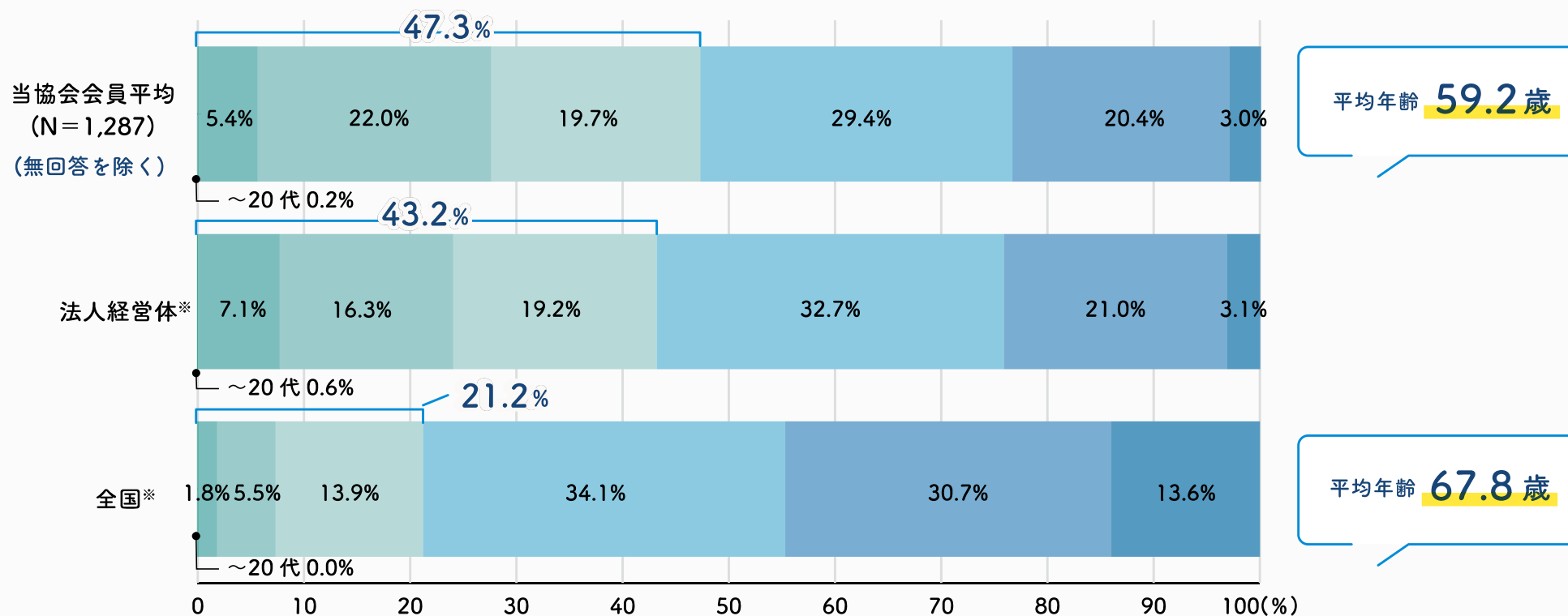


1-10 経営者年齢階層

- 経営者平均年齢は 59.2 歳と全国平均と比べ 8.6 歳若い。
- 法人経営体平均及び全国平均と比べ「50代以下」の割合が高く、「60代以上」の割合は低い。

経営者年齢階層別割合

■ ~20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代以上

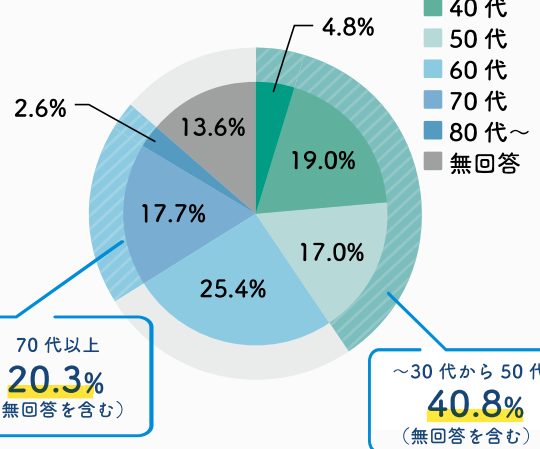


1-11 経営者の年齢と承継代別割合

- 経営者の年齢は「70代以上」が20.3%と、承継問題が迫っていることがわかる。
- 経営者が「2代目以降」の経営先は42.6%と創業者の39.6%を若干上回っている。
- 設立年数は「20～30年未満」が約3割と最も多い。
- 設立年数が15年を超えると「創業者」の割合が過半を割る。

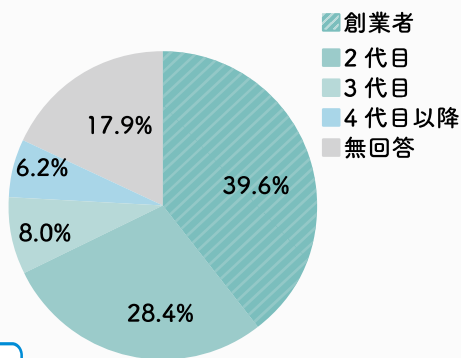
経営者年齢

(N=1,490)



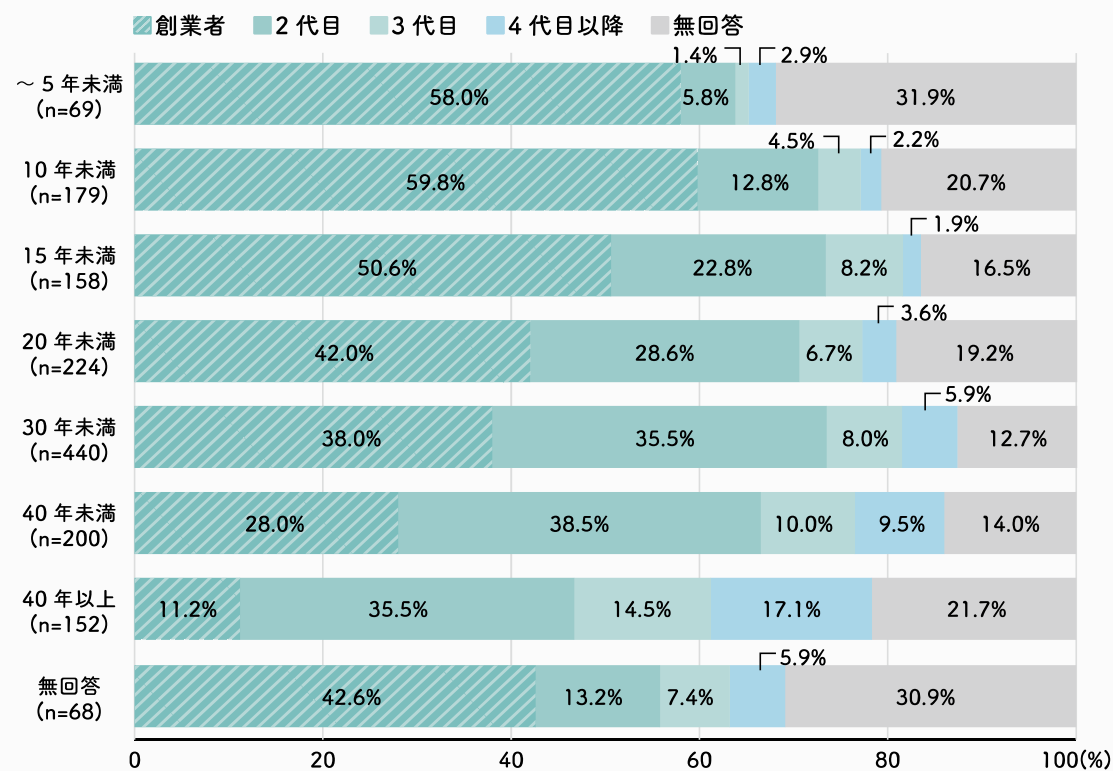
経営者〇代目

(N=1,490)



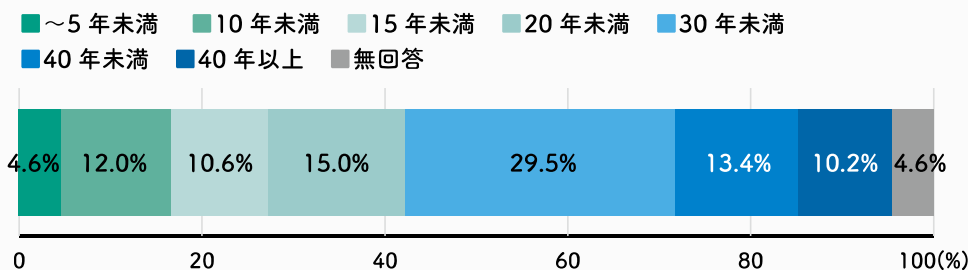
設立年数と経営世代の内訳

(N=1,490)



設立年数

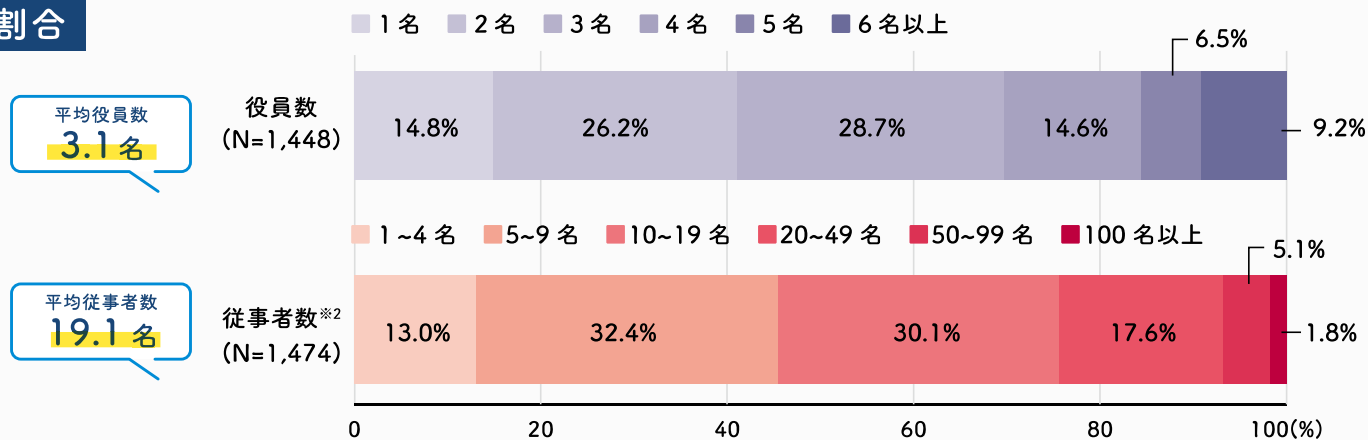
(N=1,490)



1-12 役員数・従事者数など

- 平均役員数は 3.1 名^{※1}。平均従事者数は 19.1 名^{※1} で、過去 5 年の推移は緩やかな増加傾向。
- 平均従事者数は中小企業と比べ、2020 年時点で 2.5 人多い。

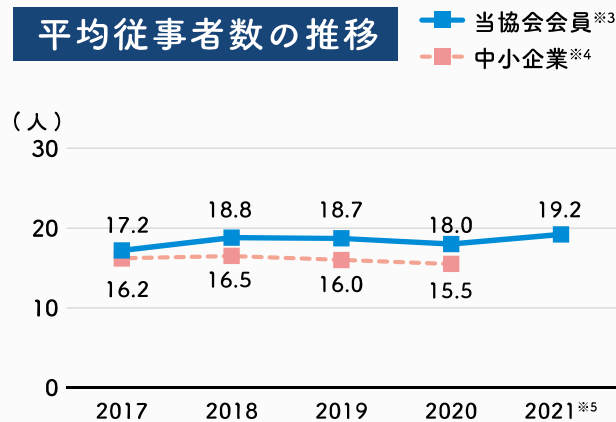
役員と従事者数別の割合



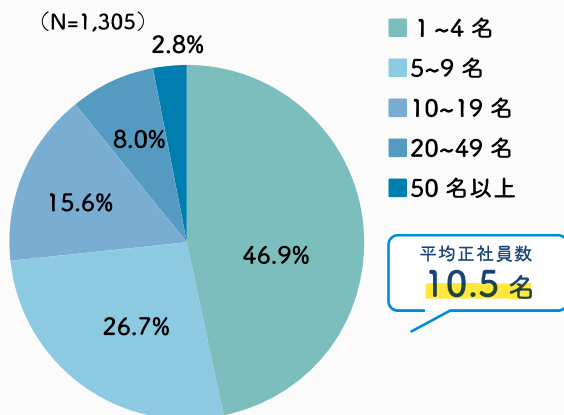
平均役員数
3.1名

平均従事者数
19.1名

平均従事者数の推移

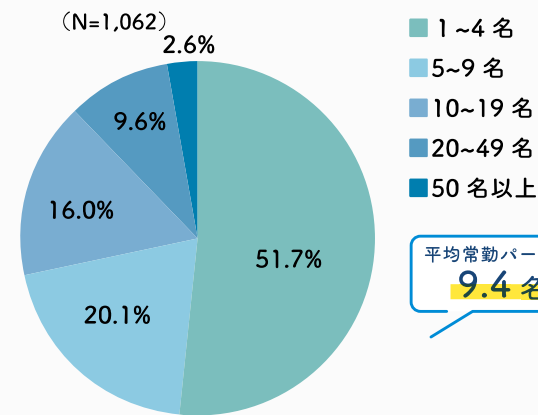


正社員雇用者数



平均正社員数
10.5名

常勤パート雇用者数

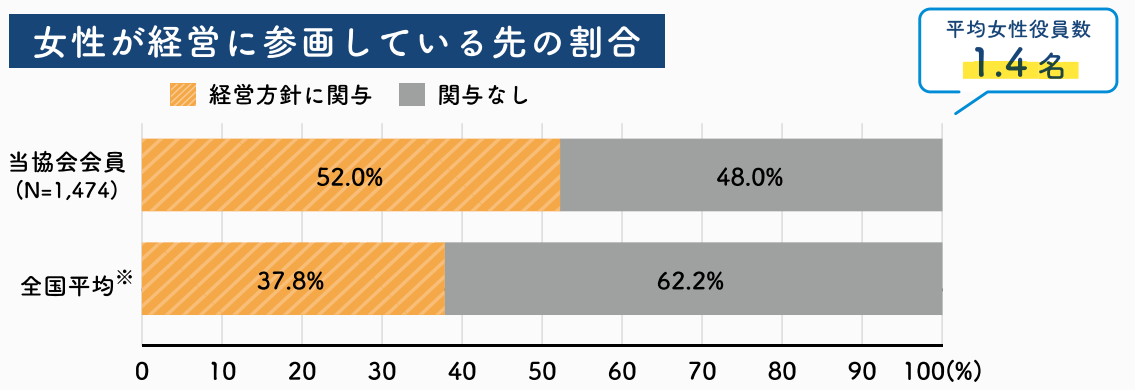
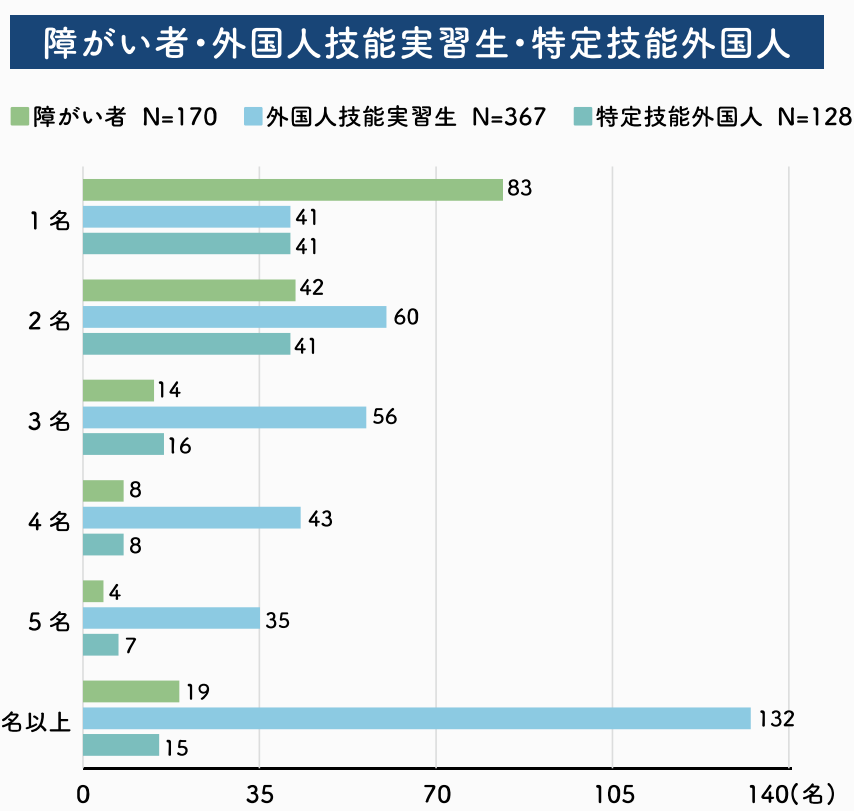
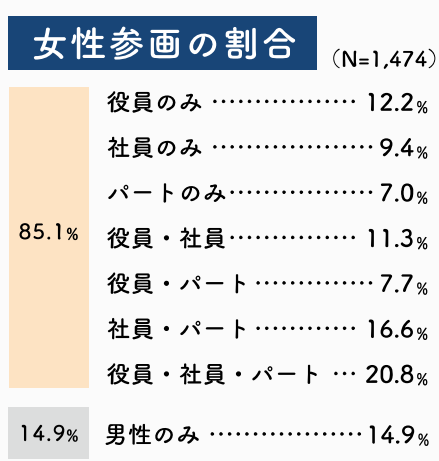
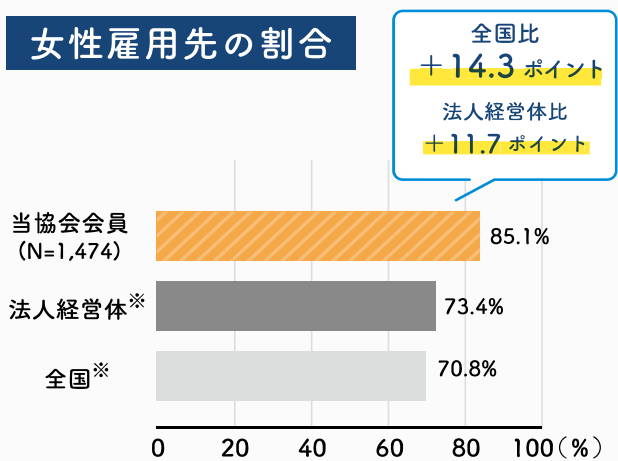


平均常勤パート数
9.4名

※1 2021年調査回答先の平均 ※2 役員、正社員、常勤パート人数の合計 ※3 5年連続で回答した先のみ集計。(N=487)
 ※4 平成30年~令和2年中小企業実態基本調査 ※5 2021年中小企業データは、2022年8月時点では未公表

1-13 ダイバーシティ①（女性活躍・外国人材等）

- 女性を雇用する経営体の割合は、85.1%と全国平均を14.3ポイント上回る。
- 女性が経営に参画する経営体の割合は、52.0%と全国平均を14.2ポイント上回る。
- 外国人技能実習生受入先は367社で、全体の24.9%。そのうち、6名以上雇用が36.0%。
- 特定技能外国人雇用先は128社で、全体の8.7%。そのうち、1～2名雇用が64.1%。



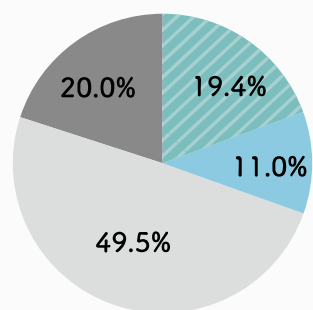
※2020年農林業センサス

1-14 ダイバーシティ②（特定技能外国人）

- 特定技能制度を「すでに活用している」先は19.4%で、平均雇用人数は2.9人。
- 同制度の活用方法としては「自社の実習生のうち優秀な者を特定技能で残す」が45.9%と自社での経験者への期待が高い。
- また、期待内容は「日本語でのコミュニケーション能力」が最も多く、言葉の課題解決を期待していることがわかる。

特定技能制度の活用状況

(N=1,379)



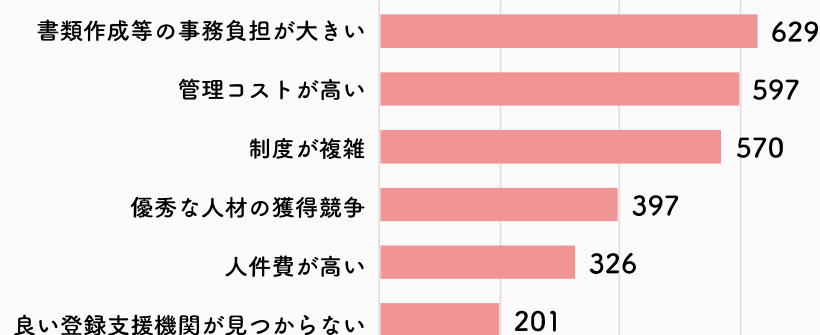
平均雇用人数

2.9名

- すでに活用している
- 今後、活用を予定している
- 制度のことは知っているが、予定はわからない
- 制度のことを知らないので、わからない

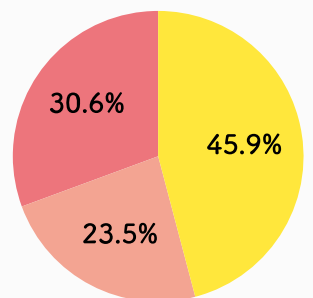
特定技能制度の課題

複数回答（単位：先・N=1,027）



特定技能制度の活用方法

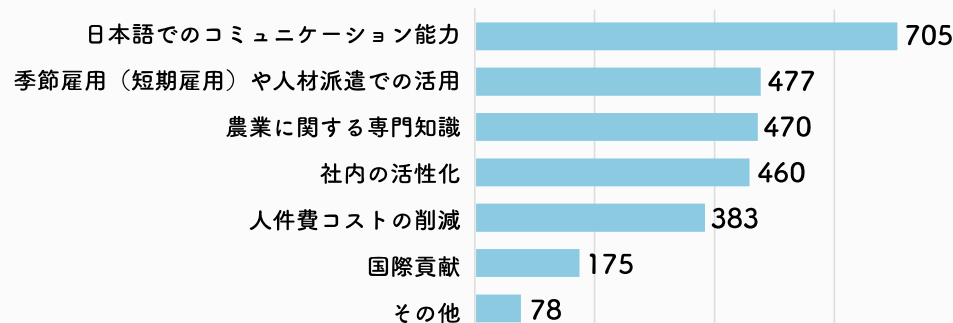
(N=976)



- 自社の実習生のうち優秀な者を特定技能で残す
- 日本で実習経験した者なら採用する
- 優秀な者なら日本での経験がなくても採用する

特定技能外国人への期待

複数回答（単位：先・N=1,027）

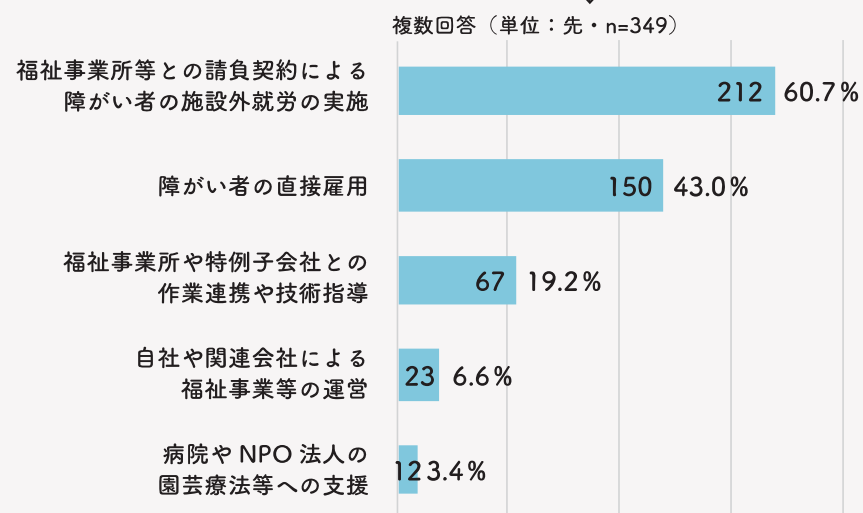


1-15 ダイバーシティ③（農福連携）

- 農福連携に取り組んでいる先は 25.0%。そのうち、「福祉事業所等との請負契約による障がい者の施設外就労の実施」が 60.7%。
- 一方、農福連携の課題として「社内の体制整備や作業マニュアルの整備」ができていない先が全体の 71.8% を占める。

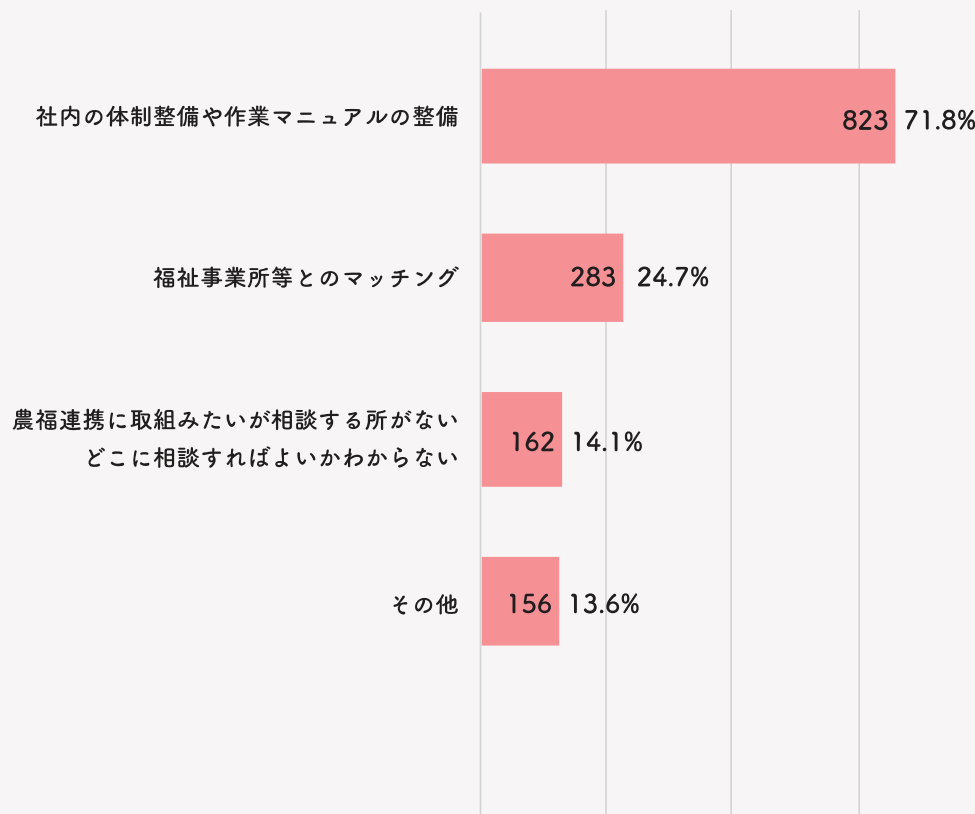
農福連携の取組状況

(N=1,426)



農福連携の課題

複数回答（単位：先・N=1,146）



※「令和3年障害者雇用状況の集計結果」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079194_00005.html) をもとに(公社)日本農業法人協会作成。

2章

農業経営をとりまく課題と取組み

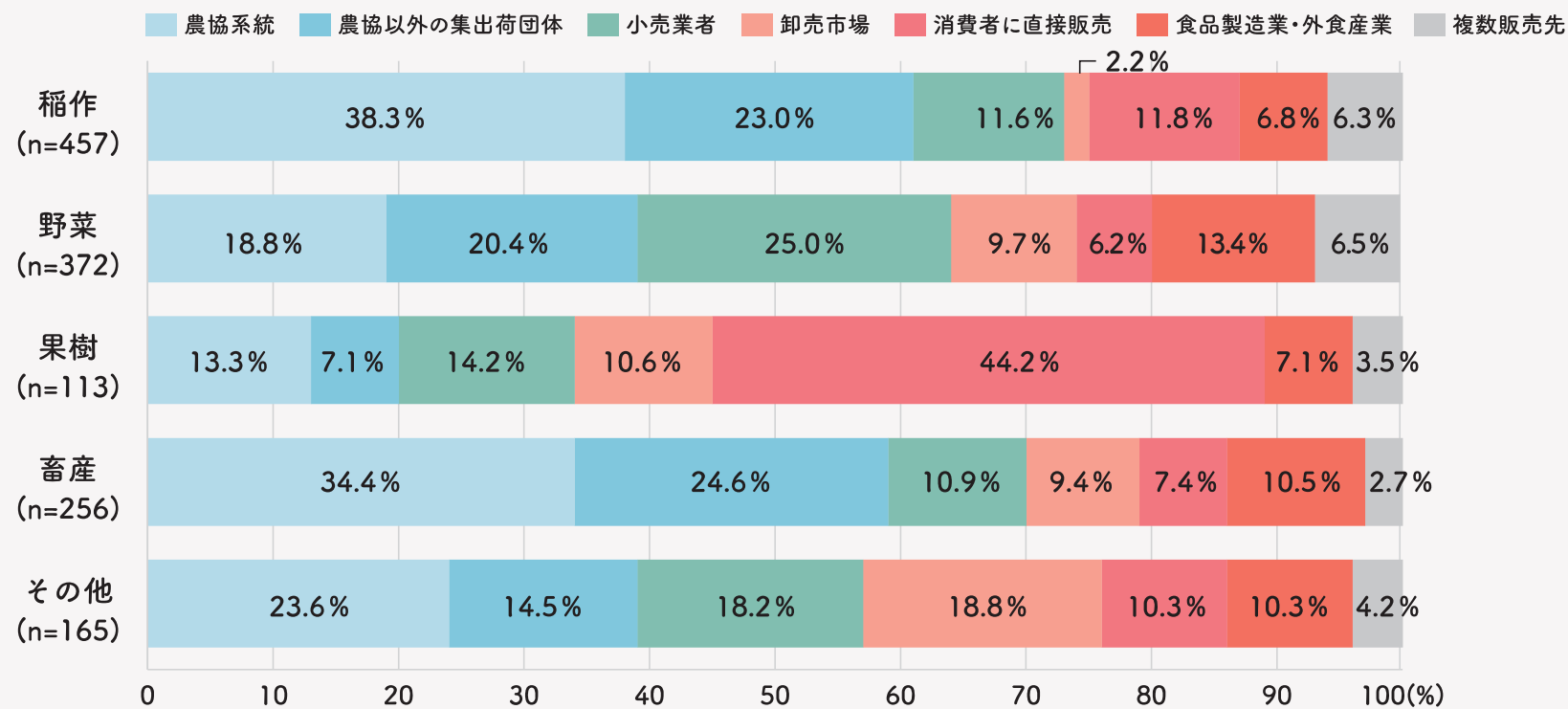


2-1 業種別の主な販売先

■ 販売先は、稲作・畜産が「農協系統」、野菜が「小売業者」、果樹が「消費者に直接販売」の割合が高い。

主な販売先

(N=1,363)

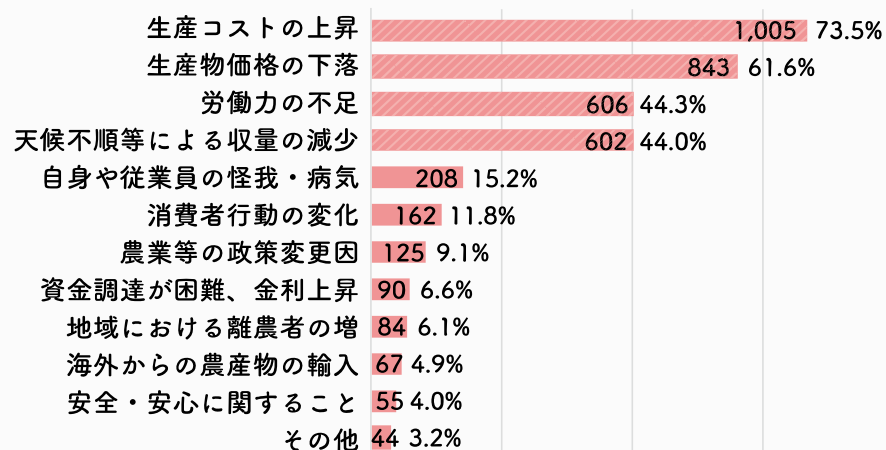


2-2 経営リスク

- 経営リスクは、「生産コストの上昇」「生産物価格の下落」「労働力の不足」「天候不順等による収量の減少」が多い。
- 経営リスクへの対策は「複数販路の確保」が最多。次いで、「収入保険への加入」。
- 収入保険への加入率は38.6%。売上規模が大きくなるほど「未加入」先の割合が多くなっている。

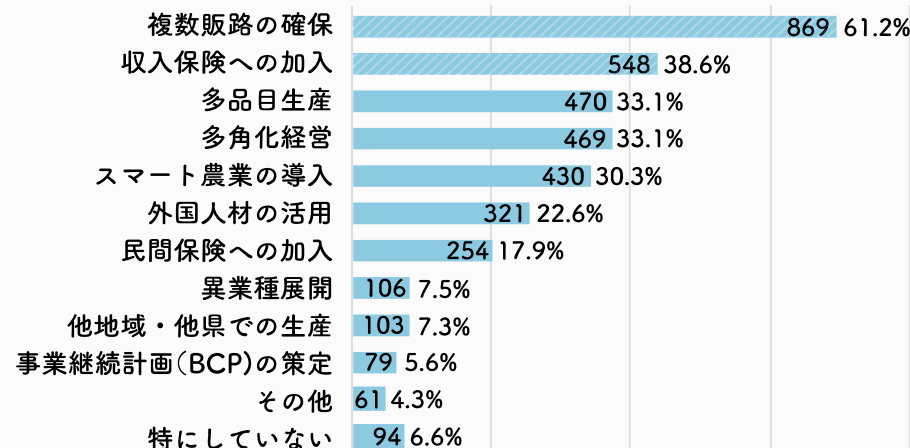
経営リスク

複数回答（単位：先・N=1,368）

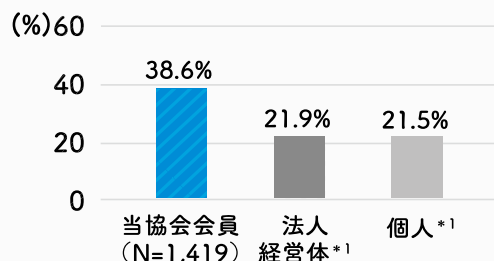


リスクへの対策

複数回答（単位：先・N=1,419）

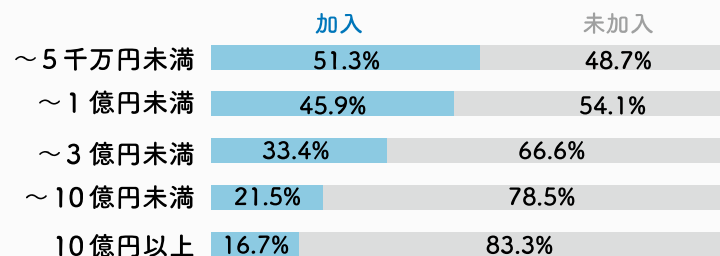


収入保険加入率

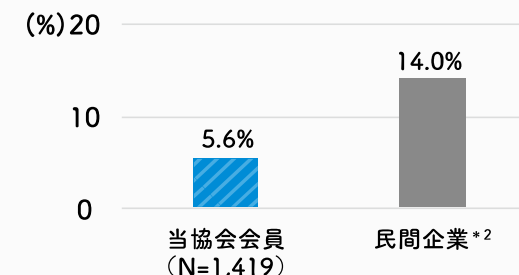


売上規模別収入保険加入状況

(N=1,244)



事業継続計画(BCP)の策定状況



※1 農林水産省「収入保険データ集（令和4年3月末時点）」2022年5月

※2 株式会社帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」2020年5月

2-3 現在の経営課題

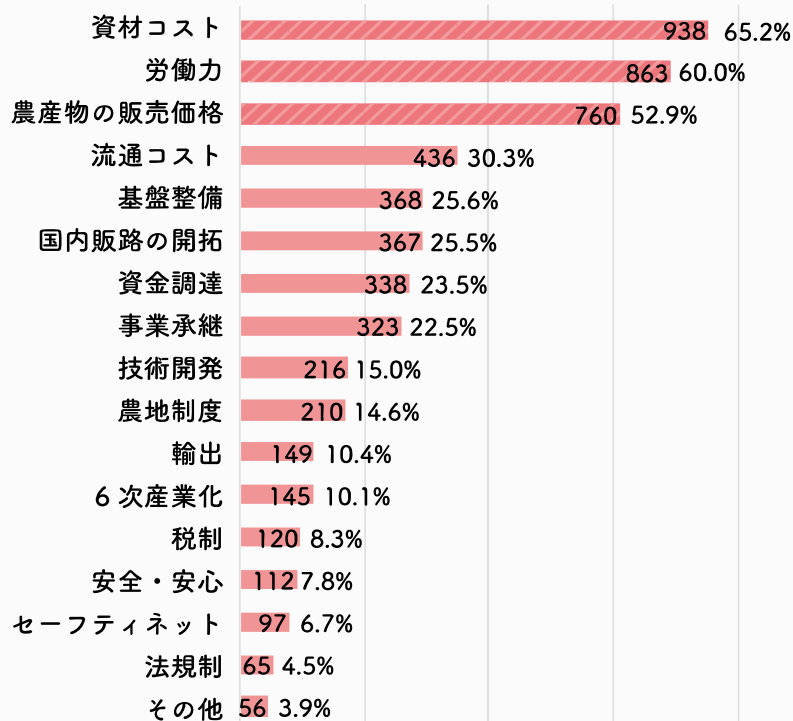
- 現在、抱えている経営課題は「資材コスト」が65.2%と最多。例年、経営課題のトップであった「労働力」は2番目に後退。一方、業種別に経営課題をみると、「野菜」と「果樹」においては「労働力」が最多。
- コストが高騰する中、販売価格が上がらないことも課題になっている。

現在の経営課題

複数回答（単位：先・N=1,438）

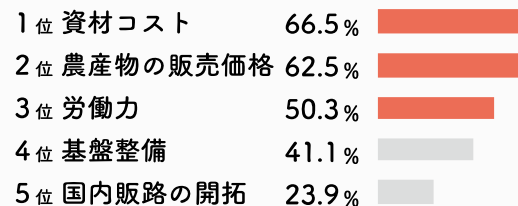
<参考> 昨年度（2020年度）の経営課題

- 1位 労働力（64.0%）
- 2位 資材コスト（46.3%）
- 3位 農産物の販売価格（35.3%）



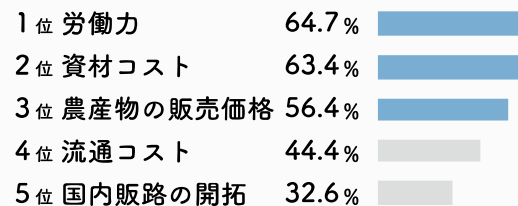
稲作

複数回答（N=477）



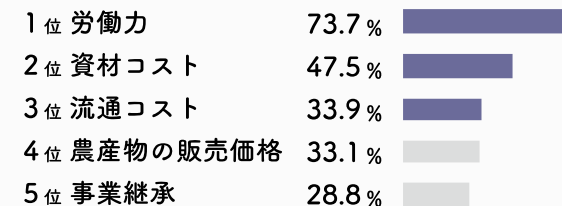
野菜

複数回答（N=399）



果樹

複数回答（N=118）



畜産

複数回答（N=270）

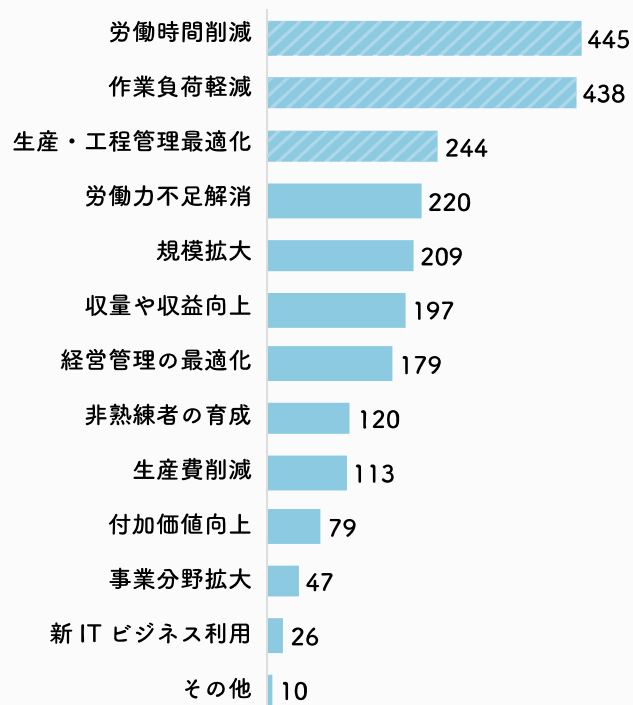


2-4 スマート農業技術の導入①

- スマート農業技術の導入は「労働時間削減」と「作業負荷軽減」を目的としている先が多い。
- スマート農業技術を採用し「簡素化・省力化」や「作業スピード向上」を実感した先が多い。

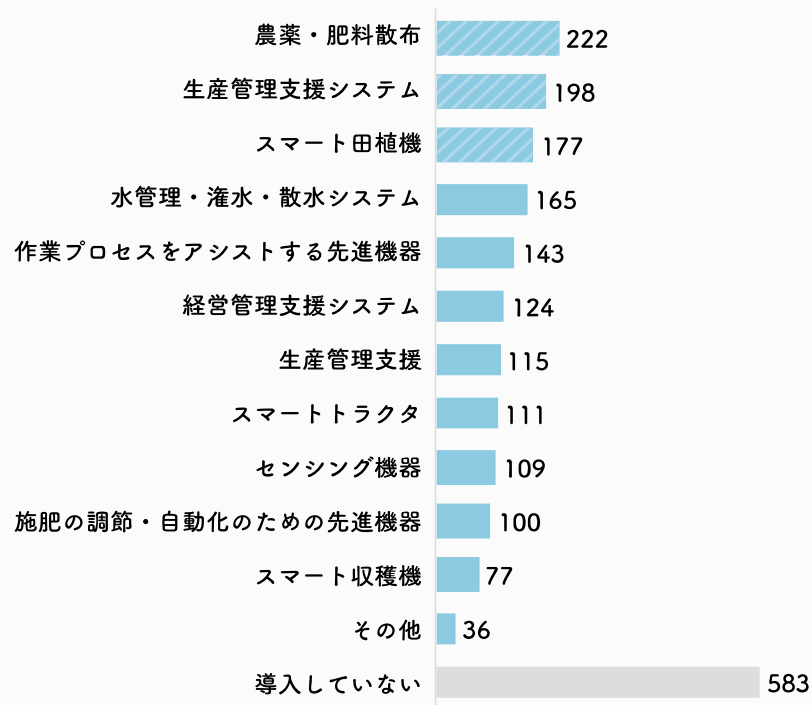
スマート農業技術の導入目的

複数回答（単位：先・N=678）



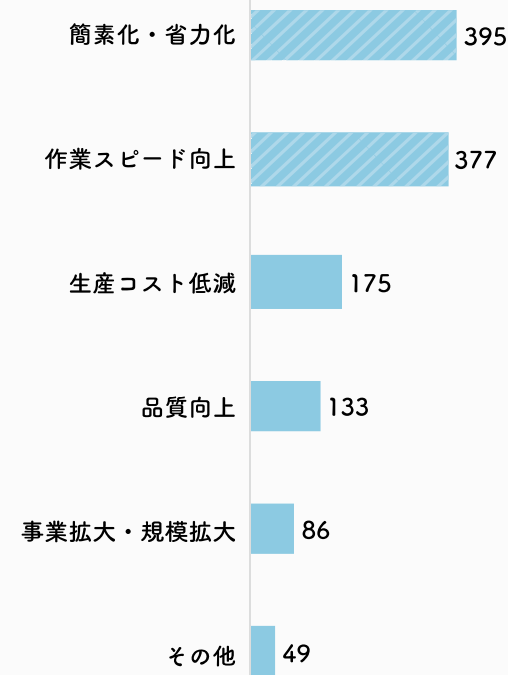
採用しているスマート農業技術

複数回答（単位：先・N=1,279）



スマート農業技術を利用してよかった理由

複数回答（単位：先・N=657）

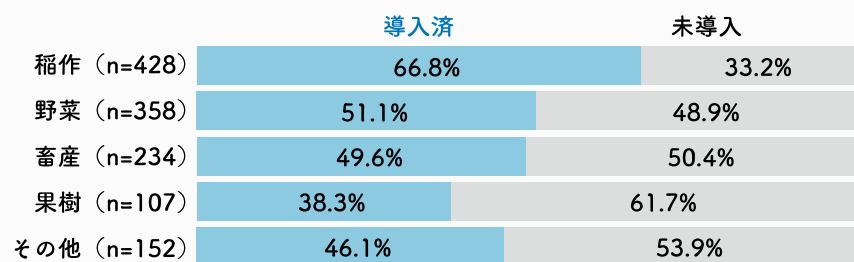


2-5 スマート農業技術の導入②

- 業種別のスマート農業技術の導入割合は、「導入済」は稲作が最も多く66.8%、「未導入」では果樹が61.7%と最も多い。
- 経営者年齢階層別のスマート農業技術の導入割合は、高齢になるほど未導入率が高い。
- スマート農業を導入していない理由は「初期投資が高額」「実情に合わない」が多い。

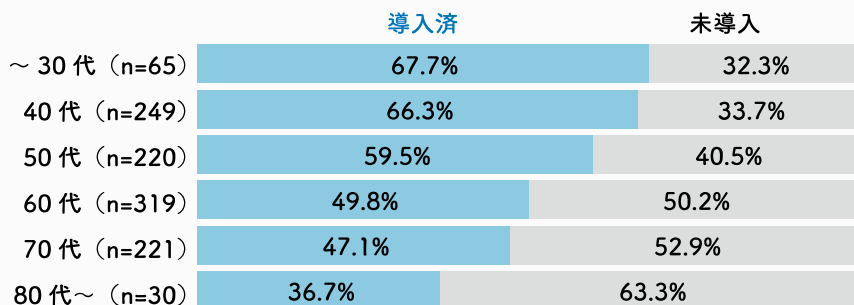
業種別スマート農業技術の導入割合

(N=1,279)



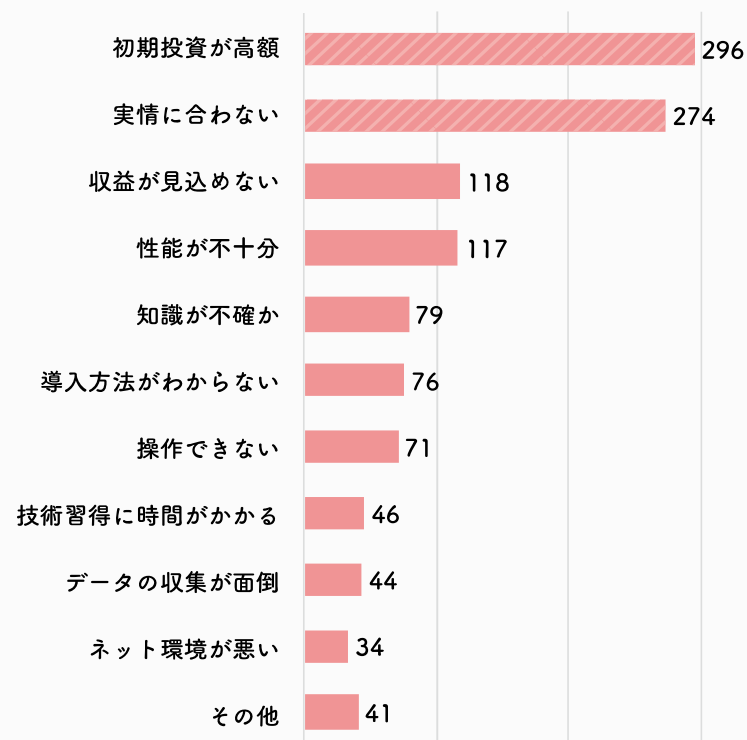
経営者年齢階層別スマート農業技術の導入割合

(N=1,104)



スマート農業技術を導入しない理由

複数回答 (単位: 先・N=678)

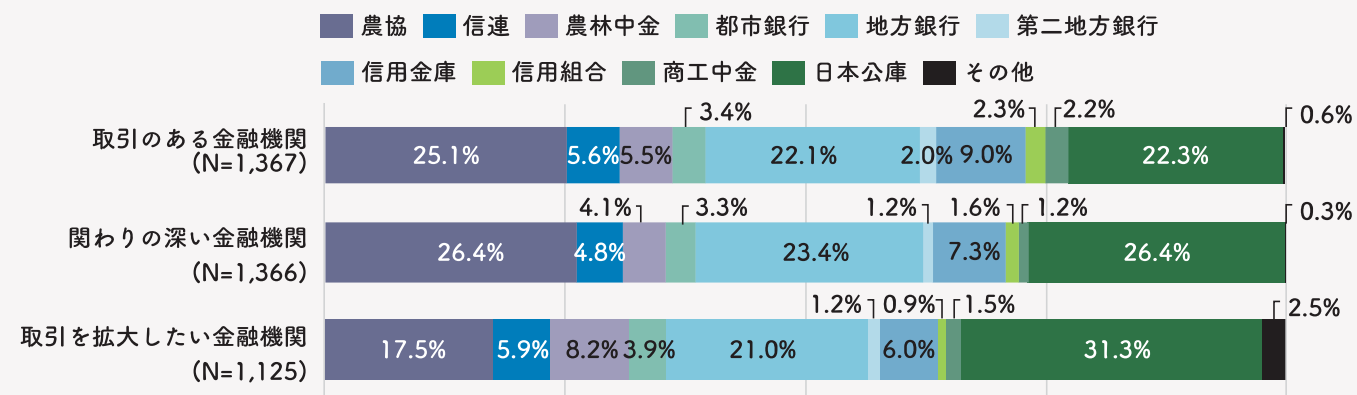


2-6 金融機関との取引

- 「取引を拡大したい金融機関」は日本公庫が31.3%で最多、次いで、地方銀行21.0%。「関わりの深い金融機関」は、日本公庫、農協、地方銀行の順。農協とは金融以外の取引も含まれる。
- 「関わりの深い金融機関」の理由を経営者の年代別で見ると、70代以上では「取引歴が長い」「店舗数・近隣に店舗あり」が、40代以下では「有利な融資」「情報提供」「担当者（知識等）」の回答率が他の年代と比べ高い。

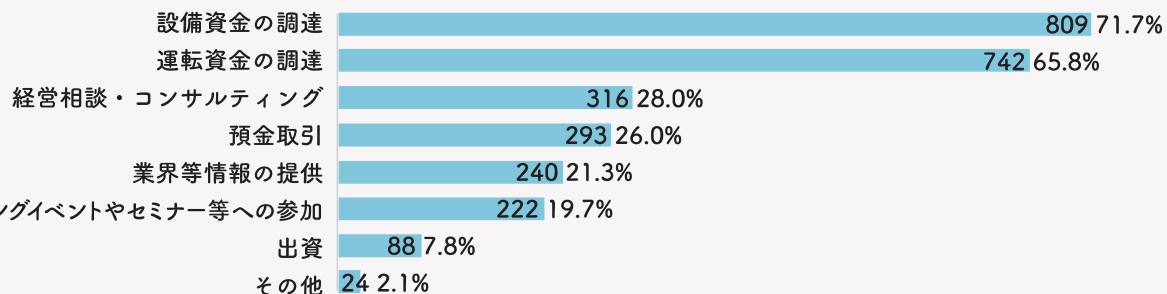
金融機関との関係

※
複数回答



金融機関に期待する取引内容

複数回答（単位：先 N=1,128）



最も関わりの深い金融機関を選択した理由

複数回答（N=1,119）

	～40代	50～60代	70代～
取引歴が長い	60.7%	58.8%	69.9%
有利な融資	60.4%	58.6%	45.9%
審査・回答スピード	35.9%	35.4%	36.5%
店舗数・近隣に店舗あり	21.4%	20.0%	26.7%
情報提供	23.2%	20.0%	15.8%
担当者（知識等）	22.9%	16.7%	15.8%
経営相談・コンサルティング	14.2%	11.4%	12.0%
販路開拓支援	9.0%	11.1%	8.6%

※ 総回答数に対する割合。

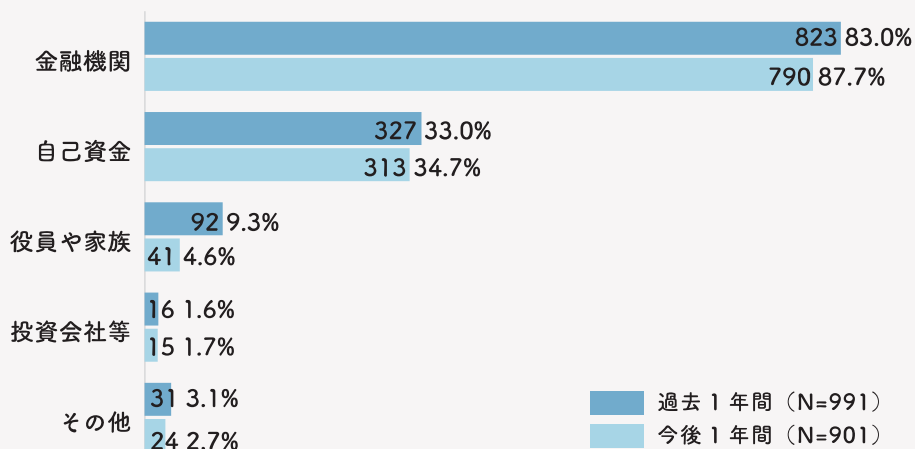
（「取引のある金融機関」4,224回答、「関わりの深い金融機関」2,757回答、「取引を拡大したい金融機関」2,135回答）

2-7 借入金（設備資金）の調達

- 今後の設備資金調達先は、「金融機関」の回答が790先と最も多い。そのうち調達先として期待している金融機関は「日本公庫」が66.3%と最も多く、次いで「銀行・信金等」が53.3%と続く。
- 今後の設備投資の目的は「増産・規模拡大」が51.8%と最多。
- 過去1年間の設備投資の目的を経営者年代別で見ると、40代以下は「増産・規模拡大」が34.1%、50代～60代は「合理化・省力化」が31.3%、70代以上は「更新・維持・補修」が33.9%と高い。

設備資金の調達先

複数回答（単位：先）



過去1年間

設備資金の調達先 (N=823)

■ 日本公庫	69.9%
■ 銀行・信金等	56.5%
■ 農協系統	45.9%

今後1年間

設備資金の調達先 (N=790)

■ 日本公庫	66.3%
■ 銀行・信金等	53.3%
■ 農協系統	43.9%

設備投資の目的（今後1年間）

複数回答（N=997）

① 増産・規模拡大	51.8%
② 更新・維持・補修	50.9%
③ 合理化・省力化	46.5%
④ 新規部門の導入	17.6%
⑤ その他	2.4%

設備投資の目的（過去1年間 経営者年代別）

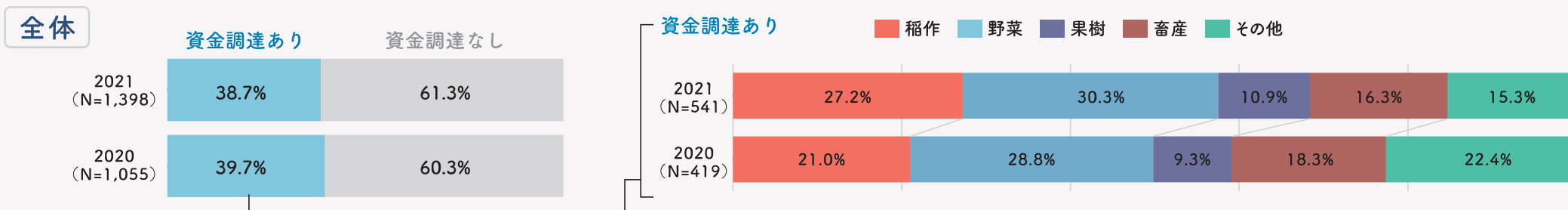
複数回答（N=1,105）

~40代	① 増産・規模拡大	34.1%
	② 合理化・省力化	30.1%
	③ 更新・維持・補修	24.2%
50代～60代	① 合理化・省力化	31.3%
	② 更新・維持・補修	30.1%
	③ 増産・規模拡大	28.4%
70代～	① 更新・維持・補修	33.9%
	② 合理化・省力化	33.3%
	③ 増産・規模拡大	24.6%

2-8 新型コロナ禍での資金調達

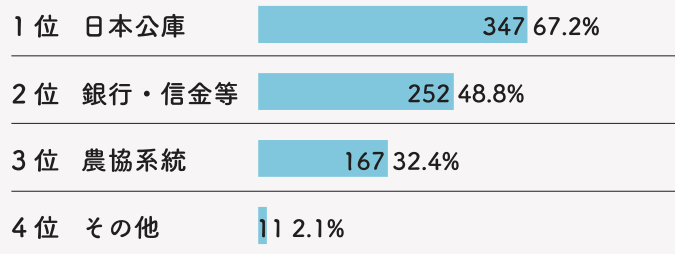
- 新型コロナウイルスの影響を受け、資金調達した先は全体で38.7%で前年比1ポイント減。
- 資金調達をした先で多かったのは、「野菜」30.3%、次いで「稲作」27.2%。
- 前年比で最も増加したのは、「稲作」で6.2ポイント増。
- 資金調達先で最も多かったのは「日本公庫」の67.2%。
- 調達した資金の用途は、「減収補填」が最多。

新型コロナウイルスの影響による資金調達状況



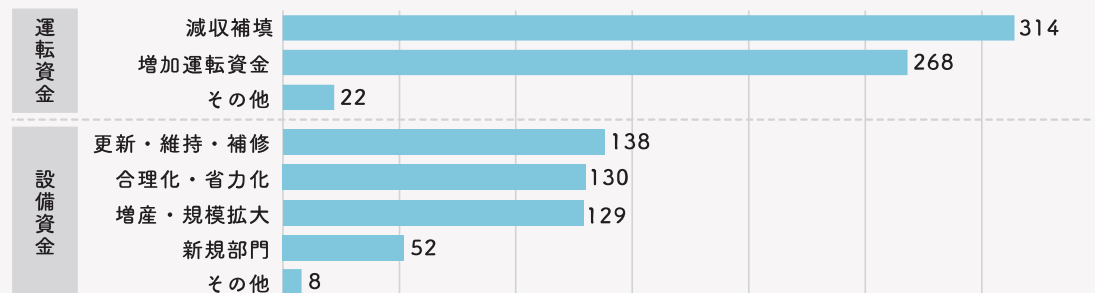
資金調達先

複数回答（単位：先 N=516）



資金調達の用途

複数回答（単位：先・N=537）

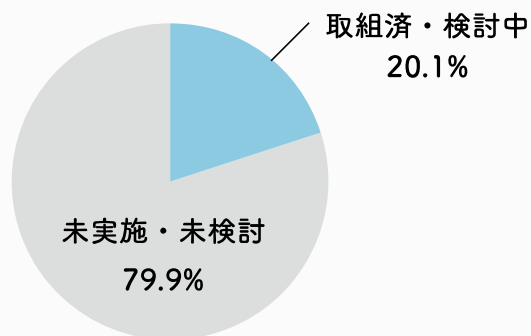


2-9 海外事業展開①（取組内容・輸出国地域など）

- 農畜産物・食品の輸出などの海外事業展開に「すでに取り組んでいる」又は「検討している」先は20.1%を占める。
- 輸出先は、アジア地域が最も多く119先。ヨーロッパは10先、北米は9先となっている。
- 輸出金額は「1百万円以上～5百万円未満」が最多。

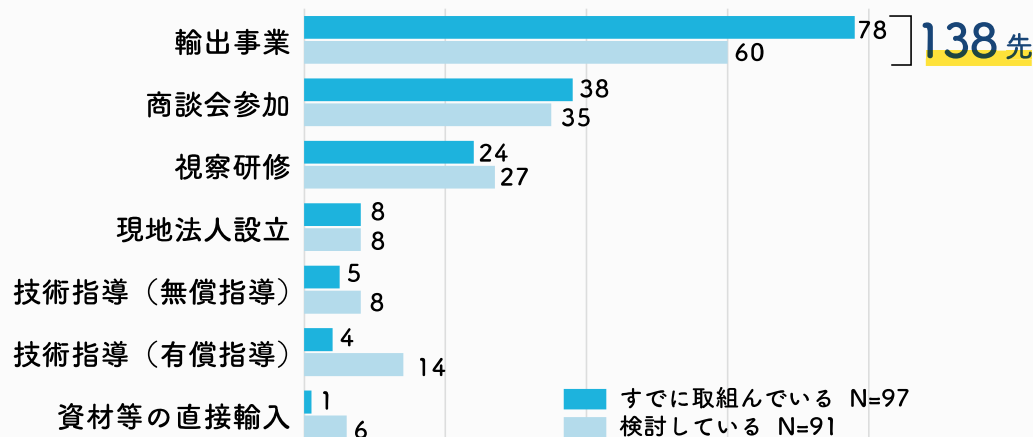
海外事業展開

(N=1,366)



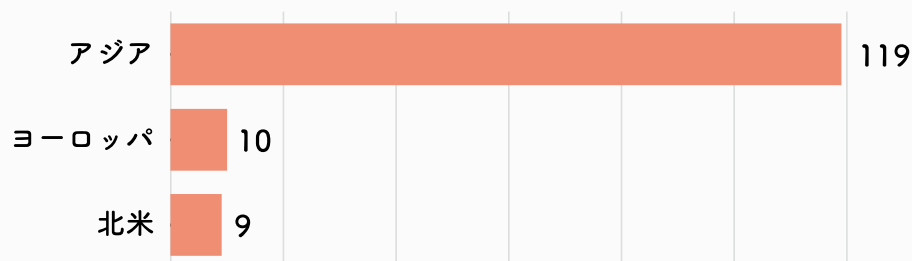
海外事業展開の取組内容

複数回答（単位：先・N=126）



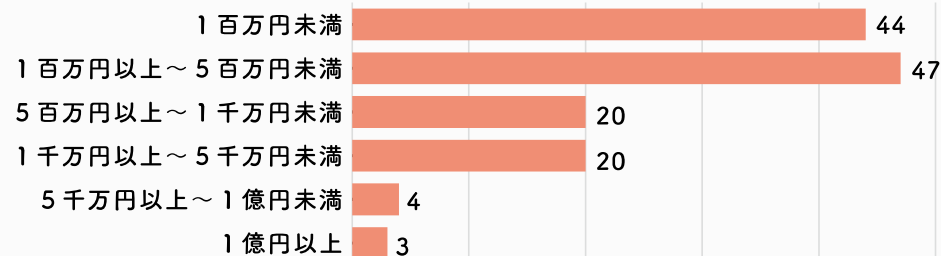
輸出国地域

複数回答（単位：先・N=97）



輸出国地域あたりの輸出金額

複数回答（単位：先・N=97）

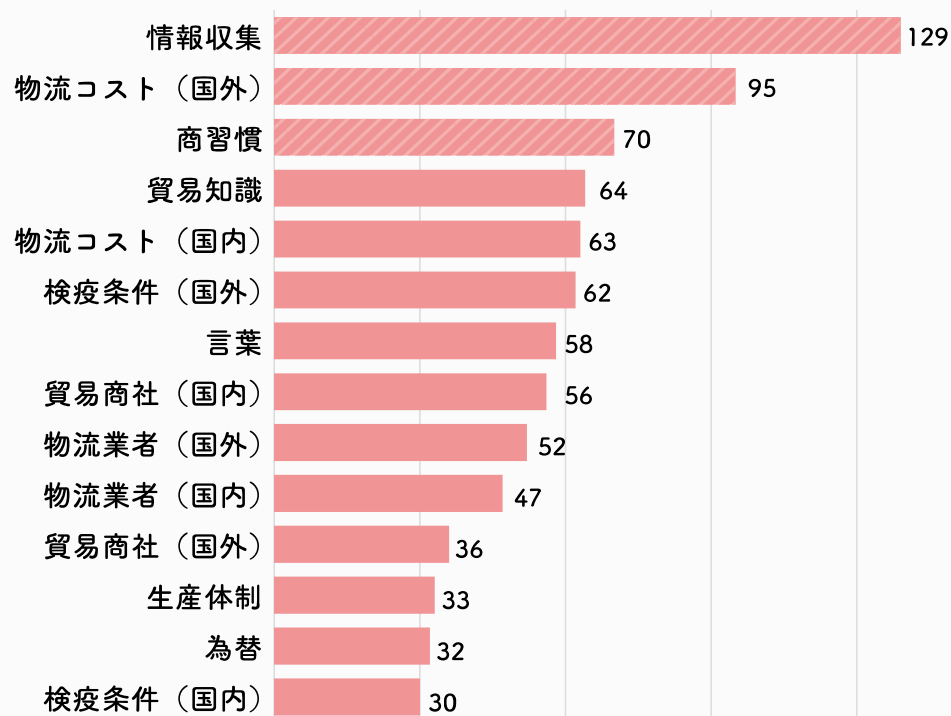


2-10 海外事業展開②（海外事業展開の課題・海外生産）

- 海外事業展開の課題としては、「情報収集」が129先と最多。「物流コスト（国外）」も95先と多く、国内で解決が難しい課題が上位に入っている。
- 海外事業展開のうち、海外生産に取り組む理由としては、「国内需要の先細り」が最も多く、海外の需要に目を向けている先が多いことがうかがえる。

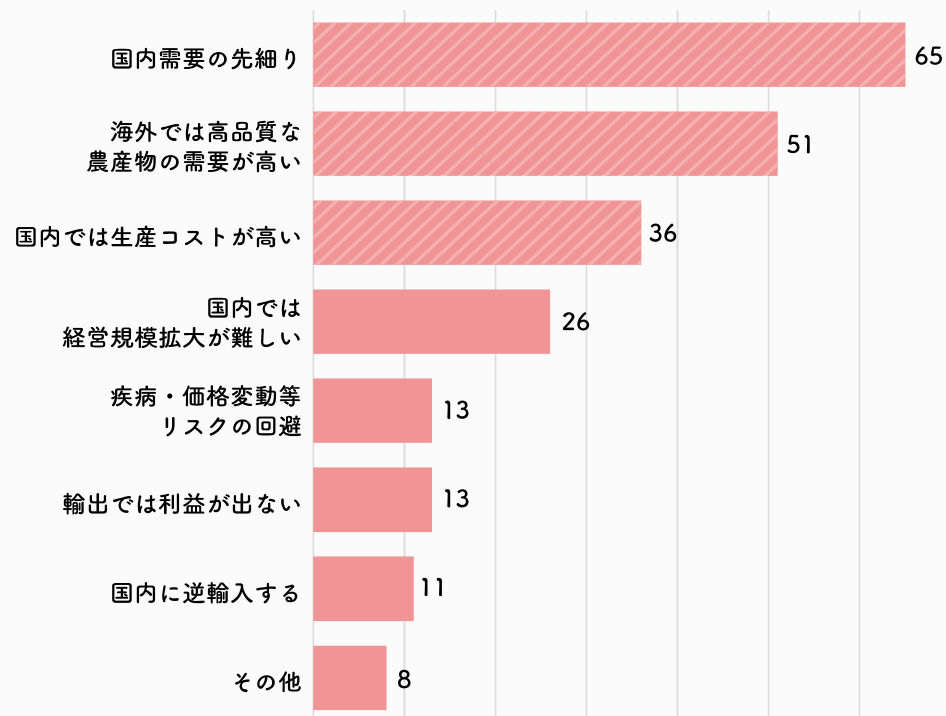
海外事業展開に取り組む際の課題

複数回答（単位：先・N=237）



海外事業展開のうち海外生産の実施・検討理由

複数回答（単位：先・N=121）



3 章

持続的な農業生産に向けた取組み

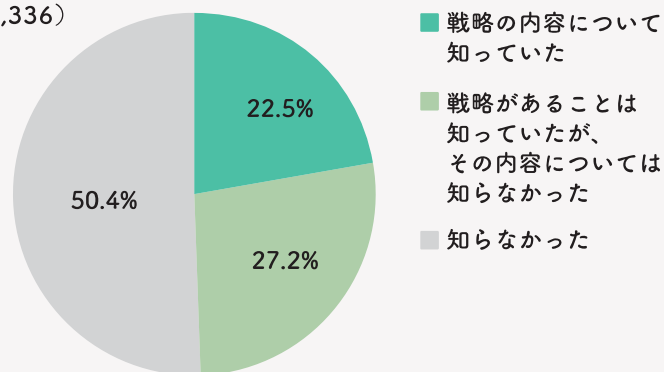


3-1 「みどりの食料システム戦略」について

- 「みどりの食料システム戦略」を「知らなかった」先は50.4%。一方、持続的な農業生産に「すでに取り組んでいる」先は50.2%となっている。
- 持続的な農業生産に取り組む目的は「『安全・安心』な農産物の生産のため」が最も多く、取組まない理由は「具体的に何をすべきかわからない」が最も多い。

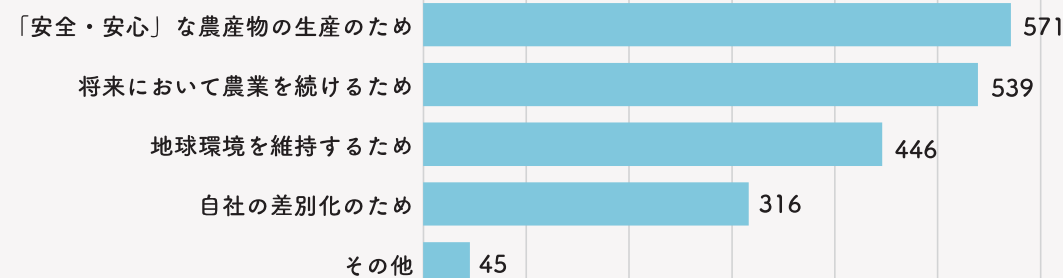
「みどりの食料システム戦略」について

(N=1,336)



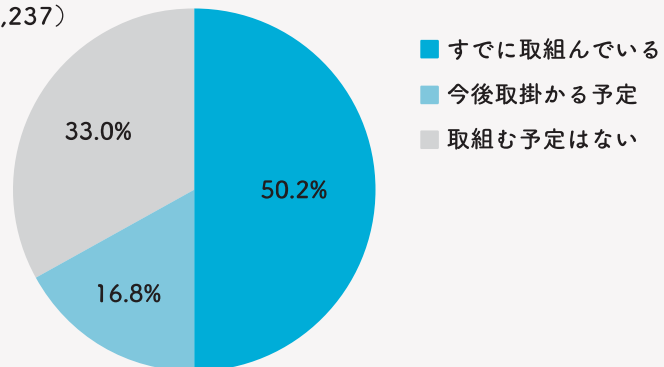
持続的な農業生産に取り組む目的

複数回答（単位：先・N=822）



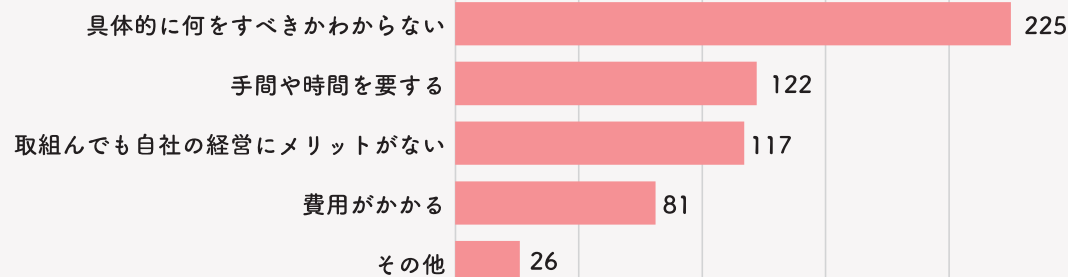
持続的な農業生産への取組み

(N=1,237)



持続的な農業生産に取り組まない理由

複数回答（単位：先・N=391）

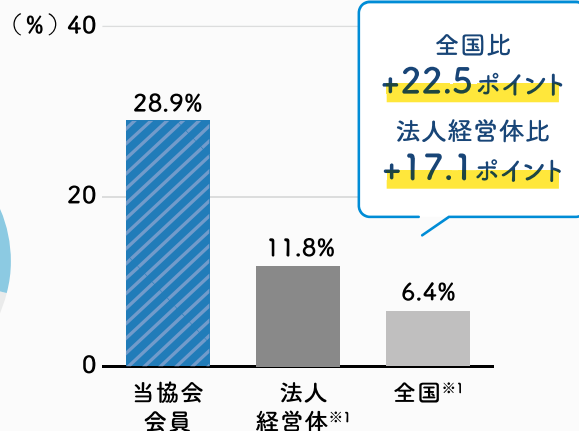
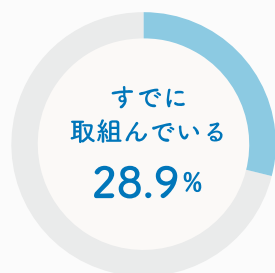


3-2 有機農業への取組みについて

- 有機農業に「すでに取組んでいる」先は 28.9% となっており、全国平均比で 22.5 ポイント高く、有機 JAS 取得割合も全国に比べ高い水準となっている。
- 「すでに取組んでいる」先は、営農地域では「中山間農業地域」の割合が他と比べ高く、経営規模別先ではどの階層でも約 3 割となっている。

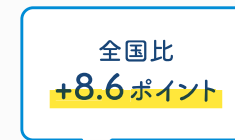
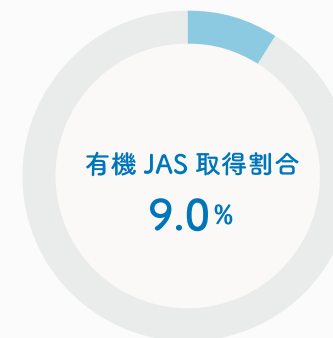
有機農業への取組み

(N=1,305)



有機 JAS 取得割合

(N=1,490)

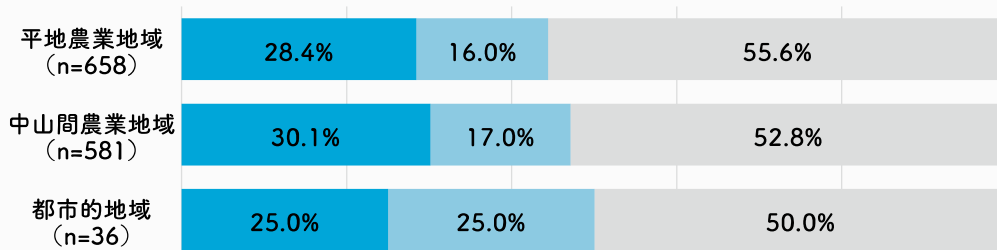


参考：全国有機 JAS 取得割合は 0.4%^{※2}

営農地域別 有機農業への取組み

(N=1,275)

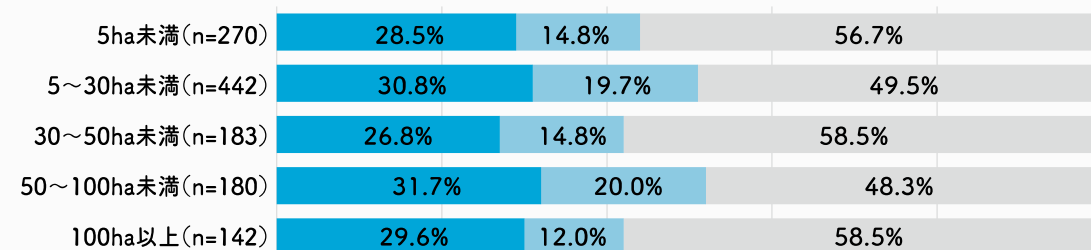
■ すでに取組んでいる ■ 取組む予定がある ■ 取組む予定はない



経営規模別 有機農業への取組み

(N=1,217)

■ すでに取組んでいる ■ 取組む予定がある ■ 取組む予定はない



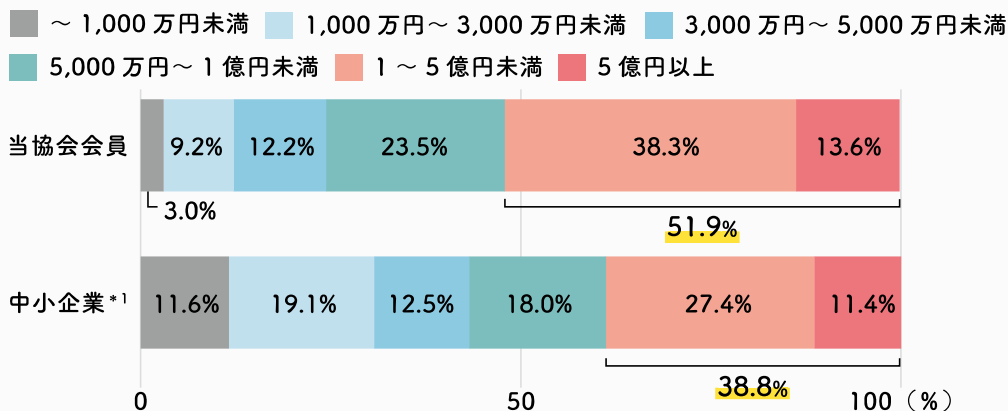
※1 2020年農林業センサス

※2 農林水産省「県別有機認証事業者数」

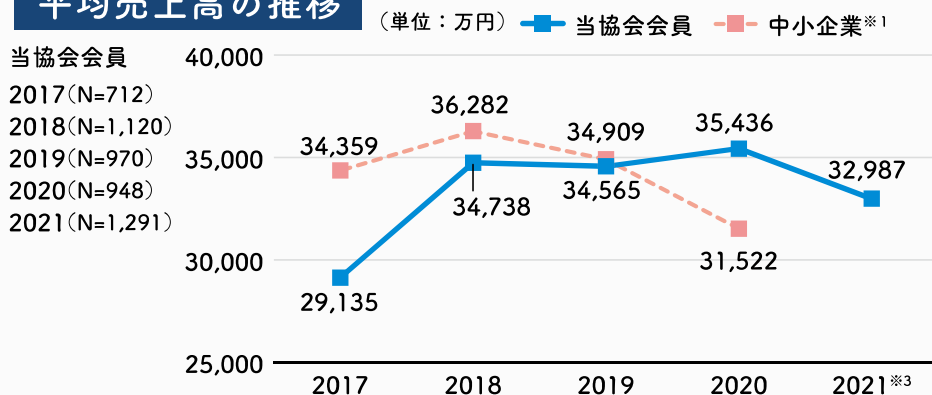
【付録】 中小企業との比較について

- 売上規模別では「1億円以上」の会員は51.9%で、中小企業の38.8%を13.1ポイント上回る。また、2020年の平均従事者数は18.0名で、中小企業の15.5名を2.5名上回った。
- 一方、従事者1名あたりの2020年の売上高は中小企業に比べて約3割ほど低く、生産性に課題がある事が浮き彫りとなった。

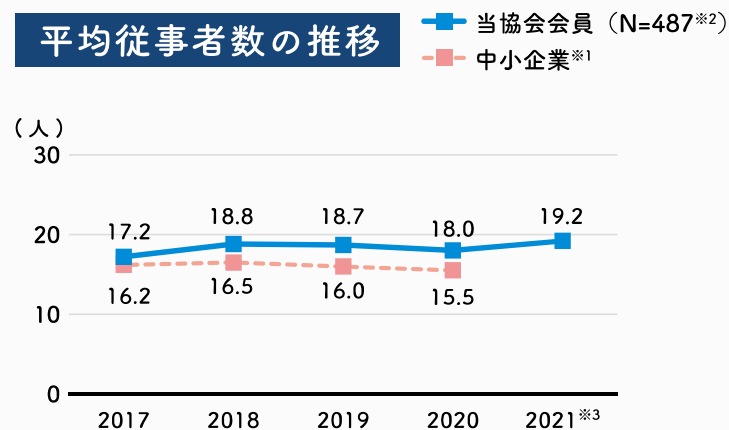
売上規模



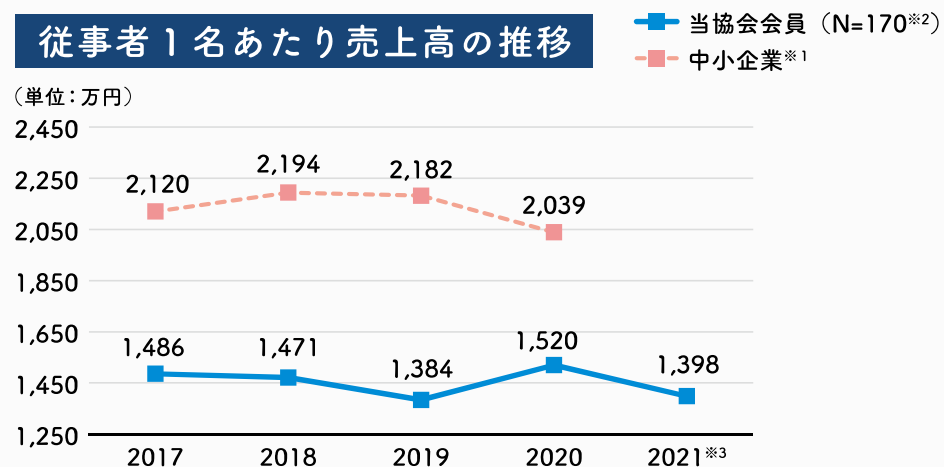
平均売上高の推移



平均従事者数の推移



従事者1名あたり売上高の推移



※1 平成30年～令和2年中小企業実態基本調査 ※2 5年連続で回答した先のみ集計。
 ※3 2021年中小企業データは、2022年8月時点では未公表。

農業におけるコスト高騰緊急アンケート

概要

- 調査期間 : 2022年5月10日(火)～2022年5月18日(水) (9日間)
調査対象 : 公益社団法人日本農業法人協会正会員
調査方法 : WEB 又は FAX による回答
調査目的 : 農業生産現場におけるコスト高騰による農業経営への影響把握
有効回答 : 407先 (回答率: 19.6%/調査対象先数 2,080先)

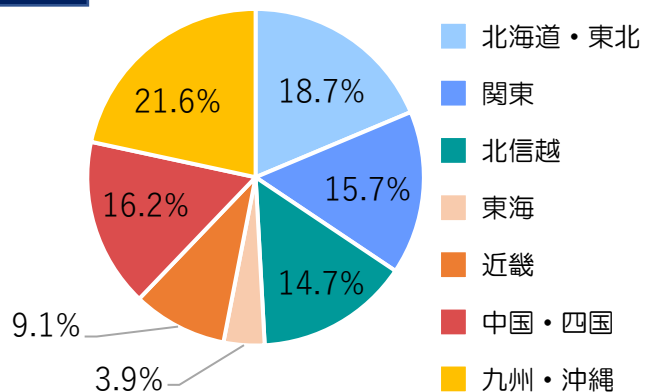
目次

1. 回答先概要 (地域・業種・売上規模)
2. 農業資材等の価格 (2021年1-5月比) ①
3. 農業資材等の価格 (2021年1-5月比) ②
4. コスト高騰への対応状況
5. 今後の農業資材等の供給見込み
6. 生産量の変化
7. 今年の経営の見通し
8. 今年の資金繰りの見通し
9. 農産物の価格転嫁
10. 農業資材等の国内調達への期待度
11. 価格転嫁・コスト高騰に対する主な意見

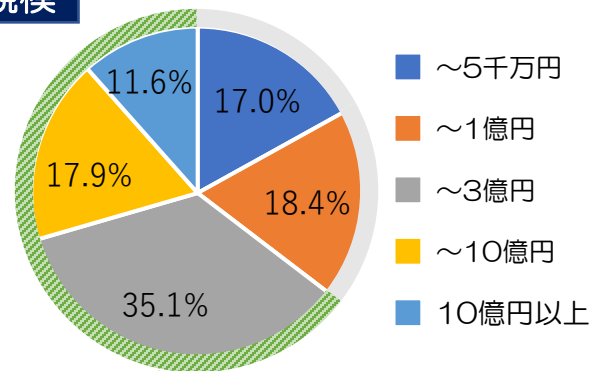
1 回答先概要（地域・業種・売上規模）

- 地域は、「九州・沖縄」が21.6%、「北海道・東北」が18.7%、「中国・四国」が16.2%。
- 業種は、「野菜」が31.7%、「畜産」が23.8%、「稲作」が23.6%。
- 売上規模は、「1億円以上」の先が64.6%。

地域

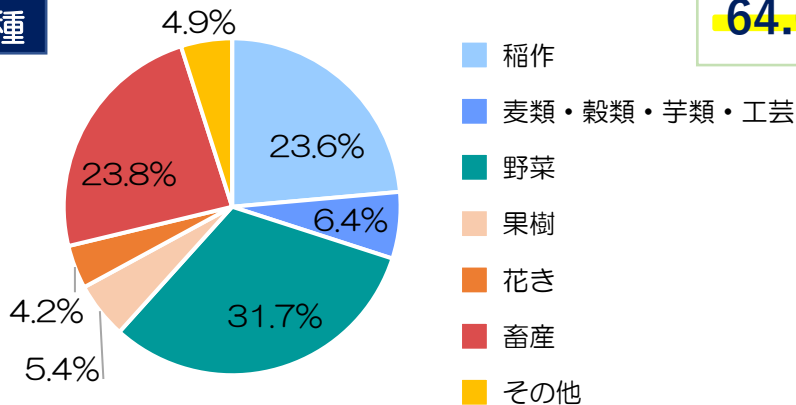


売上規模



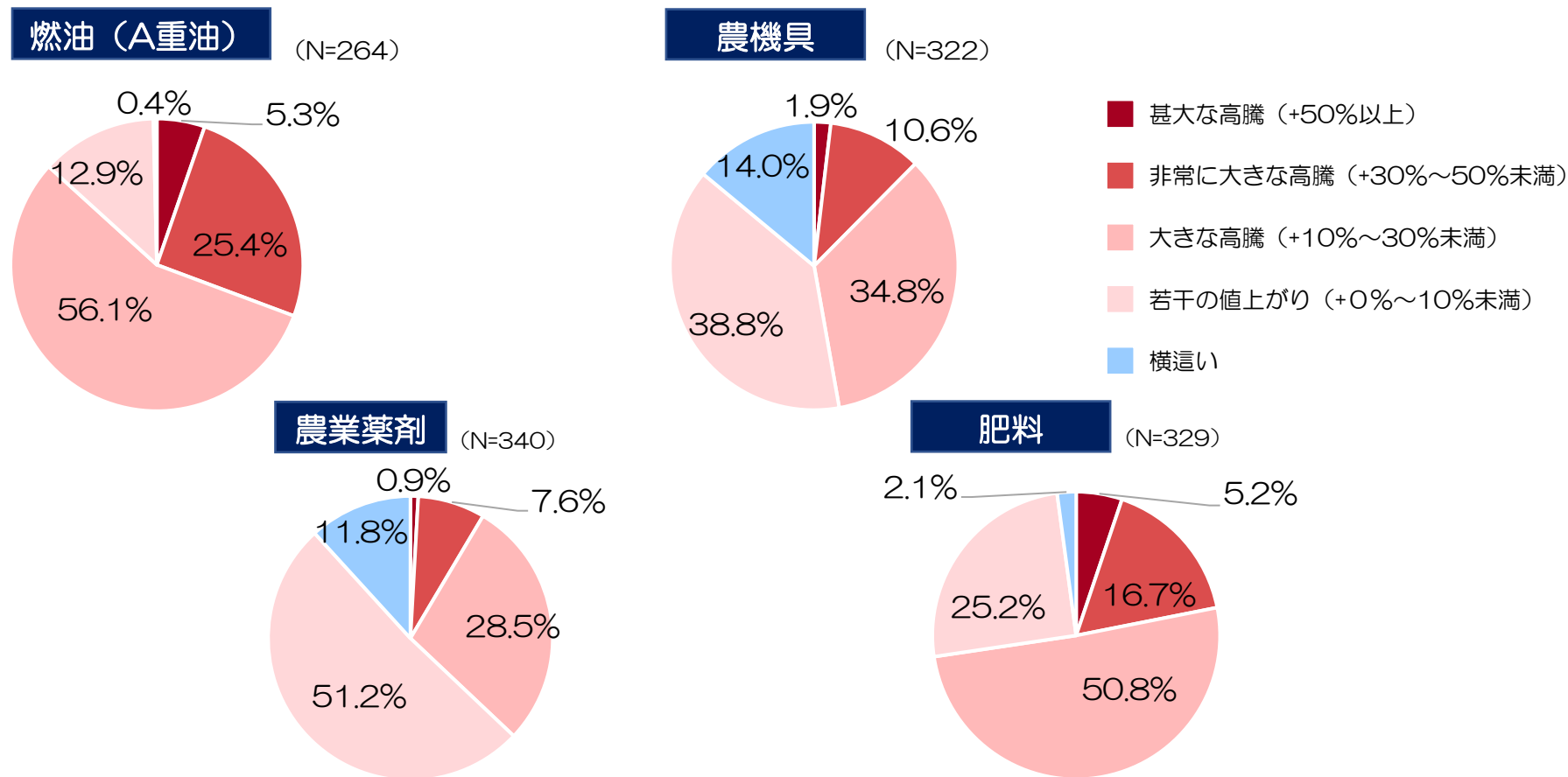
64.6%が1億円以上

業種



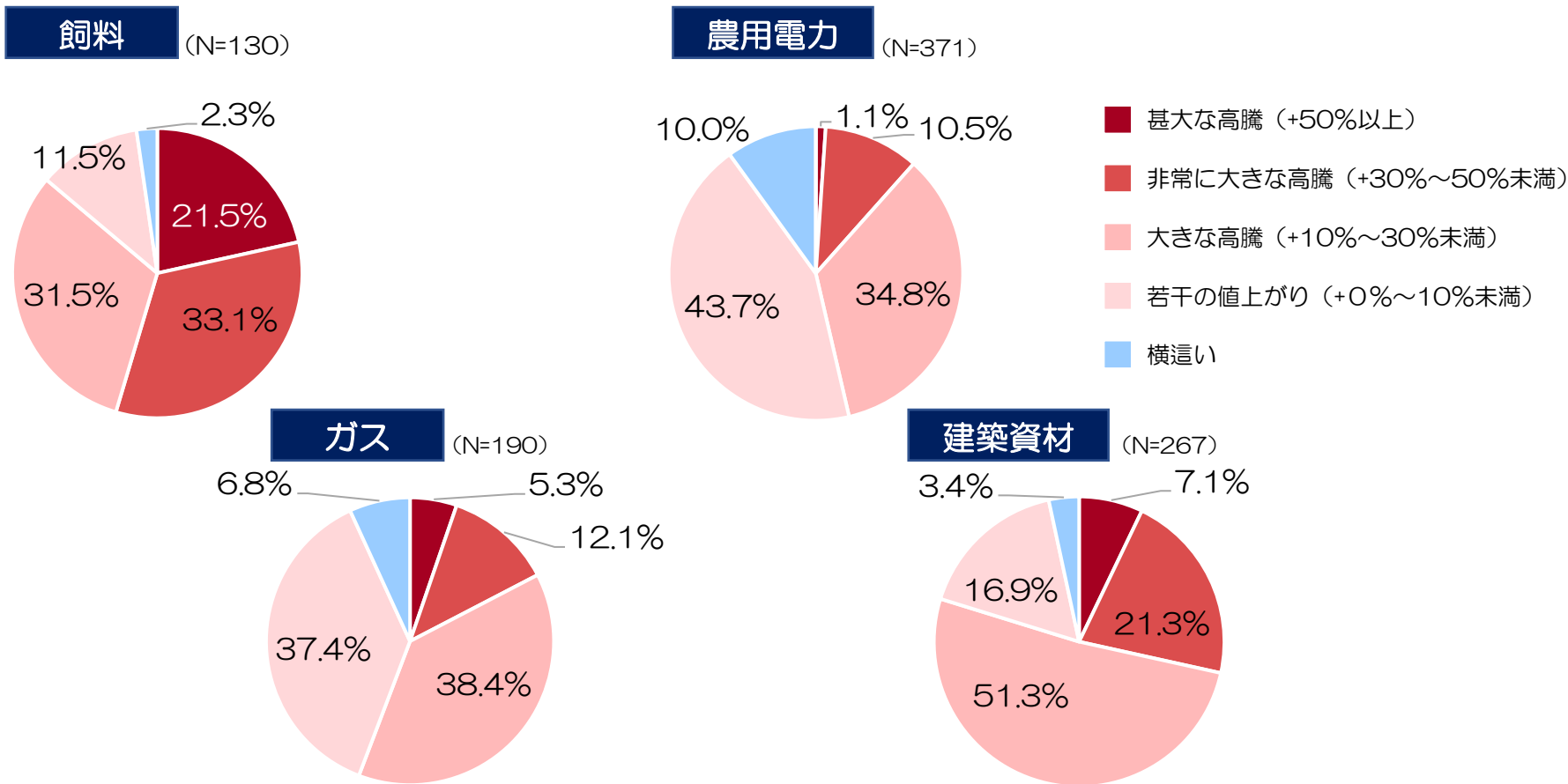
2 農業資材等の価格（2021年1-5月比）①

- 燃油は、99.6%が「高騰」又は「値上がり」、うち「大きな高騰（+10%～30%未満）」が56.1%と最も割合が高い。
- 肥料は、97.9%が「高騰」又は「値上がり」、うち「大きな高騰（+10%～30%未満）」が50.8%と最も割合が高い。



3 農業資材等の価格（2021年1-5月比）②

- 飼料は、97.7%が「高騰」又は「値上がり」、うち21.5%が「甚大な高騰（+50%以上）」、33.1%が「非常に大きな高騰（+30%～50%未満）」と、調査対象のうち最も「甚大な高騰」割合が高い。
- 畜舎などの建築資材も、96.6%が「高騰」又は「値上がり」、うち「大きな高騰（+10%～30%未満）」は51.3%と過半を超え、新たに経営資産を取得する場合でもコスト高になっている。

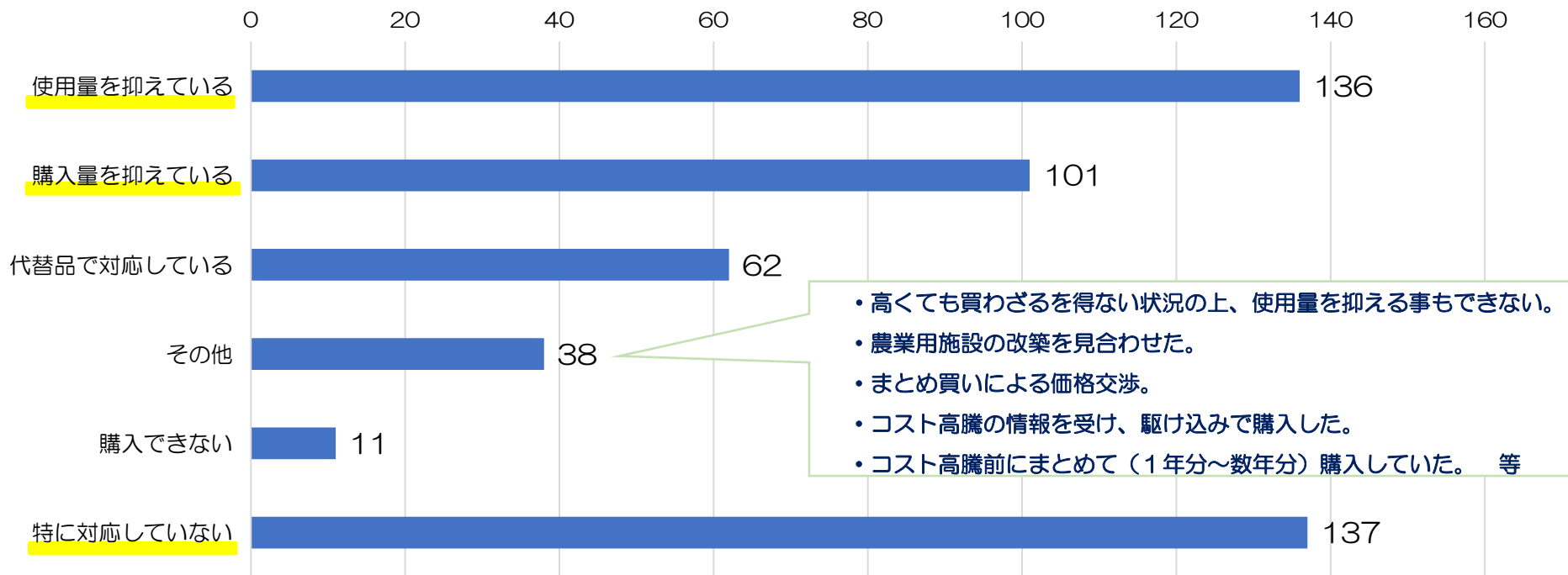


4 コスト高騰への対応状況

- 価格高騰に伴い「使用量を抑えている」が136先、「購入量を抑えている」が101先と肥料などを少しでも節約して使用する努力や、必要以上に購入することを回避する動きなどがあることもわかった。
- 一方、生産に不可欠な資材等が高値になっても、生産量を維持するため、購入せざるを得ず「特に対応していない」が最多。

対応状況

複数回答（単位：先・N=407）

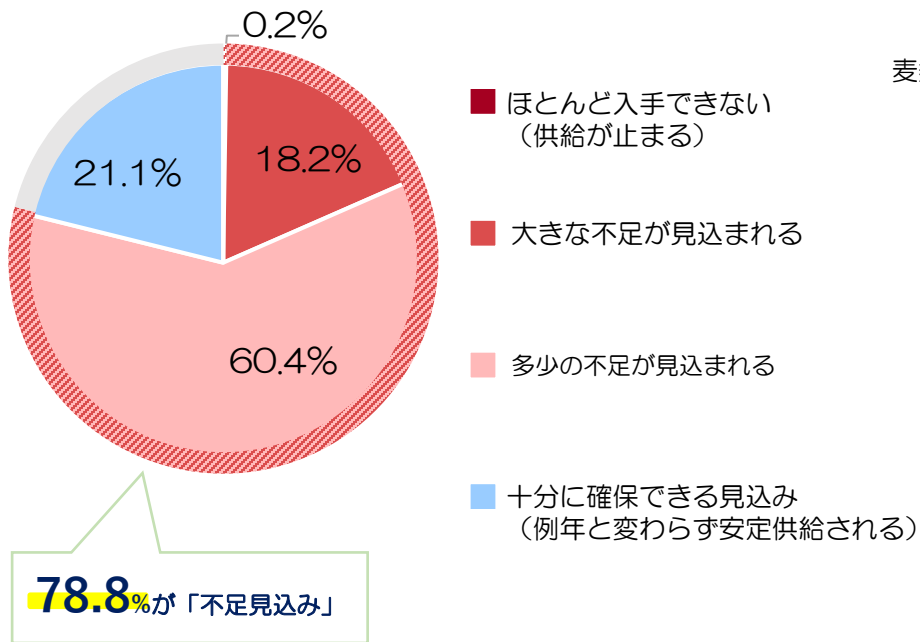


5 今後の農業資材等の供給見込み

- 農業資材等の供給見込みは78.8%が「不足見込み」、うち「多少の不足が見込まれる」が60.4%、「大きな不足が見込まれる」が18.2%と、今後の生産に向けた資材の確保について生産者が不安を抱えていることがうかがえる。
- 業種別の「不足見込み」は、「稲作」が82.3%、「野菜」が79.8%、「畜産」が75.3%など、厳しい見方が一律にうかがえる。

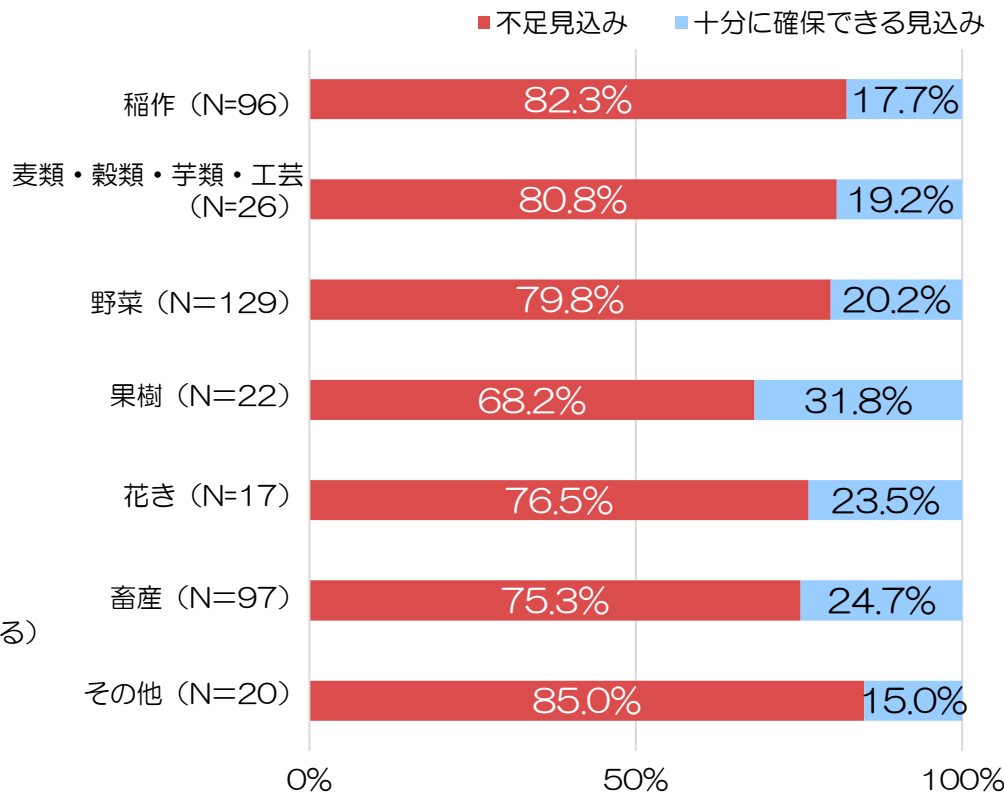
供給見込み（全体）

(N=407)



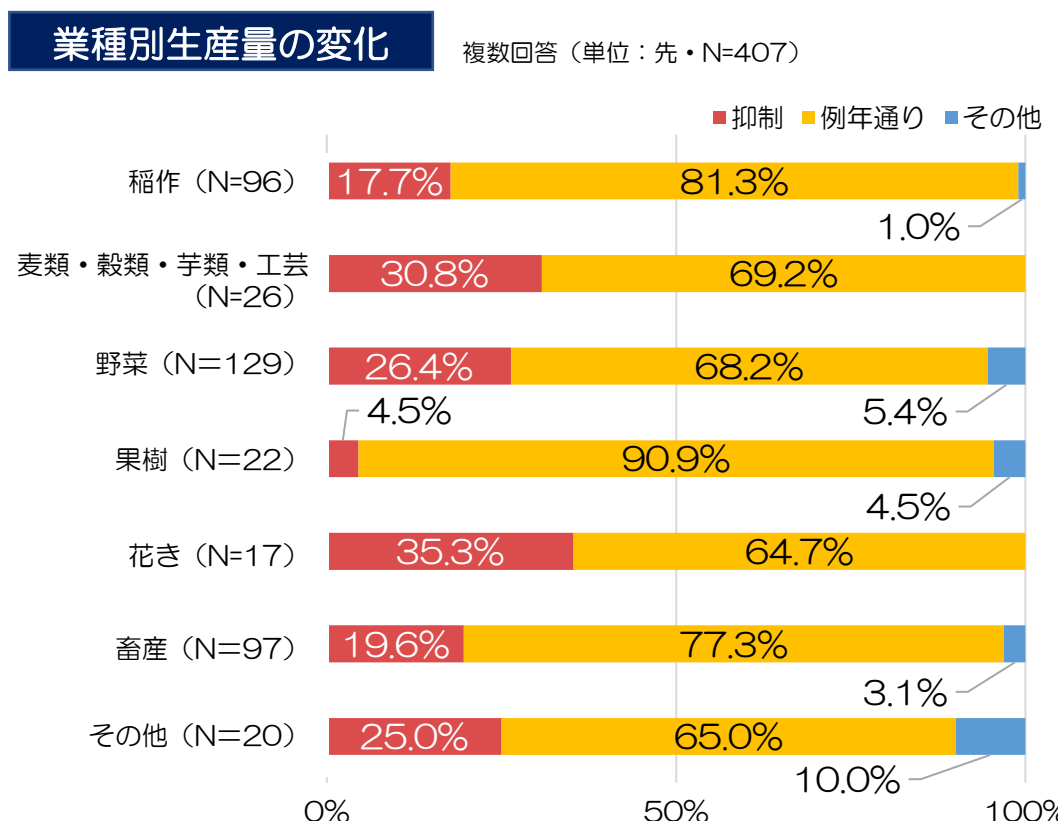
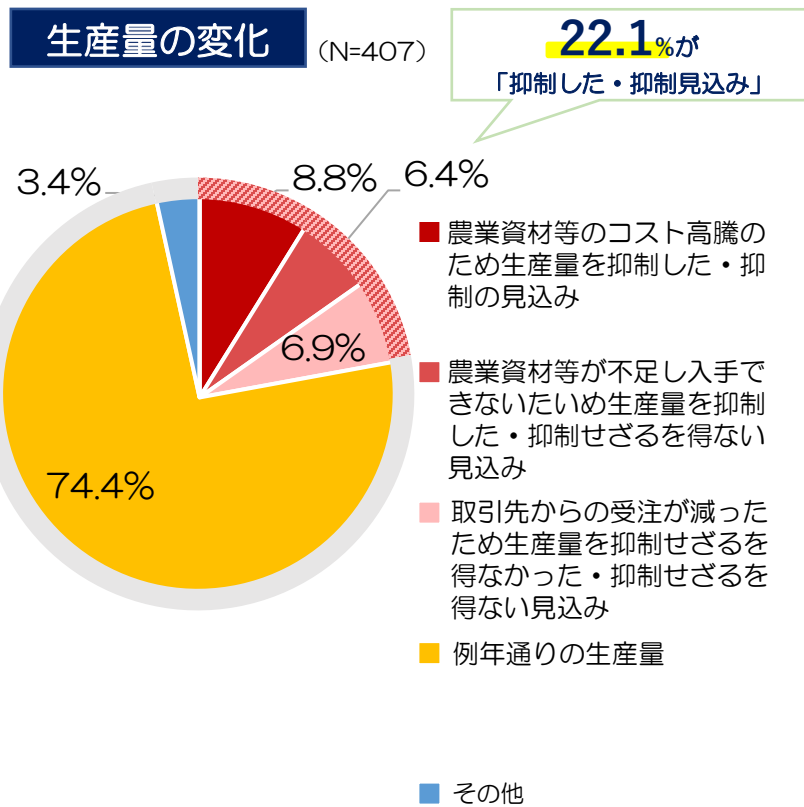
供給見込み（業種別）

(N=407)



6 生産量の変化

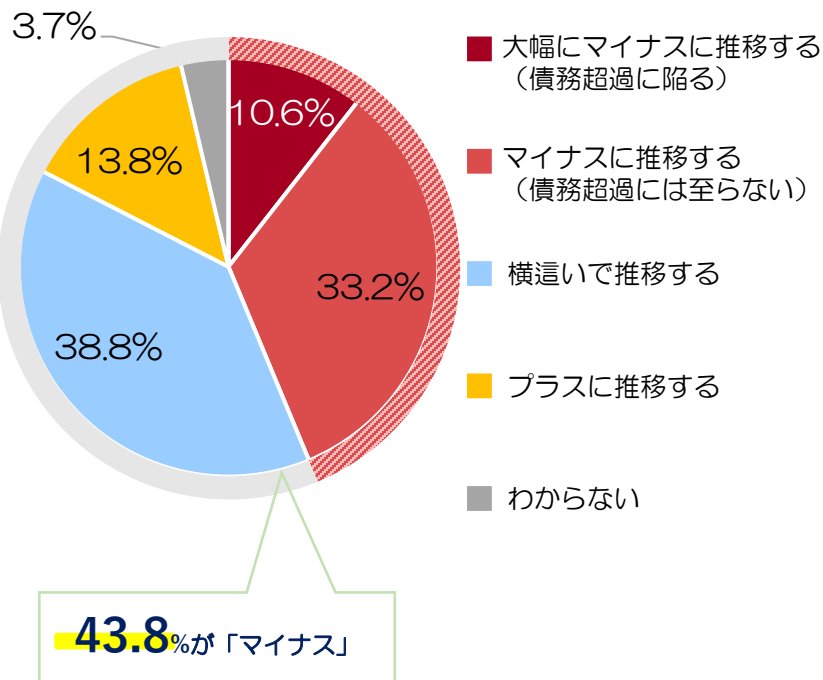
- 農業資材等の高騰による農産物の生産量への影響は、22.1%が「抑制した・抑制見込み」と回答。一部の生産者では、生産量を減らさざるを得ない状況になっていることが浮き彫りになった。
- 業種別では、「花き」で「抑制」が35.3%と最も高くなっている一方、「果樹」は4.5%と業種に差があることがわかった。



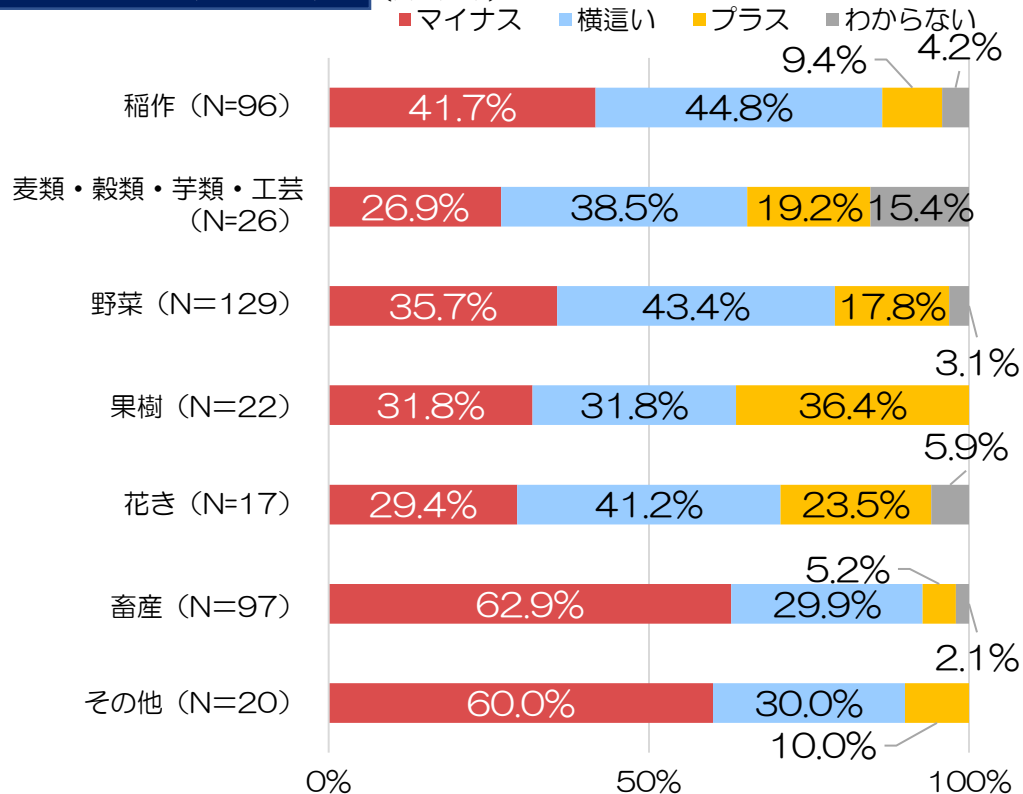
7 今年の経営の見通し

- 長引く新型コロナ感染拡大の影響から脱却できていないなかで、農業資材等の高騰の影響を受け、「マイナス」見通しが43.8%。
- 業種別で「マイナス」見通しは、「畜産」が62.9%と最多で、「その他」が60.0%と続く。

経営見通し（全体） (N=407)



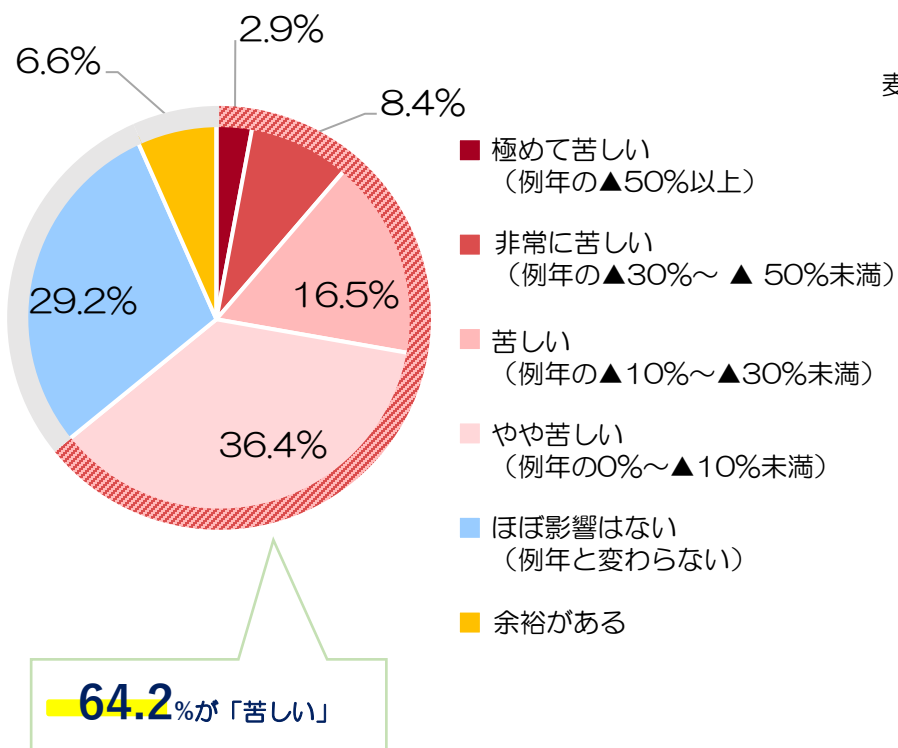
経営見通し（業種別） (N=407)



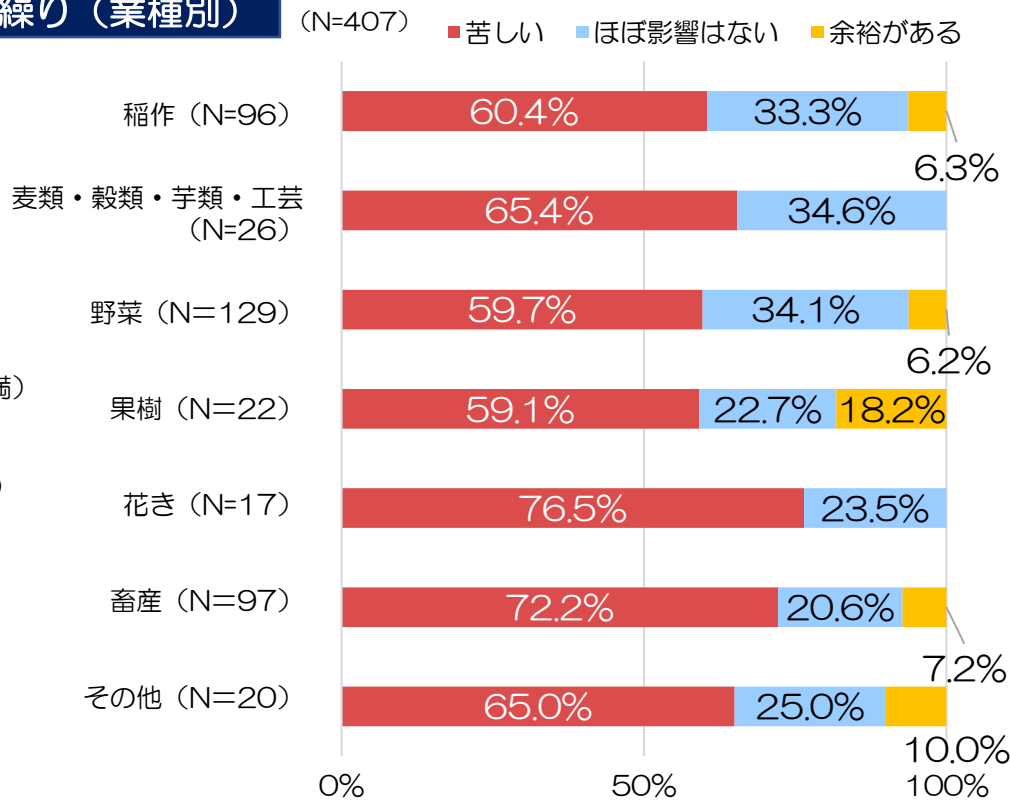
8 今年の資金繰りの見通し

- 今年の資金繰りの見通しが「苦しい」先は64.2%。「余裕がある」先は6.6%にとどまった。
- 業種別で「苦しい」先は、「花き」が76.5%と最多で、「畜産」が72.2%と続く。

資金繰り（全体） (N=407)



資金繰り（業種別） (N=407)



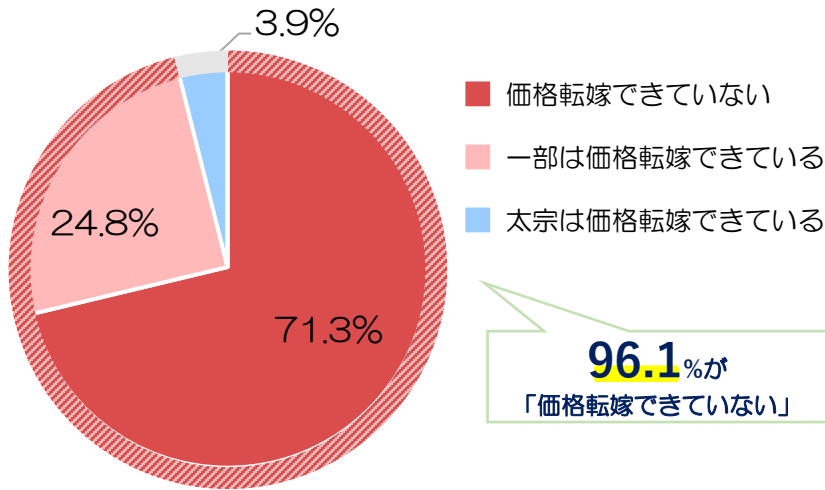
9

農産物の価格転嫁

- 合理化が求められている複雑な流通構造の中、農業資材等のコスト高騰分を販売価格に「価格転嫁できていない」先が96.1%という実態が明らかになった。
- 価格転嫁ができない理由は「農業者サイドの価格交渉力が弱い」が最多で、「食品製造・流通業等サイドのバイイングパワーが強い」という先も多かった。
- 販売価格に生産者の意向が反映されず、十分な利益を確保できない要因の一部になっている。

価格転嫁

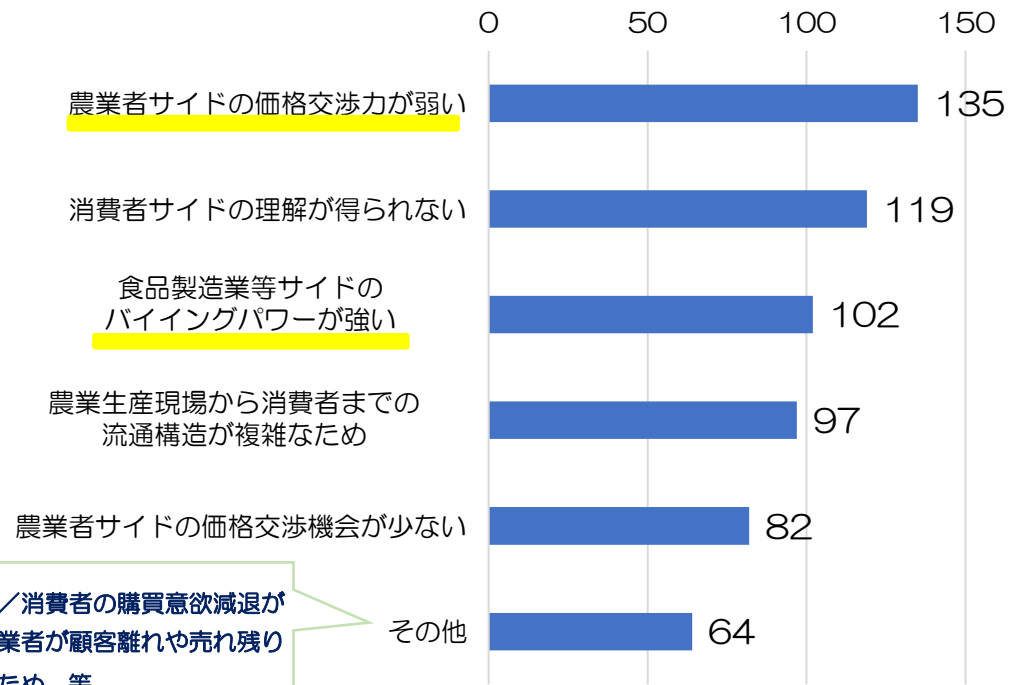
(N=407)



96.1%が「価格転嫁できていない」

価格転嫁できない理由

複数回答 (単位: 先・N=407)

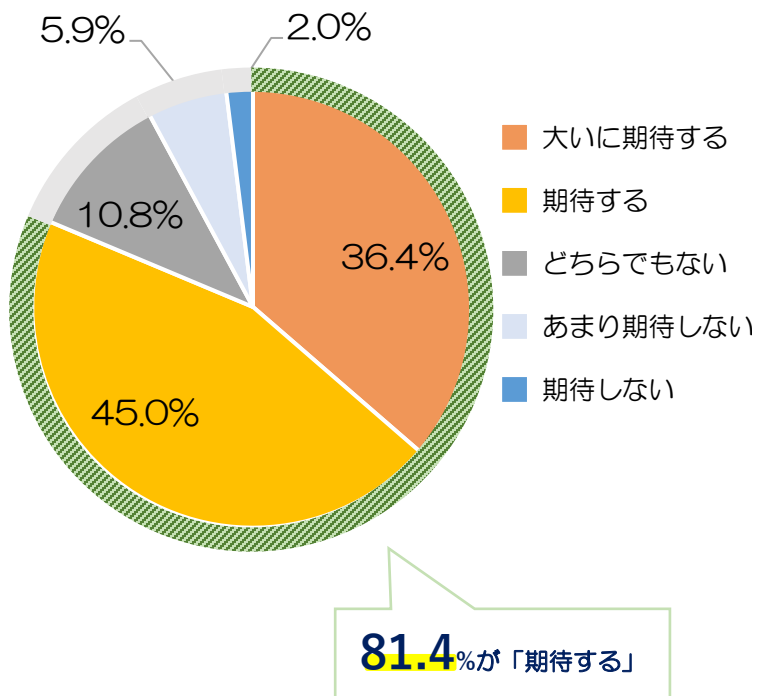


市場出荷のため/無条件委託販売をしているため/事前契約をしていたため/消費者の購買意欲減退が懸念されるため/コロナで疲弊している取引先に対して交渉しづらい/小売業者が顧客離れや売れ残りを懸念しているため/競合他社の価格据え置きや値下げ戦略等の情報を得たため 等

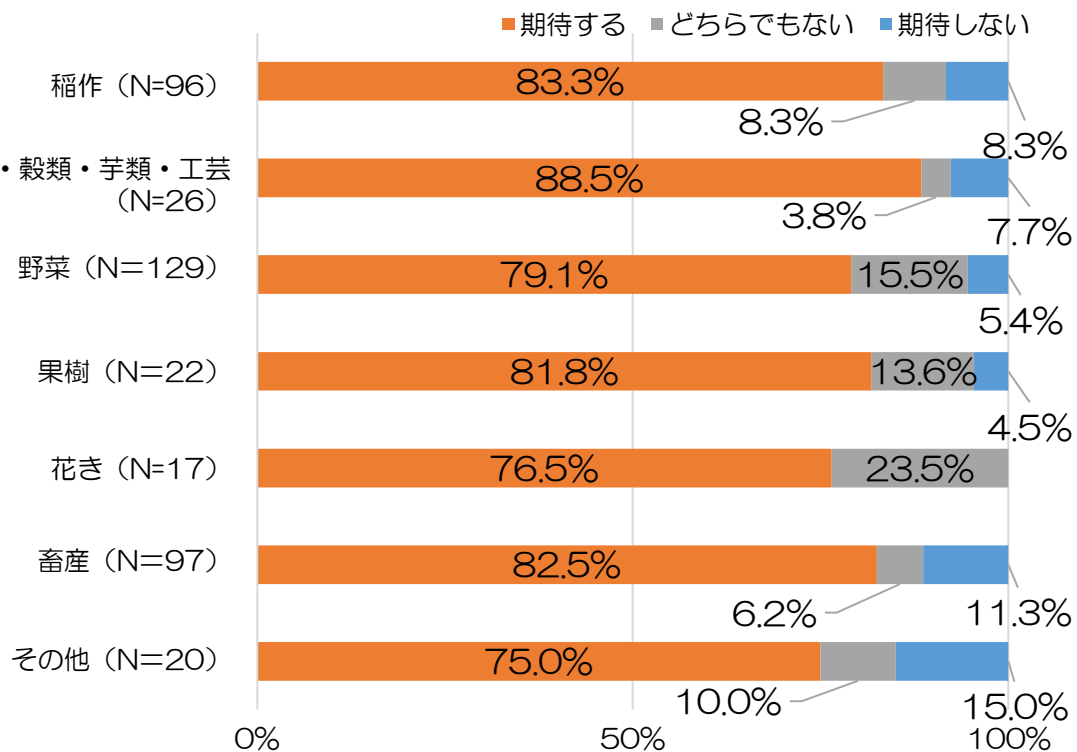
10 農業資材等の国内調達への期待度

- 農業資材等を海外調達している傾向があるが、国内で製造、調達することに「期待する」が81.4%。
- 業種別では、食品の原材料にもなることが多い「麦類・穀類・芋類・工芸」で「期待する」が88.5%と最多。

国内調達への期待度（全体） (N=407)



国内調達への期待度（業種別） (N=407)



11 価格転嫁・コスト高騰に対する主な意見

価格転嫁できていない状況を改善するための対策

- ① 価格転嫁しにくい市場流通等を経由した農産物販売の仕組みや構造の改善。
- ② 生産者は、自ら生産する農産物に付加価値をつけ、消費者の理解が得られるような営業努力を行う。
- ③ 農業現場におけるコスト高騰等の実態をマスコミを通じ、国民や取引先に広く知ってもらう。等

コスト高騰を受け、今後必要な支援策

耕種

- ① 鶏ふんや豚ふんを活用した耕畜連携の推進など、各地域で資源循環による安定的な農業資材等の確保とその支援を進めて欲しい。
- ② 「施設園芸等燃油価格高騰対策」の対象に環境にやさしいLPG（液化石油ガス）やLNG（天然ガス）も支援対象にしていただきたい。また、肥料や農薬などは価格高騰時に補てんされる制度がないため、上記高騰対策のような制度を新設してもらいたい。
- ③ 生産に必要な農業資材等を海外から確実に入手できるよう、国には輸出国と事前の調整や取り決め、輸入商社の育成や原料等確保のための支援をしてほしい。
- ④ 燃料や肥料などについて、様々な面から価格抑制の仕組みの検討をお願いしたい。
- ⑤ 農産物の販売価格へコスト上昇分を適切に反映できる流通構造の改革を求める。また、消費者に農業の現状を理解してほしい。等

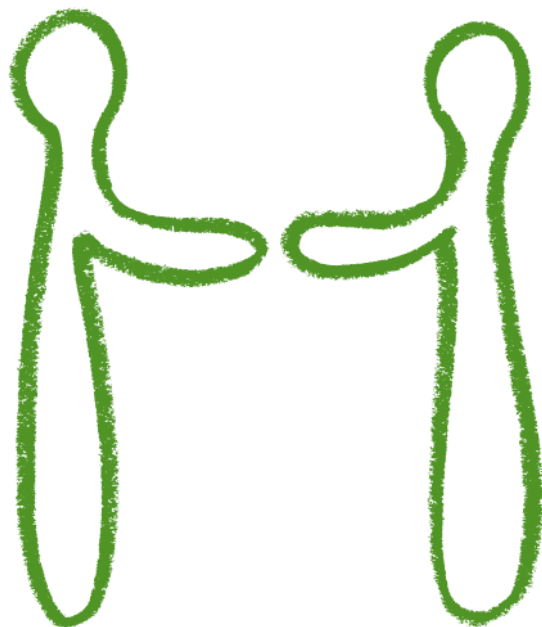
畜産

- ① 畜産における飼料高騰は死活問題。このため、配合飼料価格安定対策のさらなる基金増額と継続的に価格が上昇した際の適正な補てんのための発動基準の見直しをしてもらいたい。
- ② 飼料用米の供給は、国の政策によって左右されやすい。国内での飼料原料の安定的な確保に向け、政策にブレずに飼料用米が生産できるようにしてほしい。
- ③ 自家配合飼料を活用している生産者への支援制度の創設をお願いしたい。
- ④ 飼料等のコスト高騰分を価格に転嫁するため、複雑な流通構造を見直し・簡素化が必要。また、消費者に畜産の現状を理解してほしい。
- ⑤ 食品の副産物や食品残渣の飼料化に向けた予算の確保や技術の支援をしてほしい。等

日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～

「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」



エイチ エー ジー
H・A・G
Hot Agriculture Group

令和4年4月7日
公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

日本農業法人協会の政策提言（概要）	1
はじめに	2
1 基本的考え方	4
2 人と農地の問題の解決	4
（1）農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進	4
（2）農地の集積・集約化を生かす基盤整備	5
3 農業法人等の担い手の育成・発展	6
（1）農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成	6
（2）農業の継続に必要な外国人等の確保・育成	6
（3）農福連携の推進	6
（4）規模拡大を目指す農業法人等に対する税制措置	6
4 農業所得の向上と国際競争力の強化	7
（1）農業関係分野の規制緩和の推進	7
（2）生産資材価格の引き下げ	8
（3）流通構造の改革	8
（4）技術革新	9
（5）行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化と公平な運用	9
5 6次産業化と輸出の促進	10
6 米政策の課題	11
7 畜産政策の課題	12
8 野菜・果樹政策の課題	13
9 「みどりの食料システム戦略」の実現	13
10 農村政策の課題	14
11 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備	14
12 その他	15

日本農業法人協会の政策提言（概要）

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言 ～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

令和4年4月7日 公益社団法人 日本農業法人協会

目指す経営の姿

- 我々は、農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 会員は我が国の農業経営のリーダーとして自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の経営改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営環境が厳しくなる中、農地の集積・集約化、経営環境整備など農政改革の方向を堅持し、より一層、定着発展させること。 ■ 成長産業化に向けた取り組みを行う担い手を対象とした経営安定対策を推進すること。
2 人と農地の問題 解決	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地バンクを活性化させ所有者不明農地なども含め、地域の担い手に農地を集約させるようにすること。 ■ 担い手への農地の集積・集約化にあたり、大区画化など基盤整備事業により効率的な生産ができる状況を整備すること。
3 担い手の育成・ 発展	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産技術だけではなく IT の活用や高度化する経営に対応できる人材を育成するための環境を整備すること。 ■ 労働力不足は慢性的な課題であるため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。
4 農業所得の向上と 国際競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業競争力強化プログラムに基づく流通などの構造改革等を推進し、農業経営を安定・発展させる流通システムを構築すること。 ■ 農業者の創意工夫に基づく自由な経営ができるよう、農業関係の規制改革を進めること（農地転用規制など）。
5 営農類型別の政策 課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米は需要に応じた生産を進め、農地の機能に関係なく転換作物への支援は、需要のある作目の生産に対して行うこと。 ■ 国内での飼料作物生産及び施設の整備をさらに推進するとともに、より一層、耕畜連携を進めること。
6 みどりの食料シス テム戦略の実現	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2050年の目標達成に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。 ■ 有機農産物をはじめ農産物に対する消費者の理解を促進し、消費拡大及び有機農産物の再生産ができる施策を講じること。
7 農業を継続できる 仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナの感染症の拡大や頻発する災害、資材価格の高騰、家畜伝染病などに対応し、農業者が安心して継続して経営に取り組めるよう、農業経営のセーフティネットである収入保険等を充実させ、加入を促進すること。

- 新型コロナウイルスの感染症の拡大、少子・高齢化、貿易交渉の進展等のなかで、農業は新たな時代に対応するための変革を求められている。
- しかし、政策面での課題は政策面で解決することが必要。このため、日本農業の一層の発展、目指す経営の姿の実現に向け、政策提言を行う。

- 日本農業法人協会は、「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意のあるプロ農業法人の全国組織。

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

日本農業法人協会会員が目指すプロ農業経営の姿

農業者の減少と高齢化、荒廃農地の増加など、我が国の食料自給と農業経営を取り巻く課題が山積しており、当協会会員はその解決に向け挑戦している。

我々は農業界の公益社団法人として農業政策の展開方向を踏まえ、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言し、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。

はじめに

「食料・農業・農村基本法（新基本法）」は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」を図る必要があるため、国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立させ、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした経営ができるようにすることを大きな柱としている。

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、この新基本法の理念を踏まえ、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、プロ農業経営者として、国民への食料供給と農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、不断の経営の持続と発展に努めている。

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国産農産物の業務用需要が大きく減少し、市場価格が下落した。コロナ禍では、売上高が減少する経営体が多い中、IT等を活用し積極的な事業展開をした経営体は売上高を増加させる等、農業経営を取りまく環境は大きく変化している。また、人口減少・高齢化、大規模自然災害や家畜伝染病等の頻発、貿易交渉の進展、SDGsの取り組み等、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。

意欲と能力のある担い手が、変化する経営環境に迅速・柔軟に対応し、離農する農業者の農地・経営基盤を円滑に継承することで、地域経済・日本経済を牽引する生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

それには、さらなる農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業所得向上に向けた国際競争力の強化をはじめとする政策面の手当てが必須である。

ここ数年の農政改革により制度面の手当てはかなり進展してきたが、確実に担い手はその効果を実感できるためには、農政改革の方向性を堅持し、これに沿った取り組みを着実に実践し定着させていくことが必要不可欠である。

また、生産現場段階では、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる社会経済環境の変化や構造改革の進展とともに農業経営をさらに発展させるためには、政策面で解決を要する問題がまだ多く残っている。

農業法人は、地域農業の中心的な担い手として、地域の農業者等と協力しながら、地域農業の発展の先頭に立つべく、積極的に農地バンクを活用して、農業委員・農地利用最適化推進委員を率先して務めるなど、農地の集積・集約化に尽力している。

我々会員は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減など、経営努力を積み重ねていく決意であるが、農業経営者の努力だけでは解決できない政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

このため、日本農業法人協会は、日本農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

1 基本的考え方

- ① 新型コロナウイルスの感染症の拡大やコスト高騰など農業経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、農地の集積・集約化、自由な経営環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とするここ数年の農政改革の方向を堅持し、より一層、定着発展させていくこと。
- ② 生産現場における具体的な政策課題及びみどりの食料システム戦略などの新たな施策について、担い手と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること。
- ③ 例えば、米の生産現場に見られる価格下落を回避するための作物転換等の取り組みではなく、農業の成長産業化に向けた取り組みを行う担い手を対象とした経営安定対策をより一層推進すること。また、経営安定対策の推進にあたっては、諸外国における支援施策の調査なども行うとともに、消費者の理解が得られるように努めること。

2 人と農地の問題の解決

(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、生産性向上や先端技術の活用推進のため、担い手への集積だけでなく集約化まで進めることが必須である。このため、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに地域の農地の大宗を農地バンクが借り受け、担い手への集積・集約化が徹底して推進される状況を作り出すこと。また、eMaff 地図への各種データの集積を加速し、最新のデータが反映されている状態にするとともに、農業者の意見を取り入れ使い勝手がよいものにする。
- ② 担い手への農地集約化には、農地バンクが活性化することが不可欠であるため、生産現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動するようにすること。また、効果的な集積・集約が進まない場合、農業経営及び地域農業に精通し農地バンクと利害関係のない農地の集積・集約化に積極的な農業者等の第三者を農地バンクに関与させること。
- ③ 農地バンクの活性化の一助として、目標地図の策定に当たっては、将来の地域農業の発展を見据えた集積・集約化を最優先に考え、地域における農地の効率的かつ総合的な利用を実現すること。その際、地域外の入り作農業者の排除につながることはないよう地域内外の担い手を参画させるとともに、担い手が不足している地域については、他の地域の農業法人等（当協会が次世代サミットなどで教育・支援をする農業経営者等を含む）の参入を促進すること。
- ④ 所有者不明農地（相続未登記農地）が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用の制度を農地集積関係機関・団体の職員及び農業者へ周知徹底し、活用の推進を図ること。
- ⑤ 農地バンクは相手方を指定しない委任（白紙委任）が原則であることを改めて周知徹底したうえで農地を借り受けること。また、農地バンクを活用した担い手へ

の農地の集積・集約化が進まない場合は、法律によりすべての農地の農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者及び担い手に転貸する制度）を検討すること。

- ⑥ 農地バンクから借りた農地に農業用施設の設置や永年作物を植付けた際、農地の受け手に対し、当該農地を更地で返却するための費用を積み立てさせることは経営上の負担及び農地バンク利用の阻害につながる。このため、積立金を強いることをしないよう農地バンクを指導すること。また、やむを得ず積み立てさせる場合には、耐用年数や農地の賃借期間を考慮し、その額を損金として積み立てできる制度を創設すること。
- ⑦ 農地を担い手に集積・集約化するなかで、周辺の遊休農地から病害虫の発生などにより生産に支障が生じている場合があるため、支障の除去または発生防止のための制度を農地集積関係機関・団体の職員や農業者等に周知し、積極的にその制度の活用を図ること。

（２）農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置などの基盤整備、樹園地における永年作物の撤去などの条件整備を行い、担い手が借りやすい状況を整えること。また、担い手がスマート農業など先進的な取り組みを進め、効率的な生産ができるようきめ細かな基盤整備を実施すること。
- ② 特に農地バンクが借りている農地に対する基盤整備事業については、面積要件を緩和し、農業者負担ゼロで圃場整備を可能にすること。その際は、未集積地域を優先することなく、既に担い手への集積・集約化を完了している地域も含め、事業効果の高い先を対象とすること。
- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も事業の対象とすること。
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに「いわゆる高収益作物」（11ページの6の④参照）への無理な転換やその生産に向けた研修会の開催・受講を求めないこと（「いわゆる高収益作物」への転換は都道府県など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることを防ぐよう、十分に注意すること。
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること。

3 農業法人等の担い手の育成・発展

(1) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成

- ① 農業が儲かりまた魅力ある産業とすることで、新規学卒などの若い世代や脱サラなどした者が男性・女性関係なく農業界に積極的に参入する環境を整備すること。また、女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること。
- ② 経営感覚を有する担い手の育成に向け、農業経営に必要な経営管理や、労務管理、人事管理、財務管理等を担当する教員を農業高校・農業大学校等に配置するなど、教育機関の指導教育機能の強化を図ること。これに加えて農業教育に農業経営者の知見を活用して、就農・営農継続に直結する実践的なものとする。
- ③ 就農した者、農業者の子弟、新規就農者、定年帰農者、経営参画を目指す女性農業従事者などが、最先端の農業機械等の操作や高度化する経営のノウハウなど経営発展につながる研修等を受けられる環境を整備すること。このほか、農業技術や農業経営のノウハウなどを気軽に相談できる農業法人を人材育成の教育機関として位置付けて支援するなど多様な農業人材の定着を推進すること。
- ④ 就農を促進するための研修については、研修先において農業生産だけではなく、農業経営の発展段階に応じて必要となる経理や営業、IT技術等の人材育成を主眼とした研修が十分できるように予算を確保すること。
- ⑤ 近年の働き方改革等の動きを踏まえ、農業分野における他産業との人材シェアを推進するマッチング事業など必要な施策を講ずること。

(2) 農業の継続に必要な外国人等の確保・育成

農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、外国人材の確保が困難な状況は経営の存立に関わる課題であるため、感染防止策を措置したうえで、円滑かつ適正な受け入れを推進すること。

(3) 農福連携の推進

- ・ 農福連携の推進のため、農業法人と障がい者施設との連携による施設外就労等を推進すること。

(4) 規模拡大を目指す農業法人等に対する税制措置

- ① 農業経営者の高齢化が進むなかにおいて、計画的な農地の集積・集約化を進め規模拡大を目指す法人等を支援するため、現在の農業経営基盤強化準備金制度を延長すること。また、生産資材等が高騰している現下の状況を鑑み、生産コストの低減を図るとともに円滑な事業継承をするため、同制度の対象資産に中古品の取得も含めること。
- ② 水田農業等を対象とした税制特例としては、農業経営基盤強化準備金制度があるが、経営作目にかかわらず規模拡大を目指す農業法人の内部留保の確保による経営の安定化を図るための税制措置を創設すること。

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

(1) 農業関係分野の規制緩和の推進

- ① 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（園芸施設等）に関する建築規制などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと。また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと。
- ② 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、担当者や地域ごとの差が大きい場合がある。施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国統一的な迅速かつ公平・公正な手続きとなるようにすること。
- ③ 農業用施設の新設又は更新のために農用地が必要な場合において、農地転用許可を不要とすること。具体的には農用地区域内の農地に従業員のトイレや駐車場、バイオマスその他の発電施設など一定の面積を超える農業用施設を設置するには、農地を農用地区域から除外し転用する必要がある。これは将来の優良農地の集積・集約化を阻害する可能性があるため、農業用施設の設置については、円滑な事業展開ができるよう、経営規模拡大の実態に合わせた許可不要の面積基準（200 平米未満）の緩和や届出でのみで設置可能となるよう要件緩和するとともに、当該農業用施設を他の施設に変更する場合にはその時点で転用許可を義務付けること。
- ④ 農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、大規模化する農業経営が将来にわたり円滑に事業が進められるよう見直しを行うこと。
- ⑤ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定などにより、実態に合った合理的な仕組みとすること。
- ⑥ 特殊車両通行許可制度については、制度を抜本的に見直すこと。なお、抜本的な見直しができない場合は、申請書類の削減や申請手続きを簡素化すること。
- ⑦ 農外企業の農業参入にあたっては、短期間での離農や投機目的の農地転用など地域における農業の発展を妨げることがないように制度運用すること。
- ⑧ 農業の生産現場における消防法の適用にあたっては、コストの負担軽減などのため、消防法施行令の特例（第 32 条）に基づく運用は、消防庁の検討結果（令和 3 年 11 月 16 日付け公表の報告書）のとおり統一的なものとする。こと。
- ⑨ インボイス制度の農協等特例によって、「買取販売」を行っていた集荷業者・団体が同特例の対象となる「無条件委託販売」に先祖返りする動きが見受けられる。これは、農業競争力強化プログラムに逆行するとともに、同特例の対象外の取引を行っている農業者・集荷業者・団体においては、取引先の減少につながる。このため、消費税額の正確な把握及び納税というインボイス制度の趣旨に基づき、消費税を納税すべき者が確実に納税するよう制度運用を徹底すること。
- ⑩ 災害に強い農業用施設の設置にあたり、農地法や都市計画法、建築基準法の建築

確認等の関連法令が障壁・負担になっており、防災を考慮した農業用施設の設置を阻んでいる。このため、これらの規制を緩和すること。

(2) 生産資材価格の引き下げ

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げること。
- ② 定期的に、農産物の主要輸入国における資材費や人件費など農業経営に関わる主なコストを対象とした諸外国の調査を引き続き行うこと。その際、時系列で諸外国とのコスト比較を行うと共に、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること。
- ③ 農業者への助成金などを理由に集荷業者や農機具等のメーカーなどから農業者が取引価格の上乗せや引き下げを不当に強要されることがないよう業界に対し指導すること。
- ④ 近年、燃油や肥料、農業用資材等が世界的な経済情勢により高騰しているが、経営者の経営努力だけではコスト削減に限界があるため、コスト削減や効率的な生産に取り組む農業者を支援すること。また、農産物の生産に不可欠な農業用資材等の入手が困難な状況になる動きもあるため、食料安全保障面からも農産物の生産に支障がでないよう農業資材等の業界に対する支援を行うとともに、肥料については国内での調達を実現するため、糞尿の肥料化等、研究開発を推進すること。

(3) 流通構造の改革

- ① 農業競争力強化プログラムでは、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。このため、同プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げること。
- ② 米の価格形成に大きな影響を及ぼす「無条件委託販売」からリスクを負った「買取販売」へのさらなる転換を集荷業者・団体に求めるとともに、生産者の所得向上につながる実需者・消費者への直接販売を中心とする流通・加工構造への改革をさらに進めること。
- ③ 農業経営の持続及び発展させるため、生産コストに見合う効率的な流通システムを整備すること。また生産者と消費者及び食品産業界が中間流通を回避し、今以上に近い位置で繋がる流通システムを確立し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること。
- ④ 規格の簡素化や主要農業国の市場手数料率（農業者負担）及び税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること。また、この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取

引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること。

- ⑤ 市場取引における画像取引など IT 化を進め、現物が無くても円滑な取引ができるよう取引環境を整備し、農産物が物理的に市場を経由することなく、流通する仕組みを推進すること。
- ⑥ 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取り組むとともに、IT・AI 等を活用し、物流トラックの空車情報を活用した物流版 UBER（配車サービス）のような仕組みの構築などを検討すること。

(4) 技術革新

- ① デジタル田園都市国家構想の実現及び生産現場における作業の省力化に向け、IT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ、オープン API 等の技術開発を加速させること。また、これらの技術を有効に活用するため、中山間地域をはじめとする農村地域へのローカル 5 G 等の導入によりデジタル・インフラを整備すること。
- ② 技術開発については、農業者の意見を反映させ、生産現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、農業者が所得との関係で負担しうる相応のコストで活用できるようにし、急速な普及を図ること。また、農研機構が行っている研究結果を農業者や地方自治体に広く周知するとともに、その研究成果を実用化できるよう農機具メーカーなどを支援すること。
- ③ 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種など、生産現場と消費者ニーズを踏まえた需要のある品種開発を官民協力のもとに迅速に進めること。
- ④ 農業者のニーズを踏まえて、農薬メーカーによる薬害試験や登録をさらに推進させ、農業用ドローンで使用可能な農薬の対象を拡大すること。
- ⑤ 現在政府で進めているドローンの操縦ライセンス制度導入にあたっては、十分に農業者との意見交換を行い、ドローン利用拡大に資する制度にすること。
- ⑥ 農業者が新たな技術に取り組む際のリスクを軽減するため、農業用ドローン等新たな農業機械を農業共済保険（農機具共済）の保険対象にすること。

(5) 行政手続きのオンライン化及び大幅な簡素化と公平な運用

- ① 手続きのオンライン化にあたっては、申請に必要な添付文書を思い切って削減し、簡素化すること。また、オンライン化は、農林水産省のみでなく、手続きに関わる市町村等すべての関係機関を含めたトータルな仕組みとすること。
- ② 農地バンク利用時に必要となる各種申請書類及び手続きを簡素化するなど手続きの負担軽減のため、各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること。
- ③ 在留審査等のための申請・報告書類が多く、その事務作業・手続きに多くの時間を費やしている等農業者にとっては負担が大きいことから、在留審査手続きに必

要な書類の簡素化、オンライン化及び円滑かつ速やかな手続きを行うこと。

- ④ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足などにより工期の長期化が起こる生産現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化すること。
- ⑤ 国の施策（事業）の実行にあたり、地方自治体の対応に差が生じ、それにより施策の受益者にも差が生じている。このため、国は地方自治体に対し情報の共有を確実にを行うとともに、施策採択の判断を公平に行うよう指導すること。
- ⑥ 全ての補助事業について、大規模経営体は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者数、耕作面積）していることから、受益従事者数・受益面積などを要件とし、戸数要件を廃止すること。
- ⑦ 効率的な生産及び税金の有効な活用のため、補助事業で導入した対象物を補助事業の目的から外れない範囲で、改良及びその使用を認めること。
- ⑧ 地域の担い手として位置付けられている農業法人は、農地を集積・集約化することで経営規模を大きくし、効率的な生産に取り組んでいる。このような大規模経営体が土地改良事業等の補助事業を活用する際、国は大規模経営がゆえに事業費の増大のみを理由に事業の分割を強いることなく、地域農業に与える事業効果をみて事業を公平・公正に採択し、経営発展を支援すること。
- ⑨ 農地の転用許可等、行政による許可は、その権限を生産現場に近い行政機関に下ろし、窓口のワンストップ化を図るとともに標準事務処理期間を遵守し、迅速な対応を実現すること。また、農地における農業用施設の設置にあたっては、円滑な事業実施のため、都市計画法の開発行為の許可等を含め、農業委員会のみでのワンストップ化による手続きで完結できるよう制度を見直すこと。
- ⑩ 家畜の糞尿処理対策に関して、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするとともに、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。
- ⑪ 畜舎の固定資産税について、農業用施設ではなく一般家屋並みにしている地域があるため、農業用施設として課税されるよう、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと。

5 6次産業化と輸出の促進

- ① 6次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ加工業者等と連携するなど、着実にこの取り組みを進めることが重要である。このため、連携・相談先に関する情報の提供など、農業者等のリスクを小さくし、6次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること。
- ② 輸出については、国別・品目別にクリアすべきことを完全に網羅した一覧表や実務的な内容を記載したフローチャートを準備し、ワンストップの相談窓口を設けるなど、農業者等のリスクを小さくし、輸出に容易に取り組める環境を整備すること。
- ③ 産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進につながるジャ

パンブランドの育成に努めること。また、品目別の輸出促進団体の発足にあたっては、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為など）がないようにすること。

- ④ 輸出用米への支援は、実需者との事前契約ではなく輸出証明書に基づく輸出実績ベースでの支払いにすること。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染症の拡大により、乳製品の需要が減少し、脱脂粉乳などの在庫が積み上がっているため、乳製品の輸出をより一層積極的に推進すること。また、国内における乳製品の消費をさらに喚起するとともに、輸入品と国産乳製品との置き換えを進めること。
- ⑥ 成田空港の隣接地に開場した成田地方卸売市場は、国内初の農産物等の輸出ワンストップ機能を有しており、関東圏にとどまらず、日本全体の農産物等輸出促進に資する施設である。このため、同施設の利活用を国としても積極的に支援すること。

6 米政策の課題

- ① 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して生産抑制を強要することがないようにすること。このためにも、平成 29 年産以前のように、国・都道府県等の行政配分による生産調整に戻さないこと。また、行政による生産数量目標配分が廃止された平成 30 年産以降、各地域の地域農業再生協議会や集荷団体において、需要に応じた生産やこれに基づいた集荷及び販売がしっかりと行われていたか否かの検証をすること。
- ② 集荷業者や団体を通じて米を販売する生産者においても需要に応じた生産を強く意識し、責任をもって米の生産に取り組むため、生産者自らが各々の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝える必要がある。この実施を大前提としたうえで、地域の再生協議会で生産者又は集荷業者・団体等関係者が公正かつ活発な議論が行えるように、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売未了が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝えるなど環境を整えること。
- ③ 水田農業の生産振興に係る補助金については地域の再生協議会ではなく、需要に応じた生産及び販売にしっかりと取り組んだ者に対して直接支援すること。
- ④ 米でも転換作物でも、農業者自らが販路を確保し、売れるものを作り、収益を確保することが前提である。ついては、作るだけで収益が上がると誤認を招きかねない「高収益作物」という用語の使用は避けること。
- ⑤ 水田における転換作物の生産は、米の供給を抑制するためではなく、需要のある農産物を積極的に生産する目的とし、生産する農地の機能（将来、水田として活用するか否か）を問わず、国内で不足し、需要のある作目の生産に対して積極的に支援すること。また、水田を畑地化し、需要のある作目を低コストで効率的に生産するために必要となる基盤整備、機械・設備やスマート農業等の導入を推進

すること。

- ⑥ 消費者・実需者ニーズを的確に捉え、需要に応じた転換作物を機動的に生産するため、同一作物の複数年契約や都道府県・市町村による転換作物の指定を廃止すること。
- ⑦ 転換作物によっては、乾燥施設などの設備の整備及び耕畜連携が密になされないと生産振興につながらないため、転換作物の生産に取り組みやすい環境整備をさらに進めること。
- ⑧ 米の現物市場については、農業法人等の現物市場外で行う適正な価格での取引きを歪めることがないように留意すること。また、米の価格変動リスクの軽減や需要に応じた生産を計画的に取り組むため、先を見越した公的な価格指標の公表を検討すること。

7 畜産政策の課題

- ① 国際情勢に左右されない国内における安定的な飼料生産及び供給により、国産飼料の自給率を向上させるため、米の転換作物に限らず、国内での飼料作物の生産をさらに推進すること。また、国産飼料の生産・利用を普及・推進させるため、国産飼料向けの乾燥施設等、インフラの整備を推進すること。
- ② みどりの食料システム戦略の取り組みを進めるにあたり、さらなる耕畜連携が重要になることから、耕種農家と畜産農家のマッチングの一層の推進を図るとともにその支援に取り組むこと。また、堆肥の活用は同戦略上、必要不可欠な取り組みであるため、保管施設、散布用機械などのハード面や輸送コストなどのソフト面の支援を実施すること。
- ③ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、科学的かつ生産現場で運用可能なものとするべきであり、農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるよう十分配慮すること。また、家畜伝染病の蔓延は、農業者だけの責任ではないことから、補償においては、特別手当金の減額措置等、農業者に対し過度な責任を負わせないよう十分配慮すること。
- ④ 家畜伝染病の水際対策を強化するとともに、伝染病の発生を事前に防ぐため、日頃より池沼・野生動物等の定期的な病原調査や野鳥等の飛来調査を行い、その調査情報を農業者に対しリアルタイムで周知すること。
- ⑤ 畜舎汚水の排水基準を順守することは経営上の負担が大きいため、暫定排水基準の期限を延長すること。また、将来、排水基準を高める場合は、その基準をクリアするため、高性能な浄化槽設置等、ハード面の整備に対する支援をすること。
- ⑥ 畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域などで機械的に線引きせず、生産現場の実態に合わせた制度に見直すこと。
- ⑦ 産業動物に関する獣医が不足している現状があることから、対策を講ずること。

8 野菜・果樹政策の課題

- ① 指定野菜価格安定制度は、生産地域や出荷先によって補給金の交付対象が制限されていることから、国は収入保険制度を農業者がより利活用しやすいような制度に拡充するとともに、生産者は積極的にその制度を活用することで、経営の安定化を推進すること。
- ② 担い手の経営規模が拡大する中、農産物の盗難被害に対する防止策には限界があることから、警備システムの開発及び普及を推進すること。また、その技術を活用できるよう無人飛行等の規制を緩和すること。
- ③ 農繁期の人手不足に対応するため、都市部の人材、行政機関や民間企業等の他分野の人材を短期間の雇用であっても確保できるよう環境整備し、農業従事者として定着を図ること。また、農閑期における産地間や法人間での農業従事者等のマッチングを通じた派遣等ができる制度の創設を検討すること。

9 「みどりの食料システム戦略」の実現

- ① SDGs や有機農業など、持続可能な環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなることを真剣に受け止め、農業者がこれに円滑に対応できる環境を整備すること。
- ② 「みどりの食料システム戦略」の 2050 年までに目指す姿の実現に向け、農業法人は食料の安定供給の責めを果たすとともに、持続可能な環境にやさしい農業に積極的に取り組む。このため、農地の集積・集約化、スマート農業の実装、IT 利用の効率的な流通等を着実に実行すること。
- ③ 2050 年カーボンニュートラルに向け、農業分野でも、二酸化炭素排出エネルギーから非排出エネルギーへの転換、二酸化炭素吸収力の向上などが急務であり、国が総力を挙げて抜本的な技術開発・実用化を進めること。また、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量 30%低減に向け、耕畜連携を強力に推進し、その実行に必要な支援措置を講じること。
- ④ 生産現場におけるエネルギーの転換は、大規模な設備投資が必要になり、経営への影響は大きいため、農業経営が政策により左右されないよう、国として推進する再生可能エネルギー等を具体的に示し、長期間一貫した政策を推進すること。
- ⑤ 地球的規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、地球環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。このために、地域への利益還元を組み込み、農業者が取り組む意欲を喚起するとともに、再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。
- ⑥ 耕地面積に占める有機農業の面積割合を 2050 年までに 25% (100 万ヘクタール) に拡大する目標の実現にあたり、消費者に対し有機農産物及びその生産過程などの理解の促進と消費拡大の啓発を推進するとともに、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、分かりやすいものとする。また、農産物の認証の手続きを必要とする場合、農業者に申請手続きや費用などの負担をかけない仕

組みとするとともに、有機農産物を再生産できる施策を講じること。

10 農村政策の課題

- ① 農業構造の変化により、これまでの地域の農業者による共同管理などでは対応できない課題が出てきており、これが今後拡大することが想定されたため、これらの課題を洗い出し、対応策を早急に検討すること。特に、農地・水路等の農業インフラの維持が、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出てきており、こうした場合の対応策を早急に確立すること。
- ② 多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっており、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること。
- ③ デジタル田園都市国家構想に基づき、若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活用して快適に生活できる環境の整備を進めること。
- ④ 担い手の経営規模が拡大する中において、深刻化する野生鳥獣による農作物被害を未然に防ぐことは困難であるため、中山間地域への防護柵設置等の対策を推進すること。また、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手へのPR活動や研修、被害防止のための新技術の開発及びその活用を推進すること。

11 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ① 近年の大型台風の襲来、集中豪雨の頻発等異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症や豚熱、鳥インフルエンザ等の疾病の蔓延など、リスクが著しく増大しており、農業者による事前対策などの自助努力だけでは対応できなくなっているため、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること。また、近年、重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること。
- ② 農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進と対象業種の畜種への拡大を進めること。その際、農業者の意見をよく聞くこと。
- ③ 収入保険の加入促進のため、発動基準を発動しやすくする（現行の9割を9.5割にする等）一方で、補償下限を引き上げる（現行の7割を8割もしくは9割とするなど）タイプを検討すること。
- ④ 農業者は自助努力で可能な災害対策として「事業継続計画（BCP）」の作成に取り組んでいる。については、BCP策定による減災効果を検証し、収入保険の掛金を軽減する仕組みを検討すること。
- ⑤ 東日本大震災後10年以上経過し、一部の国や地域においては、日本からの輸入規制を緩和・撤廃してきている。しかし、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、一部の消費者や諸外国が被災地産の食品購入をためらうことや輸入禁止措置を継続するなど風評被害がいまだ継続している。東京電力福島第一原子力発

電所の処理水が海洋放出されれば、風評被害が拡大する懸念がある。このため、科学的知見による放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や農産物などの安全性についての情報発信をさらに強化すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること。

- ⑥ これまでは、災害ごとに、国が災害の大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること。
- ⑦ 農作業事故による死者数は、減少傾向にあるものの、毎年約 300 人に上っていることから、農業者、メーカー、行政が一体となり、作業前チェックリストの作成、農業機械研修及び事故に備えた保険制度の活用周知など、安全対策を進めること。

12 その他

- ① 近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、農産物の安定供給が脅かされている事態を踏まえ、農業の重要性や国産農産物の生産振興が国民生活の安定に欠かせないものであることをしっかりと国民に周知すること。
- ② 農業界と経済界においてあらゆる分野で連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること。
- ③ 低迷する食料自給率を改善できない現状と世界的な人口増加による食料不足の懸念を踏まえると、島国日本において食料生産の重要性を広く国民へ理解・周知する活動は重要であることから、パリ国際農業見本市のような事業を国がリードする形で執り行うこと。

以上



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp>

nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F

食料・農業・農村基本法の見直し

令和4年11月17日

公益社団法人日本農業法人協会

当協会会員が目指すプロ農業経営の姿

- 1 不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。
- 2 我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献する。

農業経営を取り巻く状況と課題

人材・生産基盤

基幹的農業従事者の
高齢化・減少

労働力不足
人材育成

生産資材高騰と
安定的な確保の
懸念

スマート農業
(効率的生産)
の実現

需要・販売

国内人口の
減少・高齢化
による需要減

食生活の変化に
基づく
需要に応じた
生産・販売

世界的人口増加
による
海外需要の増加

価格転嫁
(適正価格)
の実現

経営継続など

自然災害や
家畜伝染病の
頻発

持続可能な農業
(みどりの食料システム戦略)
への対応

課題と対応策①

	課題	対応策
農業従事者・人材	1 基幹的従事者の高齢化・減少	(1) 法人が離農農地などを着実に引き継ぐ環境整備 (2) 担い手への農地の集積・集約化に向けた「地域計画」の確実な取組み (3) 集約に併せた農地の大区画化・基盤整備、各種規制の緩和
	2 労働力不足	(1) 他産業などとの人材シェアや外国人材の確保 (2) 農福連携など多様な者の受入体制整備 (3) スマート農業の早期実現
	3 人材育成	(1) 事業の多角化などに必要なマネジメント能力向上 (2) 後継者及び新規就農者の育成強化 (3) 農業界と経済界の交流による相互発展

課題と対応策②

	課題	対応策
安定的・効率的な生産	1 生産資材の高騰 安定的な確保	(1) 国による生産資材の確保・備蓄 (2) 生産資材価格引下げに向けた流通構造の改革 (3) 国内未利用資源（耕畜連携など）の一層の推進 （技術開発、耕畜農家のマッチングなど） (4) 国内での飼料作物の生産振興
	2 スマート農業の実現	(1) 各営農類型や地域の実情に適合した技術開発 (2) 最新機器が利用できるデジタルインフラなどの環境整備 (3) スマート農業に対応できる従事者の育成

課題と対応策③

	課題	対応策
需要に応じた生産・販売	1 需要に応じた生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食生活変化への機動的な対応に向けた農業と食品産業との連携強化 (2) 需要に応えられる生産体制の確立（品種改良、生産技術・機械開発、畑地化等の農地整備など） (3) 実需者・消費者への直接販売など流通構造の改革
	2 世界的人口の増加	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海外需要（輸出）への対応強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 国全体としてのプロモーション ② 生産・加工・流通のフードチェーン全体への支援 ③ 輸出国の規制に対応できる環境整備 ④ リスク軽減等農業者が取り組みやすい環境整備
	3 価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農産物の生産コストが販売価格へ適正に反映される仕組みの構築 (2) 生産者の所得向上に向けた販売・流通構造の改革 (3) 消費者、加工・流通業者などの農業生産現場への理解醸成

課題と対応策④

	課題	対応策
経営継続など	1 高まる経営リスク	<ul style="list-style-type: none">(1) セーフティネット対策の拡充（幅広い営農類型を対象、農業者の負担の軽減）(2) 農業経営におけるBCP策定の徹底(3) 個々の経営では対応が困難な自然災害や家畜伝染病などへの予防措置の充実
	2 みどりの食料システム戦略の実現	<ul style="list-style-type: none">(1) 有機農業など持続可能な農業に向けた技術開発(2) 環境にやさしいエネルギーへの転換や技術開発(3) 持続可能な環境にやさしい農業（有機農業）への国民理解と再生産支援

ご清聴ありがとうございました。